

第九十六回国会 外務委員会 議 録 第 五 号

昭和五十七年四月二日(金曜日) 午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 中山 正暉君
理事 奥田 敬和君 理事 川田 正則君
理事 高沢 寅男君 理事 土井たか子君
理事 玉城 栄一君 理事 渡辺 朗君
北村 義和君 竹内 黎一君
浜田卓二郎君 松本 十郎君
山下 元利君 井上 普方君
河上 民雄君 小林 進君
林 保夫君 野間 友一君
東中 光雄君 伊藤 公介君

出席國務大臣

外務大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

外務政務次官 辻 英雄君
外務大臣官房外務参事官 都甲 岳洋君
外務省アジア局長 木内 昭胤君
外務省中南米局長 枝村 純郎君
外務省欧亜局長 加藤 吉弥君
外務省経済協力局長 柳 健一君
外務省国際連合局長 門田 省三君

委員外の出席者

科学技術庁計画局国際科学技術博覧会企画管理官 平野 拓也君
国土庁大都市圏整備局筑波研究学園都市建設推進室長 久保 敏行君
外務大臣官房審議官 藤田 公郎君

外務大臣官房外務参事官 遠藤 実君
外務大臣官房外務参事官 佐藤 嘉恭君
農林水産大臣官房参事官 須田 洵君
外務委員会調査室長 伊藤 政雄君

四月一日

婦人に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約早期批准に関する請願外五件(佐藤誼君紹介(第一七六五号))
同外十九件(嶋崎謙君紹介(第一七六六号))
同外一件(横路孝弘君紹介(第一七七七号))
同外二十三件(長谷川正三君紹介(第一七六八号))
核兵器の廃絶等に関する請願(三谷秀治君紹介(第一八二二号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)
国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第三二八号)
千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について

承認を求めめるの件(条約第九号)
千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一〇号)
千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一一号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件及び千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件並びに国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高沢寅男君。

○高沢委員 私は、いま委員長が述べられました案件のうち国際小麦協定に関連する議定書、このことについて質問を申し上げたいと思います。冒頭にお尋ねしたいことは、いま読まれました一九七一年の国際小麦協定を構成する一の文書であるその議定書、それから今度は他の文書である議定書の締結について、こうなるわけです。この一の文書である、他の文書である、実はこういう言葉の關係なんでありますが、手元にいたたいておられます英文のものがござりますが、この英文のものを拝見しますと、一の文書であるとか他の文

書であるとか、そういうふうな言葉は入っていないわけなんです。この英文と日本語に翻訳されたこの案件の名称のつけ方、一の文書、他の文書というものが英文は入っていない、日本語は入っている、これは何か特別な意味があるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○都甲政府委員 お答え申し上げます。

この英語によりまして、英語は小麦協定の延長という形になっておりますけれども、これは正確にこの意味をとりますれば、やはりここに訳してありますように詳しく書くことが、延長する議定書であるという形に書くことが正しいということである。このように訳文にしてあるわけでありまして、ですから、むしろその英語の意味よりも、この日本語に訳された意味の方が正確に現実の事態を反映するということでございます。

○高沢委員 いまは英文よりも日本語の方がより正確、より懇切丁寧、こういう御趣旨のあれであったわけですが、これは要するに私の考えるのに、この案件の中には二つの議定書が含まれているわけですね。一つの方は小麦貿易協定書、一つの方は食糧援助協定書、こういう二つのものをここに合わせて一本にしてあるということから、片方は一の文書、片方は他の文書、こういうふうになされたと思うのです。

そこで、こういうふうになつたものを一つにまとめるということが果たして適切であるかどうかということをお尋ねしたいわけですね。と申しますのは、この一つの文書である貿易規約の方には加盟して、そして援助規約の方へは加盟していないというような国も現実にはあるわけですね。そういう国の關係はどうなつておるか、ちよつと御説明願いたしたいと思います。

○都甲政府委員 お答え申し上げます。

この議定書の前文にもございますように、確か

この小麦貿易規約と食糧援助規約は二つの別個の法的文書というようになっておりますし、国際小麦協定というものがこの二つの文書によって構成されていることは明確にされております。ですから、それぞれの規約が独立の法的文書であることは明らかでありまして、加盟国も、たとえは小麦貿易規約には三十九カ国及び欧州経済共同体が入っておりますし、食糧援助規約には十一カ国及び欧州経済共同体が入っております。

それで、食糧援助規約に入っている加盟国はすべて小麦貿易規約の加盟国に現実にはなっておりますけれども、従来、食糧援助規約に入るためには小麦貿易規約に入る必要の条件でございまして、その条件を除去いたしまして、むしろ小麦貿易規約には興味のない国も食糧援助規約には入る道を開いておくという形で、食糧援助をさらに伸ばしていこうという意図でこのような構成になっております。

○高沢委員　そこで、これはひとつ大臣にお答えいただきたいと思うのですが、いま都甲さんから説明されたような、つまり国の加盟の関係でも、こちらの方へは入っておるが、こちらへは入っていないという国が現にあるわけですね。そういったものと、われわれのように国会でこれを審議する立場からしても、こちらの規約は結構だけれども、こちらの規約は反対だというふうな立場もあり得るわけですね。ところが、これは二つ合わせて一本という形で国会へ提案されておりますと、その辺の賛否の態度のとり方が矛盾する場合が出てくる。この場合には、われわれこの両規約とも別に異存はございませんから、したがって一本でも結果としては結構でございませぬが、しかしそういうことがあり得る、こう考えた場合には、この二つの規約を一本の小麦協定という形ではなくて、頭に小麦協定というまぐら言葉は当然つくでしょうが、しかし内容的には二つのものとして出されるのが適当じゃないのか、こう思うわけですね。ここにはすでに一本で出ていることではあります

が、一応そのことについての大臣の御見解をお尋ねしたいと思っております。

○都甲政府委員　その前に、技術的なところだけ私からお答えさせていただきますと思っております。

先生御指摘のように、確かにこの小麦貿易規約及び食糧援助規約は二つの別個の文書ではございませぬけれども、それぞれ国際小麦協定を構成するものとしていこうと、国際小麦協定というものが一体として考えられていくという事実はございませぬ。でございませぬから、技術的に申しますと、この一九八一年の議定書は共通の前文を有しておる、その後それぞれ独立の議定書がございまして、それぞれの議定書でこの共通の前文を含むというように複雑な構成になっております。

それから、食糧援助規約の第十条をござらぬいただきますと、食糧援助規約の有効期間は、小麦貿易規約が有効であることを条件として効力を有するということになっておるわけでございます。このように、別個の文書ではございませぬけれども、この構成上及びその効力関係からいっても非常に密接な関係になっていくということがございませぬので、この点は御理解いただきたいというふうにごえませぬ。

○櫻内国務大臣　高沢委員の御質問は、今回の場合の国際小麦協定という条約の中の二つの規約、これについては御理解をお持ち願っておるようになりませぬ。しかし、そうでない場合にはどうか、こういう御質問の趣旨だと思っておりますが、残念ながら、私はそういう二つになっておる場合の何か問題がありそうな事例というものがいま頭に浮かびませぬので、その場合その場合に適切に考える必要があるのではないかと存じます。

○高沢委員　こういう二年延長の承認をいま求められておるわけですから、二年たつとまた次の延長ということが来るわけで、そういう将来の国会の承認を求める場合には、いま申し上げたような内容上こちらが賛成こちらが反対のときどうするのだというふうな問題等も十分考慮に入れてひとつ扱いを御検討いただきたい、こういうふうな

これは将来の問題として申し上げておきます。

次に、具体的な内容に入りますが、加盟国の関係で、中国は大変大きな小麦の生産国である。また大変大きな小麦の輸入国である。こういう国がまだ現在この小麦協定加盟国になっていない。この見通しはどうなのか、日本と中国の間でこの種のお話し合いをされたことがあるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○遠藤説明員　御案内のように、一九七一年の二十六回の国連総会におきまして中国の代表権問題に関する国連決議が採択されたわけでございませぬが、これに照らして、七四年二月の国際小麦理事會におきまして、中華人民共和国政府が合法的に中国を代表して小麦協定に関する事項を取り扱う権限を有する唯一の権威であるという決議が採択されております。しかしながら、中華人民共和国政府としては協定への即時参加を希望しなかつたということがございまして、台湾にかわつて協定の加盟国としての地位を占めるということにはならなかつたわけでございませぬ。

したがって、同国が協定に参加するために改め加入の手続をとることになるわけでございませぬが、七八年から七九年にわたりまして開催されました新しい協定交渉に参加していなかつたということがございませぬ。これは、七八年會議の招請状を七七年に発送したわけでございませぬけれども、これについて参加の表明をしなかつたわけでございませぬ。したがって、現在におきまして、現行協定に参加するかどうかという点は不明でございませぬ。

ただ、先ほど先生御指摘になりましたように、中国はことに最近小麦の輸入が非常にふえております。また七八年、七九年当時はそれほどでもなかつたと思ひますが、ことに八〇年、八一年と小麦の輸入がふえておるといふ事情がございませぬ。地方、中国は八〇年の四月にはIMFに加盟する、あるいは同年の九月には国際天然ゴム協定に参加するといふぐあいに、国際経済の枠組みに参加し始めているという事情がございませぬ。

したがって、わが国としては、中国が小麦協定に加盟する、それから国際小麦理事會の活動に積極的に参画するということを期待しております。たまたま現在までのところ、十分なそういう機会がございませぬで、この点につき特別に同国と話し合ったことはございませぬ、ございませぬけれども、今後こういう方向で中国が協定に参加してくるようになるよう、前向きな姿勢で対処することに考えております。

○高沢委員　その事情はよくわかりました。それでは次へ進みたいと思ひますが、この貿易規約の方ですね。この貿易規約の方は、新しい規約をつくろうということになっていて、かなり国際的な協議も進められたけれども、現状ではまだ新しい規約はできていないという事情にあるわけですが、その新しい規約のできない理由が、穀物の備蓄の規模について国際的な意見が一致しない、特にその点では、アメリカがこの備蓄について非常に消極的な姿勢であるというところから、新しい規約がでないのだとお聞きしておるわけですが、その辺の経過をひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○遠藤説明員　新しい協定につきましては、国際管理のもとにおきます国別の備蓄、それを中心にして運用しようということが中心になっておるわけでございませぬ。ただ、この新協定の発想が出てまいりましたのは、一九七四年に、御承知のように世界食糧會議がございませぬけれども、その前が史上空前の不作ということがございまして、その意味で国際備蓄を強化するといった考え方が出てきたわけでございませぬ。

ところが、その後協定交渉をやっておりますうちに、一方におきましては世界的な豊作が続くというふうな背景もございませぬ。そういった事情がございませぬので、アメリカのみならず輸出国側がこういった財政支出を伴うような国際備蓄制度について消極的な態度をとるといふふうな態度になってまいりまして、そういったことがひとつ背後にございまして、交渉が必ずしも順調に進んで

ないと言えらるかと思ひます。

○高沢委員 豊作のときは確かに需給は間に合ふといふことはそのとおりですが、しかしこういう備蓄が必要だといふのは、いざ不作が来たときの困難を乗り切るには備蓄が必要だといふことになるわけですから、この点はわが国としては強く、そういう国際備蓄が実現する方向で、今後も国際的な発言をしていっていただきたい。特にアメリカに対してそういう要求をしていただきたいと思ひます。

ここに一昨年の、ちようどカーター大統領からレーガン大統領に交代する直前のころの新聞記事ですが、レーガン大統領はこうした小麦あるいは広く穀物の国際備蓄制度を提唱する考案があるんだ、こういうふうなことが新聞に報道されたことがあるわけですが、この新聞報道といふの説明された備蓄の点について、アメリカがいま消極的である、このことの相互関連をどういふふうに把握されるか、お聞きしたいと思ひます。

○遠藤説明員 御指摘になりました新聞記事でございませうけれども、これは内容といひましては、レーガン政権が穀物輸出国内に余剰の穀物を備蓄する、そして需給の逼迫時には参加国に優先的に放出するといふことを骨子といひます。国際穀物備蓄制度を提唱するといふことを報道しているものでございませうけれども、この新聞報道の内容につきまして、米側から、政府としては何らの提案を受けたこともございませう。また、米政府関係者も右の報道を否定したという経緯がございませう。その後レーガン政権が発足いたしました現在まで、このような国際備蓄制度といふのは提案されていませう。

○高沢委員 そうすると、この新聞報道は、当時のあれとして余り根拠のあるものではなかつたといふことかと思ひますが、なお、それに関連して、この国際小麦協定の過去の歴史を振り返つてみますと、過去においては、この協定の中に価格帯方式あるいは保証数量方式といふふうなものがつつと盛り込まれてきた、そういう時期の方が

ずつと長かつたわけですから、そして、一九六五年協定ですか、ここではこういう条項がなくなつた。しかし、その次の六七年協定では、またこういう経済条項が入つた。そして今度は、七一年協定は、また経済条項がなくなつた。こういう経過を経ておられますが、価格問題なり、あるいは数量の保証方式なり、こういう経済条項は、本来の小麦協定の趣旨からいってあるべきじゃないのか、こう思ふのですが、この辺は、政府の考案、また、これからの小麦協定に対する対応の仕方としていかがでしょうか。

○遠藤説明員 御指摘のとおり、日本政府といひましては、国際小麦協定に経済条項が入ること、つまり経済条項を伴つた小麦協定が望ましいといふふうな考案しております。

御質問になりました、昔の小麦協定に経済条項が入つていたにもかかわらず、七一年協定に入つていない点についての事情でございませうが、これは、六七年に当時のケネディ・ラウンドのパッケージの一つとしてこの小麦協定ができたわけにございませうけれども、それには、御案内のように価格帯あるいは供給保証等の経済条項が含まれておりました。ところが、それが発足いたしました直ちに最低価格を割るといふふうな事態も起こりました。そこで、七一年協定の交渉の段階で、結局価格帯を設定するための基準小麦の選択、それから価格水準等に関しましてむしろ輸出側、特に米國とカナダの間での対立が生じまして、最終段階に至つてもこの点が解決されなかつたといふことがございませう。経済条項を落としたか、こうで七一年協定の小麦貿易規約ができたといふこととでございませう。

○高沢委員 いまの御説明で経過はわかりましたが、この新しい規約ができる際には、そういう経済条項なり、先ほど触れた国際備蓄のそういう内容が実現するように、今後のまた大いなる御努力をひとつお願いしたい、こう思ひます。それで、次にいわゆる食糧安全保障、こういう関連で幾つかお尋ねをしたいと思ひます。食糧安

全保障といふ言葉を世界的な、グローバルな視点でとらえてみた場合に、結局世界各国の国民がいずれも十分な食糧、十分な栄養が保障されるという状態が食糧安全保障のあるべき姿といふことにならうと思ひます。そういう立場で考えた場合、特にいま発展途上國が非常に食糧不足という状態もあるわけですが、全体としてグローバルに見ての食糧の生産能力、それに対しての食糧の消費、需要がどんなバランスにあるのか、そのことについての政府の見方をひとつお聞きしたいと思ひます。

○遠藤説明員 実を申し上げますと、御質問の点は、正確なお答えが大変むずかしい点でございませう。人口増加等につきましては、一種のプロジェクションと申しますが、そういうことで、ある程度の姿はわかるわけにございませうけれども、生産等につきましては、余りにも多くの不確定要素があるといふ事情もございませう。なかなか自信を持ってこういふ需給バランスがどうなるかといふ点をお答えするのは大変むずかしいわけにございませう。当然のことながら先生御指摘の点は大変重要な問題でございませう。各方面でいろいろ調査研究等は行われております。

そこで、たまたま一例でございませうけれども、FAO、國連の食糧農業機關が昨年発表いたしました「二〇〇〇年の農業」と題する報告書がございませうが、これによりまして、開発途上國九十カ國を対象に、一九八〇年から二〇〇〇年までの人口増加率を年二・四％、一日当たりのカロリー摂取量の増加率を年〇・七％、食糧の増産率について樂觀的な見方として、年三・八％。これを前提といたします場合、栄養不良の人口が、一九七五年には四億三千五百万人といふふうな推定されておられますけれども、二〇〇〇年にはむしろ二億四千万人に減少するといふふうに見込まれるわけにございませう。この年率の計算、先ほど樂觀的な見方として三・八％と申し上げましたが、これを現状の年率二・八％を前提にいたしますと、二〇〇〇年の栄養不良人口は五億九千万人になるといふ

ふうに見込まれておられます。なお、その中間にありませう一九九〇年におきまして、食糧援助の必要量は、樂觀的な見方の場合が千二百万トン、現状の傾向が続く場合は二千六百万トンになるといふふうに見られておられます。これは、これが最も権威のある、あるいは確定的な見通しだといふことでは必ずしもございませうけれども、一例として御説明申し上げます。

○高沢委員 この問題は大変重要な問題だと思ひます。したがつて、わが国のような立場の國は、特にそうした食糧の困難な状態にある発展途上國に対する援助は大いに努力をすべきだ、こう思ひます。

さて、この小麦協定の食糧援助規約、八〇年にできたこの新しい規約の中では、わが國は三十万トン以上といふ、言うならば援助の義務を引き受ける形になつておられるわけですが、これもさらに増額をすべきだといふ立場に立つて、次のお尋ねを申し上げます。

五十七年度予算の食糧増産等援助費四百九十六億円、この中の二百六億円といふものが、この援助規約の三十万トンに該当する金額である、こうお聞きしておりますが、この三十万トンが二百六億円になる、その計算過程をちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○柳政府委員 お答えいたします。ただいま先生御指摘の二百六億円は、正確に申しますと、本分経費が百五十一億一千四百万円、これは小麦三十万トンに当たる部分でございませう。それから、そのための運賃、保険経費がございまして、これが五十五億二千三百四十八万円、こういうことになっております。本分経費の出方は、小麦価格をトン当たり二百二十ドルといふふうな仮定いたしまして、輸出義務量三十万トンを掛けますと、六千六百万ドルになります。それを支出官レートといふ二百二十九円で通しまして、それによつて算出した相当邦貨額になるわけにございませう。それから運賃とか保険の方は、前年度の本分と運賃との比例

を出しまして、それに応じて算出した、こういうことになっております。

○高沢委員 いまの算出の根拠はわかりませんが、現実の小麦価格はいつも値が動きますね。そういう関係で、小麦の市場価格が下がってくれば、これだけの予算額で三十万トン以上の援助ができる、こうなるでしょうし、逆に小麦価格がうんと上がれば、この金額では三十万トンできないというふうなケースも出てきますね。余分にできる場合は非常に結構なことですが、もしそういう価格の変動で、これでは三十万トンまでいきませんという場合にはどうされるか。やはり補正か何かでやうって三十万トンの義務を達成する、こうなるのかどうか、ちよつと説明願います。

○藤田説明員 ただいまの先生の御質問のうち、小麦の価格が下がった場合、それはよからう、それから上がった場合にはどうしてございませうか、現に一昨年、昭和五十五年の場合にはそういう事態が起こったわけでございます。その場合にはこの援助規約に規定がございまして、定められた期間、すなわち穀物年度でございまして、その間にいろいろな事情でこの最低義務量を果たすことができなかった国は翌年度にそれを実施することができるとなっております。船積み自体は六カ月の猶予期間がございまして、約束自体はその穀物年度内にできるだけ行いうこと、こういう規定になっております。したがって、わが国につきましては五十五年の不足分というのは五十六年に果たしたということでございます。

○高沢委員 いまの点でもう一つお尋ねしますが、いま大塚田安でしよう。そういうふうな場合、今度は小麦価格とは別に円安という要素で、この予算額では三十万トンに足りぬというふうなことになる可能性、危険性はないのかどうか。どうでしょう。か。

○藤田説明員 おっしゃるとおりでございませぬ。

○高沢委員 わかりました。いまESSCAPの会議が開かれていますね。このESSCAP会議で、聞くところによりますとアジア・太平洋の食糧銀行設立、こういうテーマが議題になったと聞いておりますが、その内容、それからわが国それに対する対応、いかがでしょうか。

○門田(省)政府委員 ただいまお尋ねございました点につきましては、現在バンコクで開催中の第三十八回ESSCAP総会で事務局から提案された構想でございます。内容は三点でございます。第一は米及び小麦を中心とした主要地域的な備蓄構想でございます。ASEANそれから太平洋地域、南アジア、この三つの地域相互間の備蓄問題、これを取り上げる。第二は食糧貿易に関する情報の収集、第三には食糧及び農業に関する投資の問題、この三つの点を内容とする構想が事務局から提示されたのでございます。

わが方といたしましては、このような構想はきわめて示唆に富むものである、したがって十分検討に値するということで対処いたしてございまして、具体的にはこの備蓄制度というものがどういうふうな内容を伴う必要があるのか、そのフィジビリティはどうであるか、こういった点を詰める必要がある。また食糧貿易に関する情報の収集につきましては、すでにFAOがこの問題をとり上げておられるという関係がございまして、このようなFAOの活動とESSCAPが考えております構想の情報収集の問題、これをどういうふうに関係づけていくか、協力させていくか、こういった点を十分検討する必要があります。ここで、わが代表からはESSCAPに對して、まず専門家によつてこの構想のフィジビリティを研究しよう、その結果を踏まえた上でESSCAPに對して農業委員会というふうなしかるべき機構においてこの問題を検討してはどうか、

こういうことで提案をいたしました、これが大方の支持を得まして、まだ会期は終わっていないわけでございますが、予測するところでは、このようなかの提言の線に沿ひまして今回のESSCAPにおいてはこの問題を引き続き検討していき、こういうことになるというふうな観察いたしております。

○高沢委員 いま御説明のその構想が実るような方向で今後も大いに御努力をいただきたい、こういう時間の関係で、最後に食糧安全保障の狭い意味の、つまりわが国にとつての、こういうことで一つ、二つお尋ねをしたいと思います。

要するにこれはいろいろな、天候不順ということもあり、国際情勢の変動ということもあり、しかし、そういう情勢があつても日本の国民の食糧確保に万遺憾なきを期す、こういう意味の安全保障の問題です。

われわれは、そのためには日本の農業政策として日本の食糧の自給度を高める、こういう基本的な政策、主張がありますが、これはきよこの場では一応横に置いておきまして、その安全保障のために必要な一つの問題は、結局アメリカからわが国の穀物輸入、農産物輸入が非常に大きいわけでありまして、その相手のアメリカが、場合によつてこうした食糧の輸出を国際政治の武器に使う、こういうことをしばしば、いままでもやつたし、どうもやる傾向がある。相手がこういうアメリカなわけでありまして、したがつて、この点は、日本とアメリカの関係でそんな心配はないと外務大臣はあるいは言われるかもしれませんが、かつて大豆の例においてそういうこともあつたわけですから、したがつて、この点は大臣にお答えいたしたいのですが、アメリカに對して、日本に對してはもちろん、あるいはまたこれは全体の国際政策の問題としていかなる国に對してもそうした食糧の貿易問題を国際政治の武器に使うというふうなことはすべきでない、この点はしかと外務大臣からアメリカに對して確認を求めたいことをまず

おやりになるべきじゃないかと思つて、いかがでしょう。この間訪米されたときにその種のお話をされましたか、そのことも含めてお尋ねをいたします。

○櫻内国務大臣 かつて日本に對してアメリカが大豆とかトウモロコシ、コウリヤンを出さない場合がございました。これは戦略上出すと出さないというものでなく、現実に出し得ないような相対的な事情があつた。それは日本はアメリカとの間では食糧について安定供給を得る必要がある、お話しのように大量に買ひ付けておりますから、ところが、一方に国際的に飢饉の状態のようなところがある。その方が優先だということになると、港湾での船のやりくりあるいは内陸の輸送の上でそつちを優先すると日本になかなか出せない、そういうことがあつて、日本としてはそういうことを考える、どうしてもある程度の食糧の確保の必要がある。今度の場合でもアメリカは農産物の輸出に大きな関心があるわけですから、もつと買ひ、競争力のあるものを買ひたい。しかしいまのようなこともあるから、買ひたい。しかしいまのようなことはよく米側に申しました。

それから、いま戦略的に食糧を出すさぬの御懸念を持たれたのでありますが、これは對ソ措置の中に、場合によれば全面禁輸ということも考えなければならぬということ、即ち連に對する食糧供給を戦略的に考えるのではないかと、そういう疑問が持たれるわけですね。その辺の問題をお取り上げであると思つておりますが、西歐諸国、日本に對していろいろな對ソ措置をアメリカが要望しておられるにもかかわらず、現在ではむしろ食糧を出しておられるんじゃないか、アメリカはそういうことをしておつて不都合だという逆の声も上がつておるわけでございます。そういう際にアメリカとすることを言つておられると思つて、さういふこと、必要な場合全面禁輸もするんだ、こういうふうな場合というものは私はほとんど考えられないのではないかと。したがつて食糧を御懸念されるような戦略上を利用して、そして人道上的問題が

そこに起きてくる、こういう可能性はほとんどないのではないか。日本もまた食糧援助につきましては人道上的見地にのっとって、ポーランドの場合でもそれは出すということで、御懸念の点は私にはまずないものと思います。

○高沢委員 いま大臣から可能性の問題としての御説明もありましたが、そういう食糧というものを国際戦略の武器に使うことはすべきでない、あつてはならぬ、日本政府としてはむしろそういう立場だと思えます。そういう立場を鮮明にされて、そして対アメリカとか、この場合は世界じゅういかなる国に対しても、そういう戦略的な立場はとるべきでないということは今後も貫いていっていただきたい、こう思うわけです。

それで、もうこれが最後になりますが、先ほどは国際備蓄でいろいろお尋ねしましたが、今度はそれとは別に、日本自体のいざというときに備える備蓄の体制、これはやはり必要だと思ひ、お聞きするところでは、昨年来農政審議会の中でこの種の食糧安全保障の御検討が進められている、こうお聞きしておりますが、その点を農林省の方から、現状の作業の状態や見通しというものをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○須田説明員 御指摘のように昨年の十月から農政審議会におきまして専門委員会が開かれてございまして、食糧の安全保障の問題につきまして、備蓄の問題も含めまして、それから先ほど先生も御指摘のございました世界の食糧需給の展望をモデルで先日発表したところでございまして、それから、そういったようなもの点につきまして精力的に検討を進めているところでございまして、できるだけ早い時期にその結論といえますか成案を得ていただきたいということで、形といたしましては、専門委員会の農政審議会に對します報告ということを取り扱われることにならうかと思ひますけれども、できるだけ早い時期に結論をいたしたいということで、いま精力的に事務的にもいろいろ検討しているところでございまして。

○高沢委員 もう一度重ねて、その報告はいつごろになる見通しか、それから、その中には備蓄問題は結論としてはちゃんと出てくるというふうな考えていいの、そこだけもう一度説明してください。

○須田説明員 具体的なめどとしまして何月にといいことはいまの時点ではちよつと申せませんが、私どもの願望としましては、四月ないしは五月ぐらいの時点でまとめをさせていただくというふうになれば幸いであるというふうな存じております。

それから、その中におきまして、備蓄の問題についてでございますけれども、備蓄の問題というのはその必要性という問題とあわせて費用負担の問題とかそういう点がございまして、主にいわゆる備蓄を要すると思われる品目につきまして、国内的な関係からまいりますと米の備蓄の問題、あるいは小麦、粗粒穀物それから大豆、こういったような基幹的なものにつきましての備蓄の考え方というものを報告の中に盛り込んでいたかどうかというふうなものは期待しております。

○高沢委員 以上で私の質問は終わります、河上委員に交代いたします。

○中山委員長 河上民雄君。

○河上委員 私は、いまかかっております日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約についての御質問をいたしたいと思ひますが、同時に、これに関連しまして東ヨーロッパと普通言われております地域に對する日本政府の態度につきまして若干御質問をいたしたいと思ひます。

きょうは時間が大変短いようでございまして、私の方も次々質問をいたしますが、御答弁の方もなるべく簡潔で明瞭で、そして誠意ある御答弁をいただきたいと思ひます。

○加藤(吉)政府委員 ユーゴを含めましてアルバニアを除く東欧七カ国のうちで、東独との通商航海条約はこの種の条約として最後のものとなり

ます。これをもってアルバニア以外の東欧諸国との通商航海条約が全部出そろったということが一つ申せると思ひます。

さらに、東独と日本との経済貿易交流は近年非常に盛んになっておりまして、ほぼ順調な伸展を示しております。今回の条約に基づき関税その他の最恵国待遇あるいは航海条項それから財産、身本の保護、こういった問題につきまして基本的な枠組み、安定的な基礎が得られる、こういう点に意義を認めている次第でございまして。

○河上委員 いまアルバニアを除くと、こうおっしゃいましたが、アルバニアについては大使館の設置等もいま論議されているわけですから、今後アルバニアとの間にも通商航海条約を結んで、東欧に關しては一応全部完結するという方向に向かうおつもりであるのかどうか。また、今回そうした方針があるのでしょうか。また、今回発展について政府が非常に熱意があるというふうな考えてよいものでしょうか。

○加藤(吉)政府委員 まず、アルバニアとの関係につきましては昨一九八一年によく外交関係の設定を見たという状況でございまして、また、御案内のとおりアルバニアは東欧の中でも非常に特殊な政策をとる国でございまして、コモンあるいはワルシャワ防衛機構には所屬しておりません。一種の鎖国状態という状況で今日に至っている国でございまして、一九七六年に採択されました憲法の中では外国との経済交流に非常に厳しい制限を課しております、援助は一切受けつけない、あるいは合併企業を認めないというような趣旨が書かれております。このようにかたくなな態度でございまして、いままでも将来のアルバニアとの貿易あるいは通商関係をどうするかということとは即断いたしかねる状況でございまして、関係法令も国会の御承認を得たことでございまして、今後アルバニアとの間に兼館という形で外交関係を進め、徐々に相手側の気持ちをはぐし、特に対日認識というものを深めることによってまずアルバニアとの関係を順調に進める基礎をつくり、その上

で通商航海条約の締結が妥当であるかというようになことを検討してまいりたい、かように考えております。

東西貿易全般についての御質問でございまして、御案内のとおり一九七〇年代は緊張緩和、特にヨーロッパにおける緊張緩和とららはをなしまして、東西貿易が非常に伸展した時期でございまして、しかし、これが八〇年代に入りましてから頭打ちの状況になっております。その理由は幾つかあると思ひますが、一つは西欧経済自体の停滞ということ、したがって東側から物を買ってやれないという状況。それから第二の理由としては、東欧の経済の運営の仕方が非常にまずいということ、したがって資源の配分とかその開発が非常におくれておるといふこと、それから第三番目に東側の外貨事情が非常に悪くなってきておるといふこと、こういった事情から東西貿易は現在頭打ちという状況になっております。

これはまた同時に、最近かげりを生じております東西関係、緊張緩和といふものかげり、これが大きな影を投げかけているというふうな考えております。今後日本として、この東西貿易をどのように進めていくかという基本的な問題につきましては、昨年のオタワ・サミットにおきまして、特に對ソ経済関係につきましては今後安全保障の観点を含めて検討すべきであるということが合意されております。したがって、東西貿易を伸展させることは緊張緩和あるいは人と情報の交流、こういう面で大いに意義のあることではございまして、それが逆にソ連の軍事力の強化といふようなものにつながるおそれもあるもので、この安全保障という問題もすっかり頭に置いて慎重に対処してまいりたいと思ひます。

○河上委員 東西貿易の展開につきましては、いま局長が指摘されたように東側にもいろいろ事情がある、しかし西側の方も東西貿易を東側に對する政治的手段として利用してきたといふことは否めないと思ひますのでありまして、たとえばNATOの輸出禁止令、それに基づくコムリストあるい

はカーター政権時代にも行われましたが、穀物の輸出停止というようなことがいろいろあったと思うのですが、今回のドイツ民主共和国との通商航海条約を結ぶ、そして東欧との関係を改善するというような方向と、いま御指摘もありましたが、オタワ・サミット宣言に盛り込まれた、いわゆる東西関係においてわれわれの経済政策が政治、安全保障上の目的と適合することを確保するということを強調した上で協議及びその必要に応じて調整を行うというようなことを約束されたことはどうも合わないんじゃないか、こんなふうにいるのであります。オタワ・サミットとの関係と今回のこの東欧諸国との通商航海条約締結を進めていくというこの考え方の矛盾というものについて政府はどう考えられますか。

○加藤(吉)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、まず東西関係を伸展することは人、情報及び貿易の交流のために積極的な意義があるという点は認められます。ただし、それを進めるに当たってはやはり安全保障上の考慮、特に対ソ軍事力の強化につながるような措置は避けるようにしながら進める。この二つは先生御指摘のように一見相矛盾する命題かもしれませんが、しかしながら、この東西関係というのは非常に複雑でございますし、必ずしも単純に割り切って一つの方向で統一的に進めることができる問題とは考えません。やはりきめの細かいいろいろな考慮を含めながら徐々に進めていくべき問題ではないかと思っております。したがって、この二つの命題の間に非常に大きな矛盾があるとは私どもは考えておりません。

○河上委員 そうは言われますが、御承知のとおりサミット宣言では戦時の情勢でなくとも、つまり平時においても、国連憲章で規定されているいわゆる経済制裁措置というものを考えているわけですが、そうしたことを、われわれがいま審議しております通商航海条約で規定しております最恵国待遇を含むこうした条約、あるいは自由貿易というものを前提としたガットなどの国際協定という

ものとの間には明白な矛盾があるんじゃないか、オタワ・サミット宣言に同調した政府の態度にむしろ責任があるんじゃないかというふうには考えるのですが、最恵国待遇を決めておりますこの通商航海条約といま言ったようなオタワ・サミット宣言における申し合わせとどっちが優先するとお考えですか。

○都甲政府委員 東独との通商航海条約におきましては、重大な安全上の利益の保護という場合にはこれを優先することができると規定がございますので、一般的には最恵国待遇等を定めておりますけれどもこのように当たるという事例はございません。したがって、たとえばコムの規制等はこのような安全上の利益の保護という見地からこれを行って得るものでございますので、そのような観点が入り得る問題であろうと考えております。

○河上委員 いま言ったような解釈はドイツ民主共和国側も了解していることですか、それとも日本政府が一方的に考えていることですか。

○加藤(吉)政府委員 問題の性質上、これは相手側と了解を遂げるというふうなものではないかと考えております。ただいま条約局の方から御説明申し上げたとおり、政治的な次元の問題と法律的な次元の問題とはおのずから相異なるものである。特に近年における東西関係の不安定その他の最大原因はソ連の軍事力の増大にあるということとを考えますれば、やはりその政治次元における考慮といふものは今後ますます重要な意味を帯びてくるのではないかと、かように考える次第でございます。

○河上委員 それでは、アメリカ政府が対ソ制裁措置を日本に呼びかけた場合、それもまたコムの制限と同じような意味を持つていくというふうな日本政府は受け取っているのですか。

○加藤(吉)政府委員 すでに日本政府のポーランド問題に関連する対ソ措置、対ボ措置の発表の中に書かれてございまして、国際協調、特に西側諸国との協調、協議というものを非常に重視しているわけでございます。先生の御質問は、恐らくそのポーランドに関連して、日本のとっている措置に焦点を合わせてのことかと思えますが、今回の対ソ措置において従来と違っている一つの要素は、お互いに協調を守るといふことと同時に、お互いにアンダーマインしない、与国のとった措置を損なうようなことはしない、こういう規定があるわけでございます。したがって、協力の内容もすべてが同じ措置をとるといふことじゃない、しかしせつかつ一つの国がとった措置を、同じ与国の、同じ同盟関係あるいは友好関係のあるほかの国がこれを損なうようなことはしない、そういう観点から国際協調ができていくわけでございます。

○河上委員 それでは、具体的なことをお尋ねいたしますけれども、外務大臣は訪米の際にヘイグ国務長官とお会いになったと思いますが、その会談でヘイグ国務長官から、対ソ制裁措置に関連して、わが国の小松製作所がソ連と契約したヤンブルグ天然ガスパイプライン向けの敷設機械の船積み中止の要請を受けたということでありましたけれども、これは本当ですか。そして、それに対して大臣はどのようにお答えになったのですか。

○櫻内国務大臣 小松のパイプラインの敷設機械の問題につきましては、話が出ました。しかし、私の方から直ちにその場で、既契約の分についてはその出荷をとめることは非常に困難である、そういうお答えをして、わが方がそれを出さないような措置をとるといふことについてはむずかしいことを答えました。

ただ、せつかつのお話でありましたから、これからの出荷分については、时期的に多少勘案することとができれば、それは考えてみたいという程度のこととはつけましたけれども、答えとしては既契約分は困難であるということとを答えてあります。

○河上委員 そういたしますと、大臣は、米側の要求は既契約分としてそして今後の契約と両方にまたがっていたというふうな受け取られたわけでございますか。

では加えてほしい、そういう要請はしばしば来ております。

これに対する日本側の対応は、先ほど大臣から御説明したとおりでございますが、すでに契約済みのものについては、これは認めざるを得ない、しかし新規の契約につきましては今後自衛していきたい、これは外務大臣のみならず安倍通産大臣もアメリカ側に言っておられることでございますし、私どもの承知する限りでも、通産省はそういう趣旨で当該業界に自衛を呼びかけている、かように承知しております。

○河上委員 いま呼びかけてきておる、いわゆる西側諸国が足並みをそろえるために、他国がやめたものを日本がやるということになると他国の利害を損なうから、日本も同じようにやるべきだ、簡単に言えばこういうふうな御説明があったように思うのですが、アフガンのときの対ソ制裁措置というものは、はっきり言うと、いわゆる西側諸国でも足並みが乱れたわけですね。その先頭に立っているアメリカが、穀物輸出を禁止していたのを、その禁止措置を率先して解除しているわけです、それぞれ自分の国の利益を踏まえながら措置を決定しているわけですから、日本のようにいわゆる西側諸国すべてに顔を立ててやるということでは、これは日本の利益を守ることとは不可能なのじゃないか、私はそういうふうに思わざるを得ないのであります、この小松の問題につきましては、日本がせっかく何かやったのに、アメリカが日本との約束を破るようなことをやった場合に、果たしてはつきりと抗議をするおつもりがあるのかどうか。

○加藤(吉)政府委員 先ほどの私の説明に不十分な点があったかもしれませんが、既契約分の輸出はとめることができないという日本側の態度に對しまして、アメリカ政府、特に報道官の説明では、小松の既契約分の対ソ輸出はアメリカの措置を損なうものではない、アンダーマインするものではないという見解を正式に発表しております。したがって私どもは、既契約分の輸出については

アメリカのとつては、措置を損なうものではないという確たる認識を持つておられるわけでございます。

第二に、対ソ措置につきまして国益を踏まえてやるべきであるという先生の御指摘、まことに私もつとめてございます。私どもが現在進めております各種の措置、これもやはり日本の国益というものを十分踏まえた上での措置である、かように考えております。日本の国益は何かという非常にむずかしい問題になると思えますけれども、アメリカとの協力、協調関係、それから西側との協力、協調関係を維持することはやはり日本にとつて最大の国益ではないか、かように考える次第でございます。

○河上委員 いまいわゆる東ドイツ、ドイツ民主共和国との通商航海条約の審議をしているわけでございます。日米の経済関係の条約を審議しているわけじゃないのです。私どもはやはりこういう条約を審議する以上、それが全体的な日本の国際関係、外交姿勢の中でどういうふうな結ばれるかということを確認しないと、われわれがこれにサインするというわけにいかない、このように私は思うのであります、その立場から御質問しているわけですから、やはり各方面の利害とのバランスというものは無視はできないでしょうけれども、しかし、東西貿易の伸展というものを、そしてそれが世界平和に寄与するという立場でやってもらわないと、いつもアメリカだけを見て、アメリカの意思をそんたくしながら行動するというパターンがどうも最近非常に顕著になっておるようなんですけれども、それだけはこの際やめてもらいたい、私はそういうふうに申し上げたいのであります。

もう時間も余りありませんので、この問題はこの程度にいたしますけれども、私はせっかくなので東ヨーロッパとの関係について、それをテーマに議論いたしておりますので、ユーゴスラビアと西側との貿易あるいはソ連との貿易の状況についてお尋ねをいたしたいと思いますのであります。

それはなぜかといえますと、私がいま手にいたしました統計によりますと、ユーゴスラビアの東側、西側との貿易のバランスを見てまいりますと、二〇二一年、三年ソ連との間の貿易が非常に急激に伸びておつて、先ほど欧亜局長のお話がありましたように、西側の経済の停滞を反映して西側の方との貿易というものは非常に落ちてきておる、こういうことが指摘できるわけなんです。

七九年にソ連の輸出は全体の二一・六%でしたが、八〇年には二七・七%、八一年には三三・三%と、こういうふうな伸びてきているのに対して、たとえば西ドイツなどは、九・二%だったものが八・七%、そして去年、八一年には七・九%と、こういうふうな落ちてきております。アメリカ、イタリー、すべて西側はそうなっております。そういう中でひとりソ連との貿易量、特にソ連がユーゴスラビアから買う貿易量というのが急激に伸びておつて、そのことがユーゴスラビアの経済を支えていくという状況にだんだんなつてきているわけなんです。

御承知のとおり、ユーゴスラビアは非同盟主義の一つのいわば総本山として、今日国際情勢の中に位置しているわけですが、そういう点から、ユーゴが西側に傾く、あるいは東側に傾くというところは基本的にはないと思えますけれども、私は、こういう二三年の貿易の傾向というのは非常に重要な意味を何か示唆しているのじゃないか、こんなふうなふうに思ふのですが、日本の外務省としてはこういう問題についてどうお考えでいらつしやいますか。

○加藤(吉)政府委員 ユーゴスラビアは、一九八〇年にチトー大統領が亡くなった後、集団指導体制を導入して、チトー大統領の路線を踏襲するというところに努めております。すなわち、国内面では自主管理方式に基づく経済運営、対外面では非同盟主義の堅持、こういう路線を守つておりました、ほぼチトーの遺志を継いで成功していると考えております。

住民の暴動というようなこともございましたけれども、これも鎮圧され、大事に至らず、ほぼ鎮静化され、現在に至つておるという感じがいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、過去数年の統計を見てみますと、西側、特にアメリカ、西独等との貿易が減少しているのに対して、ソ連との貿易が非常に伸びております。これはやはり、チトー亡き後のユーゴスラビアに対するソ連の関心のあらわれではないか、かように考えているわけでございます。

同時に、ユーゴスラビア自身非常に経済的な困難を抱えておつて、特に金融面で日本の協力を仰いできているというふうな事情もございまして、私どももいたしましては、ユーゴスラビアの地理的あるいは地政学的な地位の重要性、かつ非同盟の一員としての重要性、こういうことに着目いたしまして、ユーゴの経済の立て直しのためにはできるだけ協力していきたいと考えている次第でございます。

○河上委員 政府は具体的に何か措置を考えておられますか。先ほど来、貿易は民間がやることだという考え方や、政府が政府的な考慮である程度の指導をするという、ストップかけたたり進めたりという考え方がまじり合つて出てきているような気がするのですけれども、ユーゴの場合は民間に任せつきりでない、買う物がなければしょうがない、こういうふうなお考えですか。それとも、ユーゴとの貿易について、日本としてもある程度貢献するために何か具体的に考えておられますか。

○加藤(吉)政府委員 当面ユーゴとの間で問題になつておるのは、ユーゴの外貨不足、そのための西側からする金融支援ということでございます。この面につきましては、もっぱら日本の市中銀行、西側諸国の市中銀行が関与しているということでございますので、いま御指摘のとおり、政府としては直接これに介入することはできません、またそれを避けるという態度でございます。

しかし、先ほど来申し上げておりますとおり、ユーゴ問題の重要性にかんがみ、政府としても側面から日本の当該金融界あるいは実業界に對しまして、できるだけ好意的にユーゴ問題を処理してほしいという要請は繰り返して行っております。

○河上委員 ユーゴの問題は、日本の経済全体から見たら非常に小さな問題かもしれないけれども、先ほど局長もちょっと言われましたように、世界政治の中から見たら、これは大変重要な意味を持っているわけでして、私どもとしてはユーゴの姿を見ておれば世界の情勢がわかるというぐらゐの気持ちでやはり注目をすべきじゃないか、こんなふうにあります。

もう時間が参りまして、ちょうど五十分になりましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。野間友一君。

○野間委員 前回のときにお伺いした続きのことなんですが、まずお伺いしたいのは、いわゆる科学博の問題から入りたいと思います。これについて前回のときに、昨年三月十九日の科学技術委員会におきます附帯決議、これらが具体的にどのように中身が考えられ、進捗しておるかというのを聞いておきたいんですが、これについて外務省はまたな答えがなかったわけですか。

きょうは科学技術庁来ておられると思いますが、この点について特に伺いたいのは、中小企業の積極的参加、これについて具体的にどういう配慮を考へておるかということ、それからこれは外務省とも関連するわけですが、途上国の積極的参加、これが得られるように、条約の二十二

条との関係で、具体的にどういう特典と申しますか、来やすくする、そういう段取りを考へているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○平野説明員 お答え申し上げます。

昨年の本院の科学技術委員会におきまして、附帯決議をつけていただいたわけでございます。これは先生御案内のとおり、大きく分けて五つの項目があるわけでございます。それから参議院の方でも同趣旨の附帯決議をいただいております。それは表現の相違は若干ございますけれども、ほぼ同趣旨ということで、これをまとめて実施状況というのを御説明申し上げます。

まずその第一点は、博覧会が国民の理解と協力のもとに成功をおさめるよう、広く各界の意見を聞いて企画を進めるといふような決議をいただいておりますが、これにつきましては、博覧会の実施運営の主体であります博覧会協会がその博覧会の憲法とも言うべき基本構想その他をつくる場合、あるいは会場計画等につきましても、広く各界、各方面の専門家あるいは一般の有識者の御意見を承ってこれを進めておるといふことでございます。

○野間委員 ちょっと途中で申しけれども、二項と三項に關してお願いしたいと思います。

○平野説明員 はい。それから博覧会ではできるだけ多くの諸外国というところでございまして、その中で特に発展途上国対策ということが触れられております。これにつきましては、昨年の九月に閣議決定をいたしまして、すでに百六十一カ国、五十四国際機関に對しまして正式の招請状を發しておるわけでございます。もちろんこの中には開発途上国も多数含まれておるわけでございますが、これをどういふふうに優遇するといひますか、たくさん来ていただけるかということにつきましては、外務省にもいろいろ御相談を申し上げておるわけでございますが、博覧会協会あるいは私どもの方といたしまして、これはこのテーマからいたしまして、最新の科学技術あるいは先進国だけが参加するということは非常にふさわしく

ないというところで、博覧会協会で行った基本構想におきましても、そういう趣旨のことを盛り込み、できるだけ多くの国々に来ていただきたいという方向で、いまいろいろ招請活動をしておるわけでございます。

具体的に発展途上国にどういふ措置を講ずるかということにつきましては、これは博覧会条約及びそれに沿ってつくりました規則等の制約等もいろいろあるわけでございますけれども、博覧会協会ができましたことというのは、これはいろいろな工夫しておりますが、たとえば発展途上国等が博覧会場でいろいろな物品を販売するといった場合、あるいは展示のための知恵をかすとかいふような、きめ細かいサービスといふようなことをこれからやってみなければならぬといふふうを考えておるわけでございます。

それから中小企業、特に伝統産業等が積極的に参加し得るということでございますが、これまたこのテーマが人間から出發して、その周りのものといふようなことで私どもは進めていくといふことでございますから、当然、伝統的なものあるいはそれにいろいろかかわり合いを持つていらっしゃる中小企業というふうなものも参加していただけるといふふうにお考えを考へておるわけですが、具体的には、これは出展参加と考へるわけでございます。博覧会の基本構想におきましては、このために、たとえば時間型参加といふようなことができないかどうかというふうなことをすでに検討の対象として進めておりますし、それからパビリオンを出すという場合につきましても、業種別とかあるいは分野別とかあるいは地域別とかグループ化とか、いろいろな方法があるわけでございます。これにつきましては、つい先般、民間企業等に對しまして説明会を行いまして、それにくわさん中小企業の方々がおいでになって、大変関心が高かつたわけでございますので、今後関係方面と具体的に御相談しながら進めたいと思

さんの中小企業の方々に参加していただけるように全力を尽くしたい、こういうことでございます。

○野間委員 まだ具体的にそんなに詰まっています。それがつきたものでありますから、ぜひこれについて具体的に、途上国あるいは中小企業が積極的にたくさん参加できるように外務省とも協議の上で進めていただきたい、こう思います。

それではこれについてはこの程度にいたしまして、次に、食糧援助規約について前回の続きの質問をいたしたいと思います。

前回お聞きしたのは一条の目的ですね。世界食糧会議の目標の実質的な達成の確保という点で、この世界食糧会議の前身について、たとえば人道的な見地に立つこと、政治的な目的を押しつけないこと、あるいは緊急かつ栄養的な必要に對応すること、あるいは緊急性かつ栄養的な必要に對応すること等について、宣言や決議、これを私の方で引用しながら、日本政府のこれに對する対応についてもお伺いしたわけですが、これは前回認められたわけですね。

そこで、こういうようなことを前提としてこれから進めていきたい問題は、東南アジア、特にASEANあるいはインドシナ、この中で特にベトナムを中心としたインドシナ半島に對する援助についてお伺いしたいと思ひます。

前回のときに、この規約に基づく援助の状況についてお伺いしたところ、これは答えられなかったという経緯がありますが、そこでまずお伺いしたいのは、このベトナムを中心としたインドシナ、ここに對する食糧援助が必要かどうか、どういふふうに政府は見ておるか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

○木内政府委員 ベトナム、カンボジアにおきまして食糧事情は、決して容易な状況でないということとは過去にもございましたが、最近ではベトナムも豊作でございまして、また一昨年のような台風による水害等がなかつたわけでございますので、一応充足されておるといふふうに承知いたしております。

カンボジアにつきましては、国際機関を通じて食糧援助が行われておりまして、またその一翼をわが国が担っておられるわけですが、数年前に比べますと、カンボジアの状況は決して悪くないようだ、全土くまなく観察された報告による判断じやございませんけれども、場合によってはベトナムよりもいぐらだという観測もあるやに承知いたしております。

○野間委員 よくなりつつあるといういまの認識のようですけれども、私がいま聞きしたのは規約に基づく援助、この必要性があるかないか、という判断をしておられるのか。現にたくさん外国はしておられるわけですけれども、その点についての認識の程度です。

○藤田説明員 お答え申し上げます。

過去におきまして、インドシナ三国に対する食糧援助としましては、五十三年にラオスに対し一億一千万円の食糧援助を行っております。それから、いまアジア局長からベトナムの食糧事情についてはお答えを申し上げましたが、カンボジアの情勢にかんがみまして、カンボジアの中におります被災民に対する食糧援助の必要性というのは国際機関も種々指摘をしている状況でございます。まして、簡単に過去三年の数字を申し上げますと、昭和五十四年度にはカンボジア国内の罹災民のために、日本米で十八億三千万円、これはトン数にしますと二万トンちょっとになります。それから、五十五年度は日本米三十一億円、三万トン余りになります。それから、昨会計年度、五十六年度は日本米二十一億円、一万七千トン程度の援助を行っております。

○野間委員 インドシナ三国の中で特にベトナムの問題について先ほどから聞いておられるわけですけれども、穀物年度八〇年―八一年、これを見てみますと、スウェーデン、ノルウェー、それからイス、これはWFP経由がスウェーデン、ノルウェー、それからIRC経由がイス、こういうことで、いま現にこの規約に基づく援助が続けられている、これは事実だと思えますけれども、こ

の点の確認をまずしたいと思えます。

○藤田説明員 ただいまの御指摘のとおりでございます。

○野間委員 前年の七九年―八〇年、ここでもスウェーデンがWFP経由、それからECCも同じところ経由、それからカナダ、こういうことですね。それから、ずっと振り返って見ましても、かなりの国がベトナムに対して食糧援助規約に基づいて援助をし、また現にいま申し上げたように、一番新しい八〇年―八一年についても実はやっておられるわけですね。ところが、日本はたしかここ近年やっていないというように思えますけれども、いつまでベトナムに対してやったのか、いつからやっていないのか、その理由は何かということをお聞きしたいと思います。

○藤田説明員 ベトナムに対しまして食糧援助は七五年以降は行っておりません。

○野間委員 先ほどアジア局長、ベトナムにおいては食糧事情が好転しておるといふ表現もありましたけれども、しかし、現にいま申し上げたように幾つかの国が援助をしておられるわけだし、決して援助が必要でないような状態じやないことは事実なんです。私は、この間も、また、きょうも冒頭に申し上げたように、政府の食糧援助についてはこの条約にうたう「世界食糧会議の目標の実質的な達成」、こういうものを踏まえた援助ではなくて、戦略的あるいは政治的な観点からの援助、これがいま挙げましたベトナムに対する援助にも端的に出ておる、こう言わざるを得ないと思っております。

特に木内局長に私がお聞きしたいのは、ベトナムを初めインドシナ三国、特にベトナムですが、あなたは非常に敵視あるいはあざけりと申すか、大変なことを物の本に幾つか書いておられるわけですね。私は、日本政府の局長がいかかかと思ふようなことがたくさん書かれておりますので、その点についてお伺いしたいわけですけれども、たとえば「経済と外交」ですね。これは昨年一月二十二日に日本工業倶楽部でやられた講

演、これが木内さん、「経済と外交」の八一年の二月号に活字になって出ておりますね。ここでもインドシナは今や飲まず食わずに近く商売の相手としてはとるに足らない。資源の供給源としてもゼロに近い。こういうふういふ言っておられる。さらに「ベトナムは経済的にも物凄く疲弊してしまし、ハノイでは、盲腸の手術をするにも麻酔薬すら手に入らないという非常に苦しい状況です。」こういうことを言っておられるわけですね。これはいま申し上げたように、昨年のASEANへ鈴木総理と一緒に行かれたその後の講演会の際の講演の中身なんです。ですからここでは、経済的にも物凄く疲弊しており、「飲まず食わずに近く」云々、こういう大変な認識をあなたはインドシナに対してしておられるわけですね。こういうような表現、しかも「商売の相手としてはとるに足らない。資源の供給源としてもゼロに近い。」私はこういうことは局長の言葉としては物凄く行き過ぎた、こ言わざるを得ないと思っております。先ほどの答弁の中では若干ベトナムの食糧事情について緩和するような発言がありましたけれども、ああいふふうなベトナムに対する認識、発想、べつ視と敵意、あるいは大國主義、こういう認識が日本のインドシナに対する認識として果たして適切かどうか、非常に疑問に思っております。この点について、私は局長の弁明を求めたい。

○木内政府委員 表現が不穏当であったということ、私もこれを否定するものではございません。ただ、ベトナムの経済事情が非常に窮迫しておることは事実でございます。昨年の夏以来諸外国に対する元利金の返済にも非常に難渋しておるという状況があるわけでございます。そういう意味ですべて商取引は現金決済で、しかも枠が非常に狭められておるといふ事情があるわけでございます。その限りにおいては貿易を伸長するにもなかなか困難があるという事情は今日に至っても変わっていないと思っております。私もベトナムを敵視するつもりは毛頭ございませんし、先般チョーライ病院に対する医薬品の援助も行ったわけござ

いますし、また、昨年の五月、私、ハノイに出張させていただきまして、ゲン・コ・タック外相ともインドシナの問題について率直な意見交換を行った経緯があることを申し添えさせていただきます。

○野間委員 いま表現が適切でないというふうには局長は言われたわけですが、大臣、いまお聞きになってどういふふうにお考えになりますか。

○櫻内内務大臣 インドシナ全体の国際情勢がきわめて不安定であり、また、流動的である、そういう状況の中で民衆の生活も逼迫をしておる。したがって、これらの諸国に援助をする必要性のあることはよく痛感するのであります。残念ながらいま申し上げたような複雑な情勢の中で国際的な枠組みがございまして、それらのことも日本として十分配慮しなければならぬようなそういうこともございまして、ベトナムに対する援助については本場の緊急の、ただいま木内局長の申しました医薬品の関係のものを先般援助をしたばかりはひとまず凍結状態にある、こういう実情にあることを、この国際情勢全般の中でやむなくとっておる措置ということでございます。

○野間委員 二国間の協定なり取り決めで援助するかどうか、先ほど外務大臣は複雑な状況にあるというふうな表現をされましたけれども、それはそれとして、私が聞いておるのは、人道的な見地に立って世界食糧会議に従ってやらなければならぬ、援助規約に即して政治を絡ませてはならない、人道的な立場に立ちなさい、緊急かつ栄養的なそういう観点から取り組みなさい、これがまさに会議の中心、目的なんです。したがって、この規約に基づいて、まさに人道的な立場から、ベトナムやあるいはインドシナ全体が困っておるとするならば、これに対する援助をするのは当然だと思ふのです。二国間の関係であれこれおっしゃるのはそれはそれとしても、もっと考え直してこの援助をするべきじやないかと思えますけれども、強く要求したいと思っておりますが、いかがですか。

○木内政府委員 ラオスに對しましては引き続き無償援助を供与いたしております。カンボジアにつきましては国際機関を通じて食糧援助を行っておりますことは野間委員御承知のとおりでございます。ベトナムにつきましては、大臣が御答弁になりましたとおり、昨今の、七八年の十二月以降の事態にかんがみまして、この問題は国連でも何回にもわたり討議された事柄でございますが、そのような情勢にかんがみまして引き続き慎重に対応せざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

○野間委員 しかし、いまでもスウェーデン、ノルウェーあるいはスイスがやっておりますわけですよ。ですから、私が聞いておるのは、二国間としてはおもかくとしてということも前提にして聞いておるわけです。やはり人道的な立場に立って、この規約に基づいて食糧援助をするのがなぜ悪いのでしょうか。外務大臣、いかがですか。もう一遍御答弁をいただきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 これは国際的な枠組みの中でどう考へていくか。現在、ベトナムがソ連から多額の援助を受けておるというのが実情だと思つておる。それから国際的には何が批判されておるかというところになると、ベトナムがカンボジアに兵を入れておる、こういうことから国連は兵を引き揚げるように、撤兵するように、こう言っておりますね。そうすると、いま人道的な援助ということであるが、それほど困つておるのにカンボジアに兵を入れてまで一体どうしているのかというふうな、そういう物の見方も出てくるわけですね。しかし、また野間委員のおっしゃる通りに、理解を持ってスウェーデンやノルウェーが援助もしておる。これは表現が非常に悪いのですけれども、日本は日本としてそういう状況を考えて、いや、それは気の毒だから応援しようという国も出るが、しかし、日本が必ずしなければならぬということでもないと申すのです。いまの国際情勢全般を考へながら援助をする国もある。日本としてはいまそう

いうことよりもベトナムが兵を引いて、そしてインドシナの安定に向かう方がよろしい、その間にあってどう考へるか。ただ、人道的というところか、にそのとおりなんですけれども、そういう複雑な絡み合いを念頭に置きながら考へて、一応意思表示をしておる援助についてもやむなくこれを凍結するという状況にある、こういうことだと思つておる。

○野間委員 カンボジアに対するベトナムの駐留については、いま外務大臣が言われたのと私は全く見解を異にしておりまして、私たちは、アフガニスタンに対するソ連の軍事介入、これとは全く違つたもので、適正な援助の要請によつてベトナムが駐留しておるといふ立場をとつておりますけれども、それはそれとして私が聞いておるのは、この小差協定の中で食糧援助規約、これそのものがたてり、前提がまさに人道的な立場に立ってやるということが、何回も会議が開かれ、その中の宣言やあるいは決議の中で突つておるといふことなんでしょう。ですから、これに即してやるということが当然のたてまえであるにもかかわらず、先ほどからお聞きしておりましたら、日本政府はこの援助規約そのものをゆがめて政治的あるいは戦略的な配慮からいろいろ差別なりそういう色合いで段取りするといふことは、私はこの規約からしてもやはり許されぬといふふうにお聞きわけです。ですから、その背後には、いまもいみじくも外務大臣が言われましたけれども、やはりインドシナ、特にベトナムに対する敵視あるいは憎悪ですね、そういうものがあるんじゃないか、こう言わざるを得ないと思つておる。

木内さんは別のところでも書いておられますけれども、これは「アジア問題の総括と展望」日本外交協会の八二年、ナンバー二十四ですね。この中でも「ベトナムとの関連で絶えず議論になるのは、これ以上ベトナムを痛めつけることにより一層ベトナムをソ連に追いやることになるのかどうか」といふ分岐点です。「こういう露骨な本音がまさにはずばりこれに出ておると思つておるのですけれども、これは本当に失礼ですよ、こういうことを書くこと自体、こういうことを発想すること自体が失礼なんです。だから、先ほどから引用しておられますように、どうも木内局長は、ベトナムを中心としたインドシナに対する乱暴な大国主義的な憎悪とべつ視それから日本のおごり高ぶり、これが随所に出ておるわけですね。ですから、こういうものがあるから、いまいろいろ言われましても、この規約に即した援助ではなくて政治的に選別と差別をしていくという態度になつて出でる、私はこう言わざるを得ないと思つておる。この点について強く政府に再検討を要求して次に質問を進めたいと思つておるが、この援助に関連して次にお聞きしたいのは、紛争周辺国援助の問題であります。

最初にお伺ひしたいのは、紛争周辺国援助といふゆる一般的な途上国援助、これとはどういふふうにするのか、この点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○柳政府委員 お答え申し上げます。先生御案内のとおり、わが国の援助はすべて発展途上国の経済社会開発と民生の安定、福祉の向上に貢献することを目的として行つておるわけでございます。当該開発途上国がたとへば国際紛争に巻き込まれて不安定になるといふことは世界の平和と安定に悪影響を及ぼす、言いかえまして、世界の平和と安定に貢献するといふことを私ども援助の主要な目的にしているわけでございます。

特に紛争国に近いところにある国、紛争周辺国と私どもが考へておりますのは、ただいまのところ、タイとパキスタンとトルコの三カ国でございますが、こういうところが紛争に巻き込まれます。政治的、経済的に安定するようにという意味で援助を行うわけでございますから、私どもの援助の根本理念においては全く同じことでございます。○野間委員 端的にお答えいただきたいと思ひますが、そういうことは同じことなのか違うこと途上国援助といふことは同じことなのか違うこと

なのか、これはいかがですか。○柳政府委員 全く同じことでございます。○野間委員 そうすると、外務省はいま、政府としてお使いになる場合に、紛争周辺国援助と言つ場合と発展途上国援助と言つ場合と全く同じだといふことですか。いまのはそういうことですか。○柳政府委員 正確に申し上げますと、発展途上国の中に紛争周辺国も含まれておる、こういうことでございます。

○野間委員 去年の五月の日米共同声明、この中の「いまあなたが言われた「世界の平和と安定の維持のために重要な地域に對する援助を強化してゆく」、このことと紛争周辺国援助、これは同じなんでしょうか、いま若干それに触れられたと思ひますか。○柳政府委員 紛争周辺国と申しますのは世界の平和と安定にとつて重要な地域の中に含まれております。

○野間委員 紛争周辺国に援助すると言つ場合に、紛争周辺国とは紛争地域の周辺すべての国を指すのでしょうか、それともいゆる西側、ここだけを指すのか、この点はどうなんですか。○柳政府委員 私どもは、紛争周辺国がどれであるかといふのは、その具体的なケースごとに、ケース・バイ・ケースで判断しておりますが、ただいままでのところではタイ、トルコ、パキスタン、この三カ国をいゆる紛争周辺国と観念いたしております。○野間委員 だから、そういうふうには三カ国だけを紛争周辺国と観念しておるといふことは、同じ周辺国であつても東側は含まないといふことになるわけですか。その理由は何でしょう。○柳政府委員 発展途上国の中で紛争周辺国といふものを決めておるわけでございます。○野間委員 それはわかるのでございますが、そうすると、西側とか東側とかあるのは南北というのがありますけれども、どうも私よくわからぬからお聞きしておるわけですが、日本政府としては西側だけを限つて考へておるかどうか。発展途上国

と言われますけれども、そういうことですか。

○柳政府委員 お答えいたします。

西側とか東側ということでないに、発展途上国という観念でとらえております。

○野間委員 そうしますと、紛争がある場合に、その周辺にある発展途上国はすべて紛争周辺国、こういうふうになるわけですか。

○柳政府委員 すべて直ちに当然になるわけではございませんで、紛争が実際に発生したりしているときの状況を見まして、具体的に、個々に判断するようにいたしております。

○野間委員 だから、その判断の基準がどこにあるのかわからぬから聞いておるわけですか、いまのお話では、現在政府としてはタイ、パキスタン、トルコ、この三カ国ですね、これだけだということですか。

○柳政府委員 ただいまのところはその三カ国だけでございます。その理由は、たとえば紛争によって経済的に大きな衝撃を受けているとか経済的に不安定、危険があるということでございます。

○野間委員 そうすると、三カ国だけに限定するということですか、中米諸国にはその対象国はいまのところないということになるわけですか。将来生まれる可能性があるかという点についてはいまのところはどうでしょうか。

○柳政府委員 中米・カリブ諸国につきましてはただいまのところございません。将来そういう可能性があるかどうかについては私はいまのところ予測はできないと思っております。

○野間委員 じゃ、紛争周辺国援助について三つ挙げられましたので、トルコについてお聞きしたいと思っております。トルコが対象とされたその理由は、何でしょうか。

○柳政府委員 お答えいたします。アフガニスタンの問題が関係していると理解しております。

○野間委員 いや、ちょっといまわかりかねたのですけれども、アフガニスタンの問題が関連しておると理解しておる、こういうことですか。どう

いうことですか。

○柳政府委員 アフガニスタンの事件が関係しております。

○野間委員 アフガニスタンの事件が関係しておるといふ話ですけれども、アフガニスタンの事件が関係しておるのは必ずしもトルコだけに限るわけじゃないでしょうか。たとえば、あなたの方でいらっしゃるタイとかパキスタン、これについてはいろいろ理由が言われるわけですが、トルコについては、どうもさっぱりあなたの方の立場に立つても私わからぬので聞いておるわけですか。それは、何であの周辺でトルコだけが紛争周辺国になるのか。中東では一つでしょうか。

○柳政府委員 トルコは中東においても、特に世界の平和と安定に重要な地域であるという考え方に立っているわけでございます。

○野間委員 木内さん、あなたばかり問題になるのですけれども、八一年二月の「経済と外交」の中で、トルコの援助について述べておられます。その中では「NATOの南翼、非常に脆弱な南翼をになう地域です。、応分の援助をすることを決めた」、こういうふうに言われています。そうしますと、これはまさにNATO絡み、こういうことになるわけですか。木内さん、あなたはこう言われておられますけれども、いま言ったところから援助の対象に決めた、これは間違いありませんね、あなた言われておるわけですか。

○木内政府委員 トルコは私どもの所管外でございますが、トルコがNATOのメンバーであるという事実は承知いたしております。

それから、先ほど経協局長が紛争周辺地域という点で、アフガニスタンの例を挙げましたが、私としては、やはりイラン・イラク紛争あるいはレバノン等をめぐります中東の非常に微妙な情勢というものが背景にあるんじゃないか、かように個人的に判断して述べたことでございます。

○野間委員 いやあなたはアジア局長ですよ。いま申し上げましたように、こう言っていますね。トルコに対する援助は「NATOの南翼、非常に

脆弱な南翼をになう地域です。、応分の援助をすることを決めたわけです。」これは個人的な見解とも何も断っていないのですよ。あなたは外務省の局長として物を言っておる。それから決めたということまであなたは言っておるわけですか。しかもこの中ではNATOが出てきた、私はびっくりしたのですけれども、ですから紛争周辺国というのはトルコの場合にはNATOの南翼というふうな点から決めたということであると思うのですね。これは安保管と申しますか、そういう戦略絡み、こう言わざるを得ないの思われます。この点について再度答弁を求めたいと思っております。

○柳政府委員 わが国がトルコに対してこの三年間援助をいたしておりますのは、OECDにおけるトルコの援助国会議でトルコが非常に経済的な危機にあるというコンセンサスに基づきまして、OECD諸国と協力してやっていると聞いておるわけでございます。

○野間委員 いま木内局長の言葉を引用しましたけれども、この点についてはあなたは同じ考え方なんでしょうか。そういう点で決めたという、個人的な見解と彼は言いましたけれども、柳さんどうですか。決めた理由は、先ほど私が言ったような木内さんが言われたことですね、そういう理由から決めたわけですか。

○柳政府委員 繰り返すに成りまして恐縮ですが、ただいま申し上げましたように日本政府がこの三年間トルコに緊急援助を出すということを決めましたのは、あくまでもOECDの場におきまして、さっき申し上げたような理由でトルコが非常に経済的に危機にあるというコンセンサスに基づいて協力するという立場でやったわけでございます。

○野間委員 またそれを引用しますが、「NATOの南翼、非常に脆弱な南翼をになう地域です。、応分の援助をすることを決めた」、こういうふうには木内局長は言われておるわけですか。このとおりですか。柳さんに聞いておるわけですか。

○木内政府委員 繰り返しますが、決して逃げるわけじゃございませんが、トルコはアジア局の管轄地域ではございません。私が個人的に考えたことを申し述べたことがそこにつづってある次第でございます。

○野間委員 柳さん、もう繰り返しませんけれども、こういう表現についてはあなたはこれのとおりかどうか、その点について答弁いただきたいと思っております。

○柳政府委員 私の個人的な意見は控えさせていただきます。日本とトルコとの関係は、トルコが先ほど申しました理由で、かつ世界の平和と安定に重要な地域であるという判断でもって援助を出しているわけでございます。

○野間委員 えらい逃げるわけですが、結局木内さん、やはりここでも本音を出されておると思うのですが、要するにNATOの南翼だから、脆弱だから援助して、力をつけてNATOに協力する、こういうことに私はならざるを得ないと思っております。そういう点から、特にアフガニスタンの関連でいま柳さん言われましたけれども、あの周辺で特にトルコだけを挙げて紛争周辺国、しかもいま申し上げたように、いまのところ言われるのは三つのうちの一つでしょう、それを挙げたということ自体、結局その援助をすることによってNATOに協力するということになるわけですが、だから、そういう目的で紛争周辺国としてトルコを挙げたというふうには私は思うのですけれども、いかがですか。

○柳政府委員 また繰り返して恐縮でございますが、OECDというのはNATOだけではなくして中立国もみんな入っているわけでございます。私もNATOに協力するのではなくてあくまでもOECDの諸国と共同して世界の平和と安定に重要な地域というところに、しかも紛争の影響を受けて経済的に苦しい立場に立っている国を民生の安定のために援助する、こういう考え方でいたしております。

○野間委員 そうしますと、木内さんが言われる「経済と外交」の中での決めた理由と柳さんが言

われたこととは違うと思うのです。これについて外務大臣、いかがですか。どっちがどうなんですか。——いや木内さんじゃない、外務大臣に聞いておるわけですよ。大臣、いかがですか。

○櫻内閣務大臣 経済協力局長が御説明を申し上げておることが日本政府の方針であって、いまお取り上げになっていることについてはこの席でも木内局長が個人的見解である、その個人的見解に外務大臣がとやかく言うことは控えたいと思えます。

○野間委員 個人的見解とおっしゃいますが、これはまた大変なことです。これはアジア局長としての立場で「鈴木総理ASEAN訪問の意義と成果」、こういうタイトルで工業倶楽部で世界経済研究協会と経済外交研究会の共催でやっておるわけですね。しかも、御承知のとおり「経済と外交」、これは外務省もこの中にたくさん入って、言ってみれば外務省の一つの外郭団体のようなものなんですね。これが主催してやってきちんと活字になって出ておる。しかも局長としての立場でやっておるわけですね。しかも個人的見解と全く断っていない。勝手気ままにばらばらなことを言っている。いろいろな指摘されたら個人的な見解で逃げるというようなことは絶対許されぬ。私は役所は一体だと思っております。そんなことは許されるのですか、外務大臣。後で言われますと、これは個人的な見解でございましてというふうなことでやられたらたまらぬと私は思うのです。ここではちゃんと木内さんの本音、これはまさに外務省の本音ではなからうかというふうには私は思うのですけれども、部下をいろいろとかばうのは外務大臣ですからそれはそれなりに私はわかるわけですから、この表現を見ますとひどいのです。これは内輪の講演と申しますか、そういうふうなことで安心してしゃべったのかもわかりませんけれども、飲まず食わずとか盲腸するのに麻酔薬すらないとか、あるいはそのほか中国問題についてもずいぶんいろいろなことを言っておるわけですから、やはり責任持ってきちっとやるべきだ。

逆に言いますと、私はこれが本音じゃなからうかと思っております。

質問を続けられますけれども、そこでお聞きしたいのは、いま申し上げたように私はあれが木内さんの本音だと思えますけれども、ヘイグ国務長官もトルコへの援助の意義をはっきり述べておるわけですが、これは去年の十一月十二日のアメリカの下院の外交委員会が証言しております。それによりまして、「トルコは世界でも最も重要な兵站線上に位置している。強力なトルコは、NATO南端のいかりとなるのみならず、東地中海における米国のプレゼンスを支援する意味でも重要である。従って同国に対する西側の援助は不可欠である。」もうはつきりヘイグ国務長官がそう言っておるわけですね。こう考えますと、柳さん言われるいはアメリカの国務長官のこれからしても、やはりNATOの南端の単なるいかりということだけではないにアメリカの軍事プレゼンスを支持する、この上で日本の援助は不可欠だということになってくる、これはトルコについて言いますと安保絡みの援助、これと言わざるを得ないと思っております。この点についてどうなのか。

それからもう一つ引用しますと、これは去年の五月十三日に出されたNATOの閣僚防衛計画委員会の最終コミュニケでも、「南部地域と地中海の死活的な戦略的重要性は、ギリシャ、ポルトガル、トルコへの支援、援助継続の必要性にみられる」とり認識されている。ちなみにこれら三国は経済情勢がよくないので、NATO戦略の実施に必要なすべての防衛能力を彼ら自身の資源から提供できないでいる。つまりここでも、NATOの一員として必要な防衛能力を持っていない、そこで各国からの経済協力が必要だとはっきり言われておる。ヘイグさんもこう言っておるわけですね。ですから、日本政府が三つの紛争周辺国を決めた、その一つがトルコだ。トルコの位置は一体どうなのかと私は先ほどから聞いておりますけれども、トルコについて言えば、結局、木内アジア局長がみじくも言われておりますように、やはり安保絡み、戦略あるいは政治絡み、こういうことしか言いようがないと思っております。この点について外務大臣はいかが考えでしょうか。

○櫻内閣務大臣 経済協力局長がお答えしておるのとおり、トルコの現状が、OECDがこれを援助してやろうという立場をとっておる、また日本から見ても、社会経済的に見て非常に困難である、そういう意味合いから経済援助をしよう、こういうことなんで、野間委員はあちこちのお話などを引用していろいろおっしゃいますけれども、日本としては、先ほど来局長が繰り返して申し上げておることやっております。現実にはトルコは、経済的にも社会的にも非常に困難に直面しておるのではないかと、そういう意味合いからも援助をしてしかるべきだ、こう私は思います。

○野間委員 ヘイグの話とかいまのNATOの閣僚会議の話をしたのですけれども、木内さんのおっしゃることと同じなんです。柳さんの言われたことと違うわけですね、OECD云々ということ。

だから、たてまえては民生の安定とかあるいは福祉の向上、これが対外経済協力の指針だということをしよっちゃう国会の中でも言われておりますけれども、しかし、先ほどから言っておりますように、インドシナに対する日本の対応あるいはいま申し上げましたトルコに対する対応、いずれにしても、たてまえては民生の安定とか福祉の向上、それとは違っていて、まさに戦略的あるいは政治的な意図からいろいろと物事を判断しておる。恐らく中米あるいはカリブの開発構想、これについても同じような問題がこれから出てくると思えますけれども、それはそのときに私はまた指摘しますけれども、それはそのときに私はまた指摘します。質問をしますと、やはりそういう立場を十分反省して、原点に立ち返って、人道的な立場に立った経済外交、これらをしよって進めてほしいというのを強く意見として申し上げまして、質問を終りたいと思っております。

○中山委員長 午後四時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。午後一時五十四分休憩

午後四時三十一分開議
○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。土井たか子君。
○土井委員 私は、これから国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案について審議を進めたいと思っております。それに先立ちましてひとつぜひお尋ねをしておきたいことがございます。

今国会中に提出が予定ないしはもうすでに約束されております三つの条約のこれからの予定について確かめたいのですが、一つは特定通常兵器禁止条約、一つは環境改変技術敵対的使用禁止条約、あと一つは生物・毒素兵器禁止条約、この三つの条約について現状どうなっているか、そして先の見通しはどういうことになりましてか、いかがでございますか。

○都甲政府委員 先生からいま御指摘いただきました三つの条約のうち、特定通常兵器使用禁止制限条約につきましてはもうすでに御提出済みでございます。それから第二番目の環境改変技術敵対的使用禁止条約についても同様に御提出済みでございます。最後の生物・毒素兵器禁止条約につきましては、いまだ国内法の調整の最終段階が終わっておりませんので御提出できてない段階でございます。目下関係者間におきまして国内法の調整を鋭意進めているという段階にございます。さよう御承知いただければと思います。

○土井委員 御努力は承知をいたしておりますが、一体先の見通しは大丈夫なんでしょうか、どうなんでしょうか。国内的措置というのとはかなり難航している先の見通しは暗いという情報も私は聞いておるわけですが、一体どこでどういうふうになっているかということをごこでひとつ聞かせてください。

いませんか。

○都甲政府委員 生物・毒素兵器禁止条約につきましては、この生物兵器の概念をどのようにとらえて、これを国内法上どのように手当てをしていくかという問題が中心になってはどうかと御承知のとおりでございます。これをいま関係省庁間におきまして国内法の法案づくりをしておるところでございますが、最終的に未調整のところがございますので、その点につきまして目下検討中なものでございますから、具体的な内容については御説明を差し控えていただきたいと思います。ところで、いま最後の努力をしようと思っております。いま最後の努力をしようと思っております。

○土井委員 内容の説明は差し控えていただきた、鋭意努力をしようと思っております。いま最後の努力をしようと思っております。

○都甲政府委員 本件につきまして関係してくる省庁はかなりの数がございます。目下法案の準備をいたしまして、その法案をどこが主管してどこが共管して、どういう内容のものにするかという点についての協議が行われているわけでございますけれども、何せ政府部内の協議の最終段階がまだあるわけでございますので、このぐらいで御了解いただければと思うのですが、いけませんでしようか。

○土井委員 いけませんでしようかと言われても、よろしゅうございませんとはいえかねる。いまの中身ですね。それでこの三条約の行方というのは、実は現実的な意味においても非常に重要な意味を持っているというところはもう言うまでもない話でありまして、委員長、これは法制局の方を一度ぜひお招きいただきまして、当委員会でも、この中身についてどこがどう問題になるかということもお聞かせおきいただく必要があるかと思っております。そのようにお取り計らい願えますか。

○中山委員長 検討させていただきます。委員長までそうなるかとまたどうもはっきりしないので、これは当委員会ではっきり確かめた方がいいと思うので、

○中山委員長 理事会において検討させていただきます。御了解いただきたいと思っております。

○土井委員 さて、この本題の中身に入る前に、一つは、最近わが国の科学技術水準というものは欧米先進国の仲間入りをしたというふうな一般には言われているのです。工業製品に結びついているいろいろな生産技術であるとか応用技術の面では、いまではもう世界のトップクラスであるということができるようになっております。ところが、先端的な科学技術の分野では欧米先進国、特にアメリカから見るとどうも立ちおくれしている現状にあるのではないかと、そういうふうな思われるのですが、ここで率直に、日本の科学技術水準というのは世界の位置から見てどれくらいのところにあるとお考えになっていらっしゃるかと、このところから承りたいと思っております。いかがですか。

○櫻内閣務大臣 余り知識はないのですけれども、どうも私がお答えるがよろしいかと思つて答弁台に参りましたが、最近における政治的な関係からいいますと、たとえばアメリカが技術交流を求めてくる、そしてその中には武器技術もあるのではないかと、先般来大変問題になっておる武器三原則の政府の方針、しかし安条条約の関係はどうかというふうなことで、こういうことを日米間でいろいろ協議をするようなところから見ますと、従来は日本がアメリカから技術の提供を受けておつたが、どうやら日本の技術もある程度よくなつて、米側から見ると、ひとつ提供をしてくれないか、あるいは一緒に研究しようじゃないかというところまで来ておるようでありまして、いま先端技術と言われましたが、日本の技術は国際的に見てある程度のところに来ているのではないかと、まあ、この程度の常識でございます。

○土井委員 いまの御答弁を承っております。外務大臣は非常にシビアな問題を通じてそういうことに対しての認識をお持ちになっていらっしゃる。情があらばあるほど、いままら申し上げるようなことについてどういふふうに大臣はお考えになるかをぜひお聞かせいただきたい気持ちになります。

それは、御案内だと思つて、昨年の十一月の十六日から十七日にかけて、パリでOECDの経済政策委員会の積極的な調整政策(PAP)小委員会が事務局が討議資料を提示して、これは御承知だと思つて、その中身を見ますと、高度技術産業に対する政府助成というのは効果が少なく、むしろ悪影響を及ぼす可能性が大きい。特に注目しなければならぬ点は国際的影響のくだりでございます。ここでは各国政府の力の入れ方の違いを取り上げて、特定産業に対してある国が助成を実施して、別の国が助成を見送つた場合、政府助成を実施した国の産業が比較的優位となるというのは当然だ、国際競争力も強まって、輸出がそれが増大する、結果的には本来自由で平等であるべき貿易市場がゆがんだ形になるというふうなことが披瀝されているので、日本が名指しにはなつておりませぬけれども、どうも大規模の集積回路の問題やそれから次世代

基礎の技術開発制度などをめぐつて、やはり日本を意識しての問題がここに披瀝されているに違いないと政府部内でも読まれている筋が報道されているのを私は記憶にとどめておるわけでありまして、これはやはりたまたまの貿易摩擦の問題とも決して無関係ではないと思つておられます。こういうOECD見解並びに現在の貿易摩擦とも関連がある問題でもありますから、大臣自身がこういうOECDの取り上げ方に対してどういふふうな御見解をお持ちになつていらっしゃるかと、このところを承らせていただきたいと思います。

○櫻内閣務大臣 OECDの政策委員会が技術関係でいろいろ御論議をされておる、これはこれなりにどういふ角度的結論というかあるいは方向といたしまして、これは日本としてよく参考にし、傾聴しなければならぬことだと思つておる。ただ、政治的にと申しましうか、政策的にと申しましうか、元来日本がヨーロッパ諸国に対して申しておること、これはあるいは御批判があるかもしれないが、貿易の上からすると日本は非常に不均衡である、そこで、そういう不均衡で摩擦をするよりも、ひとつ技術協力をいたしましう、あるいは経済協力をいたしましう、あるいは第三国の市場に対して協力をいたしましう、こういう呼びかけをいたしておるわけでございます。そして、政治的な意味合いからすると、そういう呼びかけに応じて共同開発でもしていく方がいいという、そういう感覚でおりますので、ある国が特定技術に助成をしておる、それじゃその技術に対してはこちらも手伝おうと思つたけれども手伝わないんだ、こういうことでなく、やはりいままでのやつてきたことからすると、共同でいこう、共同で開発しよう、あるいは協力をしよう、そういう方向にいまではある次第でございます。

○土井委員 いままでではある次第でございます。そのこと自身が貿易摩擦というふうなものに対して、外国に対して刺激を与えた結果、日本というものが非常に批判の対象になつてきた

ということではないとお考えになつてゐるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○櫻内閣務大臣 少なくとも先にこの摩擦がある、インバランスがある、だからこれを何とかしようという上には日本としては協力をしようという呼びかけをしておるので、この摩擦をなくしようという趣旨で申し上げておるといふふうに御了解をいただきたい。

○土井委員 そうすると、これはOECDの考え方としたら、端的に、繰り返しになりますけれども、もう一度言わせていただくと、官民一体の大規模プロジェクト研究開発、特に高度技術の育成ということに対して官民一体のあり方で政府が助成することが貿易構造をゆがめるといふ見解を披瀝されているというふうに相なるわけですね。

このOECD見解に対しては、したがって外務大臣とされては反論をお持ちになつていらっしゃるはずだと思つて、いまの御見解を承つていければ、どういふふうにはちつと反論をさせていただきますか。

○櫻内閣務大臣 これは、先ほどもお答え申し上げましたように、OECDの政策委員会中心でそういう協議が行われた、これは相当権威がある、また傾聴すべきことだ、だから、それから私は謙虚に見ておるわけです。ただ、それから後、一体OECDの言うとおりのことになつてくると、いままでは日本は、不均衡解消の上にはどうするか、総理が昨年六カ国を歴訪したときにも、技術協力をしましょう、経済協力をしましょう、三国の市場に提携しましょう、こういうことを言ってきたので、そういう日本は方向にある。しかし、お話しのごとく、日本がもし日本の国内で技術開発のためにどんだん援助をしておる、そういうことが第三国の方から見るとそれもまた貿易摩擦の原因だ、そういうふうな仮にとり方をすると、そしてまたそういう論議がOECDにあるとするなら、それはよく傾聴して、検討して、實際上どうかということ、これははいまそれ

がいい、悪いというよりも、よく検討させてもらいたい、こういうことなんです。

○土井委員 慎重に事に構えるのはまことに大切なことではありますけれども、検討ばかりしていただのはこれはちの明かないこともござい

す。ちよつとお尋ねを進めますよ。いま地球上空で約一千個の人工衛星と約三千発のロケットが地球の軌道を回つてゐるといふふうになつてゐる。日本の衛星、ロケットの数はアメリカ、ソビエトに次いで世界第三位だと言われているのですが、日本の衛星、ロケットの数は現在一体どれくらい打ち上げられてゐるのですか。また、すでに予定されているのは一体どういふふうになつてゐるのですか。いかがですか。

○都甲政府委員 専門的知識があるわけではございませんので、私の承知している限りでお答えさせていただきますかと思つて、二十一年ぐらゐがわが国が打ち上げた衛星として軌道に乗つてゐるといふことを承知しております。

○土井委員 二十一年ぐらゐ。これは当たらずといえども遠からずなんです。少しその辺は御検討いただきたいと思つてます。

さて、それについて少しはつきりさせたい問題があるのです。五十三年二月二十八日に本会議で決議があつたことは御承知の通りであります。原子力衛星規制に関する決議なんですが、これはカナダの北部にソビエトの原子力衛星が落下した事件が契機になりました、原子力衛星が落下する、その結果、人類が放射能汚染の被害を受ける、この被害に対してはあらゆる手段によつて防止していくことが必要であるという前提で取り決めた中身であります。その中に「宇宙関係三規約批准の準備を促進すべきである」ということがあるのですが、これは外務省、いかがですか。宇宙三規約加入の目安というのはいかですか、ないのですか。努力されているのですか、どうなつて

○都甲政府委員 本件宇宙三規約につきましては、国会におきましても御決議をいただいております。このことは、私も十分心にためております。できれば今国会にでも御提出するようになつて

とでがんばつてみたのでございませうけれども、これは間に合いませんでした。目下関係省庁間で、このまた国内法の準備が要るものでございませうから、その調整を図つておるところでございまして、私どもとしては、できるだけ早くその調整を済ませてこれを御提出申し上げ、御承認いただきたいといふふうに考えております。

○土井委員 条約審議を早くしろ、早くしろと言つて、外務省から当委員会に対しての催促は大変なものなんです。ところが外務省自身は、国会で決めた決議に従つて努力なさることは、われわれが催促してもそう進展の跡は見えないことが多いのです。これは来国会には必ず提出できますか。してもらわぬと困りますよ。どうですか。

○都甲政府委員 関係省庁も絡んでおることです。ございませうので、私から必ずということも申し上げられませうけれども、私どもとしてはそのようないふつもりで懸命に努力をするといふことを申し上げたいと思つてます。

○土井委員 大臣、よろしくございませう。担当の部局の方がそういうふうな御趣旨をいま答弁でおっしゃつたわけですが、要は最高責任者は外務大臣でございませうから、これはやはり責任を持つて事に臨んでいただくといふふうな意味でひとつ御所信を承つて、先に進みましょう。

○櫻内閣務大臣 先ほどの生物・毒薬禁止条約あるいはこの宇宙関係三規約、外務省の立場で言う、これはもうぜひ早く批准する、そういう心構えでおるわけでございます。こういう新しい分野であります、私自身も十分な知識を持たないのではありません、なかなか勉強するのに手間取るよ

うで、土井委員の言われるとおり、一方において非常に緊急度が高い、一方において大変むずかしい、また新たに国内法をつくるというふうなことで大変問題があるわけでございますが、しかし外務省として、私の責任の立場としては、これはもう促進するためにせいせいがんばる、こういうことでございます。

のメンバーになつております政府代表の設置に関する臨時措置法案なんです、この国際科学技術博覧会の会場というのどこに設けられるのですか。これはいままでも何遍も言われてい

ますから、繰り返して聞いては聞きにすぎないと思ひになるかもしれないのですが、ひとつお答えいただけます。

○平野説明員 お答え申し上げます。筑波研究学園都市でございませうが、その中の谷田部町というところでございませう。

○土井委員 これは主会場でしょう。会場はそこだけですか。

○平野説明員 主会場は谷田部でございませう。ただ、博覧会協会がつくりました基本構想におきましては、学園都市全体につきましても、これをこの機会に国民の皆様へ御紹介すべきであらうといふふうなことでございまして、都心地区会場といふたような言い方、あるいは途中の輸送等につきましてもそれを会場として考えたらどうか、あるいは情報通信を使いまして情報通信会場といふたようないろいろな構想が出ておるわけでございます。で、広い意味でそういう言葉もございませうけれども、私も、入場料をいただきます博覧会を

ごらんいただくといふのは、先ほど申し上げましたような主会場といふふうな考えでおるわけでございます。

ど申し上げましたような谷田部町の約百ヘクターのところで博覧会を行う。ただ、この場所あるいは博覧会を発想いたしましたときから、研究学園都市の概成を記念して、これを国民の皆様のいは国際的に御紹介したいというふうなことでございまして、かつまた、学園都市にあります大、学あるいは研究機関等もやはりこれに協力したいというふうな御意向も非常に強いわけでございまして、この際、主会場とあわせてこれを御紹介するような措置といたしますが、そういう工夫をいたしたいという意味で、その基本構想におきましては学園地区会場というふうな言葉を使っているというわけでございます。

○土井委員 そうすると、この研究学園地区会場を所管するのは、きょうここで問題になっている政府代表ではないのですか。政府代表がいろいろこれから運営に当たる所管外の問題としてこの会場はあるのですか、それとも所管内の問題としてこの会場はあるのですか、どうなんでしょうか。

○平野説明員 いま御審議いただいております法律によりまして政府代表というのは、博覧会につきまして日本国政府を代表して出展諸国に対する責任を負っていただくというふうなことであるというふうにご承知しているわけでございます。

学園地区会場といえますのは、諸外国からの出展をここにお願するというふうなことではございませんで、私も、これはまだ確定いたしておりませんが、政府出展の一環といたしまして、あの地区の研究機関あるいは大学等をごらんになりたいという方々に効率的に概要等御紹介する。それはまた逆に申しますと、研究機関あるいは大学の側から言いますと、研究なり教育というものを阻害しない範囲内でできるだけこれを紹介したいという意向もございまして、そういうことを踏まえまして、そういうものをガイドするといえますか、そういうような施設を置いたらいかがかというふうな構想があるわけでございまして。ただし、これはまだ最終的に確定しているというわけではございませんで、現在政府出展を私

ども政府部内で検討しておりますが、その一つの構想としてそういうものがあるというふうにご御理解いただきたいと思います。

○土井委員 この「博覧会について」というのは、非常に粉々らしい書き方ですね。これを見ると、まず主会場があつて、研究学園地区会場があつても、これが博覧会会場であるように読めますよ。文章の中身も、「主会場と直結するものとして」云々と書いてあるのです。だからいまの、構想の中にまだ練れていないけれどもあるというものがなくて、もうはっきり決めてここに書き込んであるとだれでも読む。

そして、もうちょっと言わせていただきますけれども、いまも御答弁の中で言われたとおり、「日常の研究業務の遂行の妨げにならないよう」という言われているのですから、少くともここで、会場設営をされるに当たっては、その開催に向けてのいろいろな段取り、それから、もちろん開催日、事後処理等々について、大学側からの研究者の人たちもこの中に入つてそれに対して運営をなさっていくということでない、実はこの問題に対して十全を期することはできないだろうと思つていますが、そういう体制になつていこうと思つてい

かがございまして、ただいま先生お持ちの私どものパンフレットにございましてその基本構想と申しますのは、博覧会協会が外部の学識経験者その他の御意向を聞きながらまとめた一つの構想でございまして、ですから、そこに書かれていたものは、そういういろいろな有識者の御意見を集約したものでございまして、これが全部実現するかどうかというのは、これからいろいろ計画を練り上げていく段階において決まってくる問題でございまして、そういう性格のものでございまして。

それから、いまの地元の研究者の方々の御意見を承るといふことは、これは当然でございまして、科学技術庁といたしましても、あるいは博覧会協会といたしましても、いろいろなパイプで地元の研究者等の御意見を収集していくということに従

来もやっておりますし、今後とも続けていきたい、かように考えておるわけでございます。

○土井委員 それは非公式な形においてはいろいろな努力があるでしょう。だけれども、少なくともこういう構想を練つて、もう文書化されるというふうなことになるかと、正式にそういう研究者の立場というものをこの運用の上で生かしていくというシステムがなければならぬと私は思つて聞いているのです。全くその点には不在ですか、考えられていませんか、どうですか。

○平野説明員 現地の研究機関の方々の御意見を承るシステムというのは、実は現地に私も研究交流センターというのがございまして、あそこに所在しますいろいろな研究機関あるいは大学の関係者が集まりまして、博覧会について意見をおっしゃつていただける、そういう場がございまして、そこで従前からいろいろな意見の交換なり、こちらからのインフォメーションを流すといったようなことを実行しておるわけでございます。

○土井委員 実行しているわけでありまして、具体的には是非公式なことでしょうか。具体的に今度科学技術博覧会、こういう博覧会をここで設けようという事業があるのじやないですか。このことについてどうするかというシステムを私は聞いているのです。

○平野説明員 これは非公式というよりも、むしろやはり科学技術庁が主催して行つていられる会合でございまして、私どもとしては、これは公式のものであるというふうにご承知しておるわけでございまして。

○土井委員 しかし、公式であるならあるで、その人材が、どういふふうなシステムできちつと協議対象となつていられるかというの、これはどこをどう見ても資料として出てきませんね。書いてないですよ。それはいただいた資料の中にないので

○平野説明員 たまたまその資料にはあるは欠けておるかもしれませんが、筑波研究学園都市の研究交流連絡会というふうなものがございまして、

その中に普及広報専門委員会というものがございまして。このメンバーは、各研究所あるいは筑波大学も含めましてそれぞれの普及広報活動を担当なされておる方々のお集まりでございまして。

○土井委員 お集まりでございましては結構ですが、それをこの科学博について組織化して、どういふ運営をやっていくかということのお互いの討議の機構としてきちつと組み入れられているのですか、それは。

○平野説明員 ただいま申し上げました専門委員会でございますが、その目的がございまして、そこには「学園都市における普及広報活動の効果的な実施を図ること」それから「国際科学技術博覧会への対応方策、検討の円滑化を図るため」云々というふうなことがございまして、これに従いまして博覧会につきましてもそこでお互いの意見の交換を行つていこうとございまして。

○土井委員 ただ、意見の交換は結構でございましてけれども、この研究学園地区会場についてどうするかというふうなことに、先ほどの御答弁を承つてもまだ検討中なんですね。そのように理解しておいていいですか。

○平野説明員 検討中でございます。なお、その専門委員会あるいは筑波での職員組合等からも、ぜひ博覧会に際しての研究機関等の紹介の場をつくるようにというふうな御要望は、私どもにも参つておるわけでございます。

○土井委員 要望があるのは結構ですが、ここに書いてあるのにもかわからず、先ほどの御答弁を承つていられると、これは構想の一つであつて消えるかわからないというふうなことも向きとして聞かされてまいりましたので、受けとめられますから、その辺は非常に不確定要素があると思ひながら私は承つていられるのです。少なくともここにかつちりこうお書きになる以上は、いろいろなこれに対する裏づけというものがはつきりなければならぬ。資料のどこをどう見たつてそれが、またどの程度はつきりした裏づけをもつてお書き

になったのか、これはひとつ聞いてみようという気になってきょうは質問しているのです。

○平野説明員 これは裏づけといいますが、その基本構想がつけられましたのが約一年前でございます。その後いろいろ検討いたしておりました。あの地区に将来公園をつくる、あるいは文化センター的な用途に使うというふうな用地も若干あるというふうには承知しておりますので、そういうところを使ったらどうかというふうな御意見もいろいろ聞いておりますので、今後それを具体的に、実務的に、どういうふうなこれを実現していくかということについて現在検討をしておるといってございませぬ。

○土井委員 ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うという典型的な答弁の仕方でありませぬ。しかし、こういうことはそんないかげん答弁ではなくて、はっきり言ってくださいね。まだそれは確定していないとか、先の見通しとしてはこういうことを考えているが現状はこういうことだとか、わかりやすい答弁をひとつしかりしていただきたいと思いますよ。よろしい。まだ不確定要素があるというごいまの答弁でも私自身は受けとめられるわけですか。

さて、これは今回は大阪万博であるとか沖繩海洋博の例にならない、こういうことなのですか、ただし閣議了解事項を見ますと、例にならうわけにはいかないと出てくるのですね。何かというところ、これはもうすではっきり五十四年十一月二十七日の閣議了解事項の中では、「最優先課題として財政再建に取り組んでいることにかんがみ、開催のための諸経費については、関係各省の既定経費の枠内でねん出せざるを得ない。」ということになっているのです。したがって、輸送についても宿舎についても上下水道の整備についても、基本的にこの会場設置に当たって考えておかなければならない問題全部が、やはりいろいろ難儀があるだろうと思うのですよ。これは大丈夫ですか。時間がありますから私は一々尋ねませんけれども、どうなんです。輸送について鉄道、車、両方

で考えていらつしやると思えますけれども、これはどれぐらいの人員を考えていて、大丈夫輸送に對してはそれはやっていけるといふような確信があるかどうか、その辺はどうですか。

○平野説明員 この博覧会を着想をいたしましたときは、財政再建の元年といえますか、そういう時期でございまして、御指摘のような閣議了解になっておるわけでございます。私もはそれを前提条件といたしまして、いろいろ準備を行っております。

御指摘の輸送問題につきましては、これは観客は半年間で二千万人ということ想定しております。道路輸送、それから鉄道輸送でこれを賄うということでございます。これにつきましては、特に道路、鉄道につきましては、昨年の秋に閣僚閣議におきまして、関連公共事業の一環として、博覧会までに完成するもの、これは従来の計画の枠内でございませぬけれども、博覧会に供用するために工事をそれまでに終わらせるといふような御決定をいたしまして、非常に苦しい点がございますけれども、何とか予定の人員はあそこに運ぶというふうな計画で、現在、関係省庁とともに、いろいろ合理的な輸送方法その他について検討を重ねておるといふ段階でございます。

○土井委員 これも検討、検討の連続なんですか。大丈夫やっていけるといふ自信のほどをもう一つどうも確信を持って聞かせていただけたいというところは残念至極であります。

この跡地利用の問題に途端に飛びますが、跡地の利用はだれがどういふかこうで決めるのですか。

○平野説明員 博覧会の谷田部町のいわゆる主会場と言っております百ヘクタールにつきまして、将来、茨城県が工業団地にこれをすることによって買収された土地を博覧会にお借りするということでございます。したがって、これは茨城県が工業団地造成をされまして、しかるべき民間企業に譲渡されるというふうな承っているわけ

でございます。

○土井委員 これはいまおっしゃったように、跡地は工業団地というふうなことが予定をされているようですが、五十四年十一月二十七日の閣議了解を見ますと、この「跡地の利用処分については、すべて茨城県の責任と負担」だ、「国による跡地の買上げ整備その他いかなる国庫による負担や助成も行わないこと。」非常にはっきり書いてあるのです。ところが、片や衆議院の科学技術委員会、五十六年の三月十九日に附帯決議がございまして、「地元の地方財政事情等に十分配慮」しながら「跡地の円滑な利用について、特段の協力支援措置を講ずること。」こうなっているのです。どうなさいませぬか。

○平野説明員 さきの閣議での了解事項、これは過去の二つの国際博覧会跡地につきましては、それぞれ記念公園というふうな形で国が買上げが公園としておるといふ実績があるわけでございますが、今般の博覧会につきましては、財政事情その他からそういう措置はとれないということをおそらく決定されたものでございませぬ。

それから、国会の委員会で附帯決議、これは国会の方でお決めた決議でございますが、私も、それは将来茨城県がこれを民間に譲渡するということでございますが、その際におきまして、やはりその財政的な話ということよりも、むしろ企業ができるだけ早くそういうところに立地するということについては御援助できることとあれば御援助しなければならぬ、附帯決議の実行につきましてはそういうふうなわれわれは考えておるわけでございます。

○土井委員 いまのは、何かよくわかりませぬ。そういうと援助されるのですか、つづめて言えば。

○平野説明員 科学技術庁が産業界にそういうことをする権限と申しますが、そういうものももちろんないわけでございますけれども、まあいろいろなこと、いろいろな機会にそういうことを援助ができることとあればできるだけのことはする、そういう趣旨でございます。

○土井委員 国土庁、御出席ですね。ちよつとお尋ねしたいのですが、この跡地の問題は、万事茨城県の方の責任と負担において行われるという前提でありますけれども、いま御答弁にもございましたように、跡地は工業団地というのが予定されているようにありますが、これは御案内のとおり、筑波学園都市構想の一環として考えなければならぬ問題なんでしょう。筑波学園都市というのは国の方が直轄で、国の方が指導してつづられ、運営されていっている土地じゃないかと私は思いますが、この点、国土庁としてはどういふ受けとめ方をなさつていらつしやいますか。

○久保説明員 お答え申し上げます。

お尋ねの工業団地の件でございますが、国土庁といたしましては、筑波研究学園都市の整備促進あるいは人口の定着を図るといふようなことで、先生おっしゃいました、国が研究機関等を建設するということのほかに、その周辺の地域の産業の振興でありませぬかといいようなことも、地元の地方公共団体と一緒にやっておるといふたてまえになっております。つづめて申しますれば、筑波研究学園都市の建設につきましては、国と地方と両方で、ふさわしい学園都市をつくらうじやないか、こういうたてまえになっておるわけでございます。

それで、科学技術博覧会の用地になります土地につきましては、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律というのがございまして、これに基づいて工業団地造成事業をいたしまして、茨城県が、筑波研究学園都市の中心地区の周辺区域になりますけれども、そのところの用地を取得してやつていこう、こういうものでございませぬ。博覧会はこの用地を一時使用して行われるというものでございまして、その後の跡地は筑波研究学園都市にふさわしいような製造工場等の立地する工業団地になる、こういう予定で計画を進めておるものでございませぬ。

○土井委員 いま御答弁にありました、生産性を持つ工業団地というものが学園都市にふさわしい

かふさわしくないかは、一体だれが判別するので
すか。

○久保説明員 筑波研究学園都市の建設につきま
しては、筑波研究学園都市建設法というのがござ
いまして、この中で、国それから地方公共団体で
あります県が計画をつくりまして、それにのっ
とって建設を進めていく、こういうたてまえに
なっております、そのうち周辺開発地域につき
ましては工業団地等の導入も図るのだという計画
になっておるわけでございます。その一環でござ
います。

○土井委員 将来ここに進出する特定企業とい
うものがもう予定されておりますかどうですか。い
かがですか。

○久保説明員 先ほど申し上げました首都圏の近
郊整備地帯云々という長い法律でございまして、
これに基づきます工業団地造成事業は、その土地
を売る場合につきまして規定がございまして、公
募して求める、こういうかっこうになっておりま
すので、特定のものがあらかじめ決まっております
ということではございません。

○土井委員 そうすると、そこでその工場進出と
いうものを考えた企業がいろいろこの科学技術
博というものを宣伝の場を利用しないという保証
はどこにもないと思うのです。これは企業が進
出のためのいわゆる宣伝の道具にされてはならな
い博覧会だろうと私は思うわけですが、その辺は
チェックできますか。その辺に対してのいろいろ
な調整というか、そういうことはさせてはいけな
いというふうなチェックと申しますか、そういう
問題はどこが果たす役割りになってきますか。

○久保説明員 そのチェックは、法律に基づきま
して国土庁が処分計画をつくる、その処分計画に
基づいた処分先に土地を売る、こういうことにな
るわけでございます。

○土井委員 それは国土庁の所管からしたら、そ
の土地だけを考えてそうおっしゃっているのであ
らうと思えますけれども、企業活動ということか
らすれば、そこに進出せんがために今回の科学技

術博覧会というものを重視して、そこで宣伝を大
いにやろうというふうなことも考えられなくはない
わけですよ。この点についてのチェックという
のは、一体どこが所管になるのですか。これはど
うです、外務省。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。
ただいま関係省庁の方から御答弁があったわ
けでございますが、私どもとしては、今度の科学
技術博覧会というものは、科学技術の新しいイ
メージというものをくり出していく国際的な場
だということに理解しておるわけでございます。

したがって、科学技術博覧会の会場の様子で
あるとかといったことは、やはりそれにふさわし
いものでないといけないということ、ただいま
先生の御指摘のとおりだと思っております。特に
企業色が出るようなことになっては決してならな
いと思うわけでございます。

政府代表の一つの任務といたしまして、やはり
そういう科学万博にふさわしい規律の維持とい
いますか、会場の雰囲気づくりということに責任を
持つて果たしてもらおう立場にあるわけでござい
ますので、外務省といたしましては、この点は、い
ろいろな機会に関係各省にも十分お願いをしてい
きたいと思っております。

○土井委員 そうすると、いまの御答弁からすれ
ば、外務省がその責に当たられるのです。その
ように受けとめてよろしいですか。

○佐藤説明員 お答えいたします。

ただいまの科学技術博覧会の会場の中におきま
す事務柄についての責任、これは政府代表が負って
おる任務の一つだというふうには私も理解して
おりますので、もちろん関係各省庁の御協力も得
てまいらなないといけないわけですが、最終
的な責任者は政府代表というふうには理解して
おります。

○土井委員 そうすると、政府代表としては、そ
ういう意味において適正に行われるようにチェッ
クをなさるといふふうなことですね。
もう一つ、それならば、こういう問題はどのよ

うにお考えになっていらっしゃるかを外務省に承
りたいと思うのです。協会の方が出ておられる
一般規則によりますと、第十条なんですが、「出展
物の要件」として、「日本の法規に基づき公序良俗
に反すると認められる物品は出展することができ
ない。」という規定をされているのです。たとえ武
器とか弾薬のたぐい、あるいは武器技術のたぐい、
これによるとそういうものは出品できないと私は
理解をいたしますが、いかがですか。当然でしょ
うね。

○佐藤説明員 先生いま御指摘のように、第十
条に「出展物の要件」ということが定められてお
りますので、御指摘のような物品についての展示と
いうものは、この一般規則の定めるところに従
まして、当然のことながら認められないというふ
うに理解をいたします。

○土井委員 それも、いま問題になっております
政府代表が、ひいては外務省がそれに対してい
ろいろと判別をなさる、そして、いい悪いとい
うとも識別をされる、そしてそれに対してチェッ
クをなさるといふことであろうかと思いますが、こ
れは大丈夫でしょうか。

○佐藤説明員 御指摘の第十条の一項に当た
るわけでございますが、この規則に添付されてお
ります分類表に記載されている項目に該当する物品
でなければこの博覧会に展示することはできない
という定めがございまして。

○土井委員 さて、この項目の中で、それにひ
かかる部分がないとは言えないから、私はこれを
だめ押ししているのです。この中で、たとえば
「通信技術」とか、「技術交流」と一般的に書いて
ある中身からすると、兵器技術の交流というの
も技術交流の一環なんだ。だから、そういうこと
からすると、はっきりそういう点での確かめをして
おいていただかないと、これは単にここに書いて

ある項目に反するもの、反しないもの、分類表に
よるところの識別においてもなおかつその問題が
ございまして、したがって私は質問をしている
わけですよ。これは大丈夫ですか。

○佐藤説明員 分類表の頭に「人間・居住・環境
と科学技術」という表題になってございまして、
これが今度の科学技術博覧会の主要なテーマで
ございまして。そういう認識のもとでこれらの分類
表ができておるわけでございまして、また、当然
のことながら科学技術博覧会というものはわれわれ
人類の幸せといえますが、将来に向けての生活の
新しい分野を切り開いていくという趣旨もござ
いまして、先生御指摘の問題については、政府代
表が責任を持って処理するということに理解
いたします。

○土井委員 時間が大変気になりまして、質問が
まだまだ山ほどあるのですけれども、あと二、三
点で私ほどどめざるを得ないことを非常に残念に
思うのですが、今回の政府代表のステータスを見
ますと、事務次官と政務次官とのちよと中間
みたいに考えられている、この中身を見ると、し
たがって、そういうことからすると、なぜこのよ
うなステータスというものを取り決められたかとい
う根拠が私にはさっぱりわからぬのです。何に根
拠を置いてこういう取り決めをされたかというこ
とをひとつ聞かしていただきたいと思いたす
かがですか。

○佐藤説明員 政府代表のステータスのお尋ね
でございますが、私どもといたしましては、科学技
術博覧会という行事の重要性、対外的に招請国で
ある日本を代表するということ、これが非常に大
きな仕事になります、と同時に、国内関係にお
きますところのいろいろな事務についても対応し
ていかなければならないという立場、そういう重
要な職務であることにもかんががみまして、人事院
局等とも御相談をした上、御指摘のようなステ
ータスを定めたということでございます。

○土井委員 大変な責任があるというのはいま
でもない話なんです、だから俸給月額が九十一

万円だと言われる根拠がよくわからぬのです。責任といふは、この政府代表よりもっと責任のあるのは大臣だろうと思ひますし、もっと責任があるのは内閣総理大臣だろうと思ひますよ。

では、外務大臣、お尋ねをしたいと思ひますが、万博の場合は、ヨーロッパあたりに行きますと、日本に行つて万博に参加したために認識を新たにしたいという方がかなりあることは、私も現地で聞いて知つて居るので、沖繩博もある意味ではそうだったでしょう。ただ、今回は事情がちよつと違つたのです。先ほど申し上げたとおり、当時は高度成長下でございまして、いろいろな流通経路にしまして、交通機関にしまして、つまり輸送経路にしまして、いふん当時は突貫工場ながらその経費をそれに対して計上しながらやつたんです。今回はどうもこれは、いらつしやる方々について、数字は幾らでも挙げるんだけれども、それに對して、輸送であるとか、上下水道の整備とか、宿舎とか等々の問題を考へただけだけれども、十二分に対応ができるかといつたら、常識から判断して、むずかしだらうという線も出ます。ここに來られて、何だ、あんなことだつたかとか、行つてみて、人ばかり見て帰つてきたとか、結局、途中まで行つたけれども、渋滞で、行き着かぬうちに引き返さざるを得なかつたとか、いろいろな事情が出てきた場合、これは責任は重いですよ。そういう政治責任を、いま討議して居るこの政府代表の方にとつていただけるのですね。外務大臣どうですか。

○櫻内内務大臣 お手元の資料にございませうかどうか、今回のこの法案からする政府代表、これは外国に對してこの科学万博の責任を持つ代表、そしてこの科学博を進める上におきましては、関係閣僚會議を持ちまして、その中の主たる大臣として中川科学技術庁長官がこの博覧會担当大臣として指名されておるわけにございませう。ですから、この科学技術博覧會としては中川大臣が責任を負われますが、わが外務省としてはこの政府代表を送つておられますので、その政府代表に對する責任

は私がつとりますとともに、また閣僚會議の一人としてこの博覧會に對する責任の一端を負う、こういうこととございませう。

○土井委員 責任の一端を負つておつしやるのはどうもわからぬですね。責任の一端をくらゐ負う程度でこんな高いステータスを認めるといふのはいよいよ解せぬよになつたよ。責任の一端ぐらゐではしようがないですね。このステータスとしては大変高いところを見ているのではないですか。これだけのものを見る以上はやはり責任をとつてもらわなければならぬのです。いまの外務大臣の御答弁ではわからなくなりました。そうすると責任は外務大臣が万事おとりになるわけですね、そうなんですか。

○櫻内内務大臣 いま私が御説明申し上げましたように、國際科学技術博覧會担当大臣は中川科学技術庁長官が指名されておるので、中川科学技術庁長官がその責任を負う。しかし今回法律を出して、外国に對する政府代表は外務省の方から出ておりますから、その点からいひますとそれに対する責任と、なお閣僚會議を持つておりまして、その構成員の一人でございませうのでその責任があるといふことを申し上げたわけですね。

○土井委員 どうもよくわからないのです。そうなるかと、時間の方が大変になりながら、これはわからないまま終わるといふのは非常に不本意ですからちよつと聞かざるを得なくなつてきたのですが、中川科学技術庁長官と外務大臣との關係はどうなるのですか。外務大臣とこの政府代表との關係はどうなるのですか。もう一つ言つて、協會と外務大臣との關係はどうなるのですか。協會と内閣総理大臣、通産大臣との關係はどうなるのですか。前後左右どういふ図式でそれだけの責任をどの部署で持つていただけるのかといふことはつきりさせてください。そうではないとさつぱりわかりませぬ。

○佐藤説明員 まず博覧會協會の位置づけでございませうが、これは先生御案内のように、民法に基づいて設立されている公益法人でございませう。こ

れにつきましては内閣総理大臣及び通商産業大臣の監督のもとに置かれておるわけにございませう。 (土井委員) それはここに書いてありますよ。それから……と呼ぶ)

それから外務大臣と科学技術庁長官との關係でございませうか、お尋ねがあつたと思ひますが、科学技術庁長官といふのはこの科学技術博覧會担当大臣として、国内諸官庁におかれましていろいろ先ほどから御答弁申し上げておられます輸送対策であるとかあるいは宿舎対策であるとか、そういうすべての事項につきまして責任ある担当の國務大臣であられるといふふうに承知して居るわけにございませう。外務大臣につきましては当然のことながら對外的に責任を持つ立場におありになるわけにございませうが、その外務大臣が今般御審議をいただいているこの法案を提出になつておるわけにございませう。つまり政府代表といふものを、この契約に基づきまして對外的に責任を持つといふ立場の政府代表のこの法案の御審議をいただいておりますので、当然のことながら外務大臣におかれましては政府代表といふものを監督する立場にあるといふふうに理解いたすわけにございませう。

○土井委員 いまよくどつと言われましたが、それはこの國際科学技術博覧會といふものを全部総括して責任を持つのはだれなのですか。○佐藤説明員 この契約の第十條第二項におきまして、開催者が政府でない場合、つまり今回のように博覧會協會といふものがこの開催の準備、それから科学技術博覧會の運営に對して対応をして居る場合を指すわけにございませうが、そのような場合に当該政府はその法人による義務の履行を保証するといふ条項が第十條の二項に定めてございませう。したがうして、今回の科學技術博覧會につきまして全体として政府が責任を持つて居ることになると考へておられます。

○土井委員 政府のだれなんですか。政府のそれが全体の締めくりをやるのですか。○佐藤説明員 この科學技術博覧會は國際博覧會

條約に基づく特別博といふことで御承認をいただいで居るわけにございませう。したがうして、この科學技術博覧會につきまして責任を持つ立場にある者は、この條約の定めによりまして政府全体として責任を負つて居る形になると思ひます。

○土井委員 政府全体といふのが書いてあるのですか。明文の規定で政府全体と書いてあるのですか。それは條約上の問題としては政府となるだろうと思ひますが、日本として今回の科學技術博覧會に當つてだれが總括責任者になるのですか。政府の中でだれが總括責任者になるのですか。

○佐藤説明員 先ほど條約の第十條に言及いたしましたけれども、この一般規則の第二章第四條をらんいたたくとはつきりいたすと思つたのでございませうが、博覧會の運営につきまして日本國政府がこの運営に必要な措置を講ずるといふことが定めてございませう。御案内のように一般規則につきましても、この博覧會事務局の承認を得て成り立つて居るものでございませう。したがうして、この博覧會全体につきまして責任を負つて居るものは、この國際博覧會條約との關係におきましては、政府全体として責任を負つて居ることと御理解をいただきたいと思つたわけにございませう。

○土井委員 佐藤さん、そんなわけのわからぬことを言つていたらだめですよ。はつきり書いてあるじゃないですか。どこかに書いてありますよ。これがはつきり答えられないようじゃこれは認めるわけにいかないね。政府、政府と言つてそんなわけのわからぬことを言つて居る限りこれはだめ。はつきり書いてある。これはしようがないですよ。日本の國としてだれなんだ、政府、政府のだれですかと云つたら政府です。これじゃしようがないと思ひますね。よく目を見開いてもう一回調べ直してください。それは保留にします。

最後に一つ、ある國が博覧會に参加表明をして參加契約を交わした後、政変が起こるといふ場合があるのです。その場合、この參加契約といふのは博覧會條約上どういふ取り扱いがされるかといふのをちよつと聞きたいと思つたので、最後

條約に基づき特別博といふことで御承認をいただいで居るわけにございませう。したがうして、この科學技術博覧會につきまして責任を持つ立場にある者は、この條約の定めによりまして政府全体として責任を負つて居る形になると思ひます。

にこれだけ聞いておきます。

なぜか。先日グアテマラやパナマで政変があったのでね。日本としたら招待状を出しているのですよ。政変が起こって後にこの両国に對して政府を承認するかどうかというのは、外交上の問題としてはまだ懸念になっているはずなんです。どういう取り扱いをするのですか。

○都甲政府委員 条約の規定におきましては、単に外交上の経路を通じて招請を行い、それから参加の申し込みを行うということになっているだけでございます。ですから、外交上の経路を通じてそのような参加の申し込みを行われた後で、政変が起こった場合にどうなるかというお尋ねだと思えますけれども、これはそのときの状況によって判断をされる問題だろうと思えますので、たとえは博覧会に参加する意思表明をした後で政変が起こって、まだその政権自体を承認していないという状態でありましたら、これは事実の問題になると思うのでございますけれども、その政府の博覧会への参加というものは必ずしもさしつかえはないかというふうに考えております。

○土井委員 これでは時間はすかからひとまず私は終えますけれども、先ほどの佐藤さんから答弁というのはいまのことにあいまいもことしたまででございます。よろしいか。これは政府じゃ通用しないのです。調べてみてください。それで大臣に一言申し上げたいのは、先日来この案件につきまして審議を進めてまいりましたが、外務省としてのこの答弁を聞いておられるか、本当に熱意を持ってこれに当たっておられるかどうか疑わしい気が私はしてきているのですよ。科学技術庁にしても国土庁にしても、それぞれの目安を立てていろいろ計画を練っておられるに違いないのだけれども、要はこれは国際博覧会から、外国に對して日本としてはどう受け答えをしていくか、受け入れをどういうふうにしていくか。それからまたその後の対応をどういうふうにしていくか。国際間における日本が一つのこれをもって評価される場所になっていくわけなんです

ね。そういうことからすれば、外務省の責任が私には国内外を通じてこの科学博覧会については一番重いのじゃないかと思っております。佐藤さんには保留にした、政府の中で全部を総括するのはだれかと言ったら、外務大臣じゃありませんが、しかし、外務省の責任というのには非常に大きい。外務大臣の責任というのには非常に大きいのです。そういうことからすると、この答弁の中身というのを聞けば聞くほど、どうも心もとない気がしてならない。外務大臣としてのお考え、御所信のほどを承って、私はきょうは時間ですから、一応ここで保留を残したままで終わりにします。

○櫻内閣務大臣 土井委員が御懸念を持っておられるということは、質疑応答の中で私もそのように感じましたが、この国際博覧会条約に基づく今回の科学博覧会でございます。その条約に基づく日本政府を代表するものは、今回お願いしておる法案の中の政府代表で、外国に對してはその政府代表に責任があると思えます。しかし、この博覧会につきましては、主務大臣は内閣総理大臣及び通産大臣ということではつきりしてございます。そしてこの博覧会を運営するためには財団法人を設立いたしました、それがその責任に当たるわけでございますが、しかし、この博覧会の運営をする上におきましては、関係閣僚会議が設けられまして、その関係閣僚会議がこの科学博覧会の準備、運営に對して各省庁間の連絡調整に当たるわけでありまして、その関係閣僚会議の代表をする責任者はだれか、こういうことになりまして、それは科学技術庁長官が指名されておる、こういうわけでありまして、しかし、土井委員の御質問の中で政府側の答弁が明快を欠いておるといふことは私も認めますから、この後にまた御質問をちょうだいしたいと思います。

○土井委員 いまの外務大臣の答弁で、ある程度大臣自身は整理をされているというのにはわかります。これは総理大臣並びに通産大臣なんです。協会の協会の認可をした人は、したがって、協会についても監督権がある。そして片や閣僚会

議について総理大臣が任命をして担当大臣はだれかといったら科学技術庁長官なんです。総理大臣ですよ、問題は、その中で外務大臣が任命された今回の政府代表というのがある。その間のこれは全部の構成ということをきちっと把握しておいてもらわぬと困るのだ。よろしいか。保留ということを私は言いましたが、それくらいは勉強して出てきてください。はつきり答弁できるようにこれからしていただきます。

以上終わります。

○中山委員長 これにて各案件に對する質疑は終了いたしました。

○中山委員長 次に、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件及び千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件の三件を議題いたします。

政府より順次提案理由の説明を聴取いたします。外務大臣櫻内義雄君。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

(本号末尾に掲載)

○櫻内閣務大臣 ただいま議題となりました千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件につきまして提案理由を御説明いたします。

近年、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の促進を図るため、船員の技能に関する国際基準を設定する必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関における検討を経て、昭和五十三年七月七日にこの条約が作成されました。本年二月十九日現在、この条約は、効力を生じておりません。

この条約は、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定すること等について定められたものであります。わが国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求めるとの件であります。

次に、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるとの件につきまして提案理由を御説明いたします。

船舶所有者等の責任の制限に関する条約として、昭和三十三年に海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が作成され、わが国も昭和五十一年にこれを批准しております。しかしながら、その後同条約の再検討の必要性が認識されるに至り、政府間海事協議機関における検討を経て昭和五十一年にロンドンにおいてこの条約が作成されました。本年二月十九日現在、この条約は、まだ効力を生じておりません。

この条約は、責任限度額の引き上げ等により被害者の救済を図るとともに、一層合理的な責任制限の制度等について規定しております。

わが国がこの条約を締結することは、船舶事故により生ずる被害につき妥当な救済を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図る見地から有意義であると考へられます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

最後に、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十六年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めると同時に、海運業の安定的な発展を図る見地から有意義であると考へられます。

この条約は、千九百六十六年の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として、昭和五十三年十月二十三日にジュネーブで作成されたものであります。

この条約は、植物の新品種の育成者の権利を保護することにより新品種の育成の振興を図り、育成者の権利が保護されることを目的として、育成者の権利が保護されるための条件、保護される権利の内容等について規定しております。

わが国がこの条約を締結することは、育種の分野における国際交流を促進することにより、わが国のみならず世界の農業の発展に資するとの見地から有意義であると考へられます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求め次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんことを希望いたします。

○中山委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回、来たる七日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十三分散会

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並

びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらる。

理由

この条約は、船員が任務の遂行に必要な能力を備えること等を確保するため、船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、海上における人命及び財産の安全の確保並びに海洋環境の保護の見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締結は、合意により船員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を増進すること並びに海洋環境の保護を促進することを希望し、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができると考へて、次のとおり協定した。

第一条 この条約に基づく一般義務

(1) 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条約」といふときは、附属書を含めていふものとする。

(2) 締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、船舶に乗り組む船員が任務を遂行するのに必要な能力を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

とることを約束する。

第二条 定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

(a) 「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

(b) 「主管庁」とは、船舶の旗国である締約国の政府をいう。

(c) 「証明書」とは、名称のいかんを問わず、主管庁若しくは主管庁から権限を与えられた者の発給し又は主管庁の承認する有効な文書であつて、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。

(d) 「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。

(e) 「機関」とは、政府間海事協議機関（IMO）をいう。

(f) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(g) 「海上航行船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

(h) 「漁船」とは、魚類、鯨類、あざらし、せいうちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶をいう。

(i) 「無線通信規則」とは、効力を有する最新の国際電気通信条約に附属し又は附属するとみなされる無線通信規則をいう。

第三条 適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行船舶において業務を行う船員であつて、次の船舶において業務を行う船員以外のものに適用する。もつとも、締約国は、(a)に規定する船舶において業務を行う者については、合理的かつ実行可能である限り、当該船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることによりこの条約の要件を満たすことを確保する。

(a) 軍艦、軍の補助艦又は国の所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ従事するもの

(b) 漁船

(c) 運送業に従事しない遊覧ヨット

(d) 原始的構造の木船

第四条 情報の送付

(1) 締約国は、実行可能な限り速やかに、次のものを事務局長に送付する。

(a) この条約の対象とされている事項について定めた法令

(b) この条約の定めるところにより発給される証明書の取得のための国家試験その他の要件並びに修学課程の内容及び期間の細目

(c) この条約の定めるところにより発給される証明書の十分な数の見本

(2) 事務局長は、送付を受けた(1)(a)の法令をすべの締約国に通報するものとし、特に第九条及び第十条の規定の適用上締約国が要請する場合には、送付を受けた(1)(b)及び(c)に定める情報を当該締約国に提供する。

第五条 他の条約及び解釈

(1) 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であつて締約国の間において効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

(a) この条約が適用されない船員

(b) この条約が適用される船員に係る事項であつてこの条約に明文の規定のないもの

(2) (1)に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。

(3) この条約に明文の規定のない事項については、締約国の法令に従うものとする。

(4) この条約のいかなる規定も、国際連合総会議議第二千七百五十号C（第二十五回会期）に基

づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に關し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範圍に關する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

第六条 証明書

- (1) 船長、職員又は部員の証明書は、附屬書の規定により業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に關する要件を満たしていると主管庁の認める者に対し発給する。
- (2) (1)の規定により発給される船長及び職員の証明書には、これを発給する主管庁が、附屬書第一―二規則に定める様式により裏書をする。裏書は、使用される言語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

第七条 経過規定

- (1) この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した証明書及び従業證書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、この条約の適用上有効な証明書と認められる。
- (2) 主管庁は、自国についてこの条約の効力が生じた後五年を超えない間、従前の例により証明書を発給することができる。この証明書は、この条約の適用上有効なもの認められる。この証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該証明書に係る部門において海上業務を開始した船員に対してのみ行う。資格証明を得ようとする他のすべての者については、主管庁は、この条約の定めるところにより試験を受け及び証明書が与えられることを確保する。
- (3) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書及び自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した証明書を受有し

ていない船員であつて次の要件を満たすものに対し、従業證書を発給することができる。

- (a) 当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前七年以内に三年以上の期間、海上において、当該従業證書に係る職務区分において業務を行つたことがあること。
- (b) (a)に規定する職務区分において良好に業務を行つた証拠を提示したこと。
- (c) 主管庁が、申請時における年齢を考慮して身体適性(特に、視覚及び聴覚に關するもの)を有すると認められたこと。

この条約の適用上、この(3)の規定に基づき発給された従業證書は、この条約の定めるところにより発給された証明書と同等のものとする。

第八条 臨時業務許可書

- (1) 主管庁は、例外的に必要となる場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認めるときは、いづれかの職務区分(無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士及び無線電話通信士を除く。)において業務を行うための証明書を受有していない特定の船員に対し、特定の船舶において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職務を適切に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならぬ。ただし、臨時業務許可書は、船長及び機関長の職については、不可抗力の場合において可能な限り短い期間について与えるときを除くほか与えてはならない。
- (2) いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くための証明書を受有している者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要なとされる要件と明らかに

同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。

- (3) 締約国は、証明書が必要とされる職務区分につき海上航行船舶に対して一年間に発給した臨時業務許可書の職務区分ごとの数並びに当該一年間に臨時業務許可書の発給を受けた海上航行船舶のうち登録総トン数千六百トン以上のもの及び千六百トン未満のもの数を、一月一日以降可能な限り速やかに、事務局長に報告する。

第九条 同等と認められる教育及び訓練の制度

- (1) この条約は、主管庁が、技術の進歩に応じた海上航行業務及び船内組織又は特殊な形態の船舶及び特殊な運送のための海上航行業務及び船内組織に適合した教育及び訓練の制度その他のこの条約の定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し又は新たに採用することを妨げるものではない。ただし、船舶の航行及び貨物の取扱に關する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約の定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。
- (2) (1)に規定する制度に關する細目は、実行可能な限り速やかに事務局長に報告するものとし、事務局長は、当該細目をすべての締約国に対し回章に付する。

第十条 監督

- (1) 船舶(第三条の規定によりこの条約の適用から除外されるものを除く。)は、締約国の港にある間、当該締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、当該船舶において業務を行う船員のうちこの条約によ

り証明書を与えられることを要求されているものが、当該証明書又は適当な臨時業務許可書を与えられていることを確認する。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及びその所持者が当該証明書の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。

- (2) 締約国の監督官は、(1)の規定により及び附屬書第一―四規則に定める手続によりいづれかの船舶において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該船舶の船長及び当該船舶の旗国の領事又は領事が駐在していないときは当該旗国の最寄りの外交代表若しくは海事当局に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に關する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に對する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。
- (3) (1)の規定による監督を行う締約国は、船舶の大きさ及び種類並びに航海の期間及び性質を考慮して、附屬書第一―四規則3に規定する要件の不備が是正されておらず、かつ、当該要件の不備のために人命、財産又は環境に危険があるに判断した場合には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正されるまでの間、当該船舶を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実は、速やかに事務局長に報告する。
- (4) この条の規定による監督を行うに際しては、船舶を不当に抑留し又は船舶の出航を不当に遅延させることのないよう、あらゆる可能な努力を払う。船舶は、不当に抑留され又は不当に出航を遅延させられた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。
- (5) 締約国でない国を旗国とする船舶が締約国を旗国とする船舶よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。

第十一条 技術協力の促進

(1) 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の締約国に対する支援を促進する。

- (a) 事務職員及び技術職員の訓練
- (b) 船員訓練機関の設立
- (c) 船員訓練機関に対する設備及び施設の供与
- (d) 適切な訓練計画（海上航行船舶における実習訓練を含む。）の開発
- (e) その他船員の能力を向上させるための方法及び措置の採用の促進

(2) 機関は、適当な場合には、他の国際機関特に国際労働機関と協議し又はこれらと協力して(1)から(e)の事項についての技術援助を促進する。

第十二条 改正

(1) この条約は、次のいずれかの手続に従つて改正することができる。

- (a) 機関における審議の後の改正
 - (i) 締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国、すべての締約国及び国際労働事務局長に対し回章に付する。
 - (ii) (a)(i)の規定により提案されかつ回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。
 - (iii) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。
 - (iv) 改正案は、(a)(iii)の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とす

る。

(v) (a)(iv)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締約国に送付する。

(vi) この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。

(vii) 附属書の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。

- 1 改正が受諾のため締約国に送付された日から二年を経過した日
- 2 採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により1に定める期間以外の期間（一年以上とする。）が決定された場合には、当該決定された期間を経過した日

ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約国又はその商船船腹量（この(a)(vi)においては、登録総トン数百トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告がされた場合には、当該改正は、受諾されなかつたものとみなす。

(viii) この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたときとみなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約国については、受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。

(ix) 附属書の改正は、(a)(vii)の規定により当該改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約国を除くすべての締約国について、当該改正が受諾されたときとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。当該改正が効力を生ずるべき日以前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出

席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数により決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。

(b) 会議による改正

(i) 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、国際労働事務局長と協力し又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(ii) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

(iii) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(a)(vii)及び(viii)並びに(a)(vi)及び(vi)に定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合においては、(a)(vi)及び(vi)の「拡大海上安全委員会」を「締約国会議」と読み替えるものとする。

(2) 改正の受諾若しくは反対の宣言又は(1)(a)(ix)の規定に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、当該文書の提出があつたこと及びこれを受領した日をすべての締約国に通報する。

(3) 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。

第十三条 署名、批准、受諾、承認及び加入

(1) この条約は、機関の本部において、千九百七十八年十二月一日から千九百七十九年十一月三十日まで署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法により締約国となることができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

(2) 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによつて行う。

(3) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国及び国際労働事務局長に対し、署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び当該寄託の日を通報する。

第十四条 効力発生

(1) この条約は、二十五以上の国であつてその商船船腹量（この(1)においては、登録総トン数百トン以上の商船の船腹量をいう。）の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2) 事務局長は、この条約に署名し又は加入した国に対し、この条約の効力発生の日を通報する。

(3) (1)に定める十二箇月の間に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この条約の効力発生の日又はその寄託の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

(4) この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日

の後三箇月で、効力を生ずる。

(5) この条約の改正が第十二条の規定に従つて受諾されたときとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十五条 廃棄

(1) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長に対する通告書によつて行う。事務局長は、通告書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日を他のすべての締約国及び国際労働事務局長に通報する。

(3) 廃棄は、事務局長が通告書を受領した後十二箇月で、又は通告書に明記された十二箇月より長い期間の後に、効力を生ずる。

第十六条 寄託及び登録

(1) この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し又は加入したすべての国に送付する。

(2) この条約が効力を生じたときは、事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十七条 用語

この条約は、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。アラビア語及びドイツ語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十八年七月七日にロンドンで作成した。

附屬書

第一章 一般規定

第一一規則 定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

(a) 「この規則」とは、この附屬書の規則をいう。

(b) 「承認された」とは、主管庁により承認されたことをいう。

(c) 「船長」とは、船舶を指揮する者をいう。「職員」とは、船長以外の船舶の乗組員であつて、国内法令により船舶職員として定められているもの又は、国内法令に定めがない場合には、労働協約若しくは慣習により船舶職員として扱われているものをいう。

(e) 「甲板部職員」とは、甲板部において業務を行う職員をいう。

(f) 「一等航海士」とは、船長の次の地位にある甲板部職員であつて、船長に事故のある場合に船舶を指揮することとなるものをいう。

(g) 「機関部職員」とは、機関部において業務を行う職員をいう。

(h) 「機関長」とは、船舶の推進機関に関し責任を有する首席機関部職員をいう。

(i) 「一等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であつて、機関長に事故のある場合に船舶の推進機関に関し責任を有することとなるものをいう。

(j) 「機関士補」とは、機関部職員となるための訓練を受けている者であつて、国内法令により機関士補として定められているものをいう。

(k) 「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより発給された第一級若しくは第二級の無線電信通信士証明書又は海上移動業務のための無線通信士一般証明書を有する者であつて、海上における人命の安全のための国際条約により無線電信局を備えることを要求される船舶の無線電信局に勤務するものをいう。

(l) 「無線電話通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより発給された適当な証明書を有する者をいう。

(m) 「部員」とは、船長及び職員以外の船舶の乗組員をいう。

(n) 「沿岸航海」とは、締約国の近傍における航海であつて当該締約国の定めるものをいう。

(o) 「推進出力」とは、船舶登録証書その他の公的文書に記載されているキロワット表示の出力をいう。(注)

注 船舶登録証書その他の公的文書には船舶のすべての主推進機関の連続最大出力が記載されるものと了解される。

(p) 「無線通信の任務」には、場合に依り、無線通信規則、海上における人命の安全のための国際条約及び主管庁が自己の裁量により採用した機関(IMCO)の関連のある勧告に定める当直並びに設備の保守及び修理を含む。「石油タンカー」とは、石油及び石油製品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(r) 「化学薬品タンカー」とは、機関(IMCO)の「危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液体化学薬品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(s) 「液化ガスタンカー」とは、機関(IMCO)の「液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液化ガスのばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

線通信規則、海上における人命の安全のための国際条約及び主管庁が自己の裁量により採用した機関(IMCO)の関連のある勧告に定める当直並びに設備の保守及び修理を含む。「石油タンカー」とは、石油及び石油製品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(r) 「化学薬品タンカー」とは、機関(IMCO)の「危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液体化学薬品のばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

(s) 「液化ガスタンカー」とは、機関(IMCO)の「液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則」に掲げる液化ガスのばら積み運送のために建造し及び使用する船舶をいう。

第一二規則 証明書の内容及び裏書の様式

1 証明書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

2 主管庁は、無線通信士及び無線電話通信士のための証明書の発給については、次の方法のいずれかをとることができる。

(a) 無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、この附屬書の関連規則により要求される追加の知識の要件を含めること。

(b) この附屬書の関連規則により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。

3 第六条の規定により要求される証明書の裏書の様式は、次のとおりとする。

証明書の裏書

(公の印章) 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づいて発給する。

(国名) 政府は、

(注1) 署名者は、

号(注2)が、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の附屬書第...規則に定めるところにより次の限定の下に(注3)として十分な能力を有すると認められる(氏名)に對し発給されたことを証明する。

限定事項又は「限定なし」をここに記入する。

この裏書の発給日

(公の印章)

証明書受有者の生年月日

証明書受有者の署名

注1 いずれかの行を使用すること。

注2 不要な語を抹消すること。

注3 この条約に規定する職務区分を記入すること。

(国名)

(注1)

署名

(氏名)

署名(正当に権限を与えられた者の氏名)及び署名

署名

署名

署名

署名

署名

署名

第一一三規則 沿岸航海を規律する原則

1 この条約の適用に当たり沿岸航海について定める締約国は、他の締約国を旗国とする船舶であつて当該沿岸航海と同様の航海に従事するものにおいて業務を行う船舶に対し、自国を旗国とする船舶であつて当該沿岸航海に従事するものにおいて業務を行う船舶に課する訓練、経験又は資格証明の要件よりも厳しい要件を課してはならず、また、いかなる場合にも、他の締約国を旗国とする船舶において業務を行う船舶に対し、沿岸航海に従事しない船舶に係るこの条約の要件を超える要件を課してはならない。

2 締約国は、自国を旗国とする船舶であつて他の締約国の海岸沖において自国の定める沿岸航海に定期的に従事するものに関しては、当該船舶において業務を行う船舶に対し、当該他の締約国の課する訓練、経験及び資格証明の要件と少なくとも同等の要件を課する。ただし、当該他の締約国の課する要件が沿岸航海に従事しない船舶に係るこの条約の要件を超えるものである場合は、この限りでない。締約国が沿岸航海として定める範囲を超えて航海し当該範囲に含まれない水域に入る船舶については、この第一一三規則の適用はなく、これらの船舶は、この条約に定める要件を満たさなければならない。

3 締約国は、自国を旗国とする船舶が締約国でない国の海岸沖において自国の定める沿岸航海に定期的に従事する場合には、当該船舶に対しこの条約の沿岸航海に関する規定による利益を与えることができる。

4 この第一一三規則の規定は、いかなる意味においても、いずれの国（締約国であるかないかを問わない。）の管轄権も制限するものではない。

第一一四規則 監督手続

1 正当に権限を与えられた監督官が第十条の規定に基づき行うことのできる監督は、次の事項に限る。
(a) 船舶において業務を行う船員のうちこの条

約により証明書を与えられることを要求されているものが有効な証明書又は臨時業務許可書を受有していることを、第十条(1)の規定により確認すること。

(b) 船舶がいずれかの締約国の港又は当該港への進入路にある間に次の事態のいずれかを引き起こしたことに、当該船舶においてこの条約により要求される基準の当直が維持されていないと認められる場合に、当該船舶の船員が当該当直を維持する能力を有しているかいないかを確認すること。
(i) 衝突し、座礁し又は乗り揚げたこと。
(ii) 航行中、びよう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。
(iii) 無謀な若しくは危険な操船を行ったこと又は航行進路標識若しくは分離通航方式に従わなかったこと。

2 1の規定による監督が行われた結果船舶に關し次の要件の不備のいずれかが明らかとなつた場合には、監督官は、第十条の規定により、当該船舶の船長及び当該船舶の旗国の適当な代表に対し文書により通報する。
(a) 証明書の受有を要求されている船員が、適当かつ有効な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。
(b) 甲板部又は機関部の当直体制が、当該船舶の旗国の定める要件を満たしていないこと。
(c) 安全な航行又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。
(d) 船長が、航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとつた者を充てることのできないこと。

3 第十条の規定に基づき締約国が船舶を抑留することのできる根拠は、2(a)の要件の不備（船長、機関長、甲板部の当直を担当する職員、機関部の当直を担当する職員及び、適当な場合には、無線通信士の証明書に係るものに限る。）及び2(b)の要件の不備の是正がされていないこと

第二章 船長及び甲板部

第一一五規則 甲板部の当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1 締約国は、適切な甲板部の当直が常に維持されることを確保するために遵守しなければならないこの第二一規則に定める原則につき、船舶所有者、船舶運航者、船長及び当直を担当する者の注意を喚起する。
2 船長は、甲板部の当直体制が適切な当直の維持に十分なものであることを確保する。当直を担当する職員は、船長の全般的な指揮の下に、任務の遂行中、船舶を安全に航行させる責任（特に、衝突及び乗揚げを回避する責任）を有する。

3 いかなる船舶も、少なくとも4から11までに定める甲板部の当直の基本原則を考慮するものとする。
4 当直体制
(a) 当直体制は、その時の状況に対して常に十分かつ適当なものでなければならず、また、適切な見張りをを行う必要を考慮したものでなければならぬ。
(b) 船橋における当直体制（甲板部の適当な部員が当直を担当する体制を含む。）の編成に当たっては、特に次の事項を考慮する。
(i) いかなる場合においても、船橋を無人の状態にしてはならないこと。
(ii) 気象状態、視界及び昼間と夜間の別
(iii) 当直を担当する職員が特別の航行上の任務の遂行を必要とするような航路障害物との近接状態
(iv) レーダー、電子位置指示装置等の航行援助装置その他の航行の安全に係る装置の使用及びこれらの装置の作動状態
(v) 自動操舵装置の備付けの有無
(vi) 特殊な運航状況から生ずる甲板部の当直任務への適合

5 当直体制は、当直を担当する職員及び部員の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後当直を担当する者が十分な休養をとつており及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。
6 航行
(a) 航海は、すべての関連する情報を考慮して事前に計画するものとし、また、予定の進路は、航海の開始前に十分確認する。
(b) 当直に際しては、船舶が予定の進路をとることを確保するため、必要かつ利用可能な航行援助装置の使用により、針路、船位及び速力を頻繁に確認する。
(c) 当直を担当する職員は、船内のすべての安全設備及び航行設備の位置及び操作についての十分な知識を有していなければならない。また、これらの設備の性能の限界を了知し及び考慮しなければならない。
(d) 当直を担当する職員は、船舶の安全な航行を妨げるおそれのあるいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。
7 航行設備
(a) 当直を担当する職員は、利用可能なすべての航行設備を最も効果的に使用する。
(b) 当直を担当する職員は、レーダーを使用する場合には、適用のある海上における衝突の予防のための規則中のレーダーの使用に関する規定を常に遵守する必要があることに留意する。
(c) 当直を担当する職員は、必要な場合には、かじ、推進機関及び音響信号装置をためらうことなく使用する。
8 航行上の任務及び責任
(a) 当直を担当する職員は、
(i) 船橋において当直を行うものとし、適切に引継ぎをするまでは、いかなる状況の下においても、船橋を離れてはならない。
(ii) 船長が船橋にいる場合においても、船長

が船舶の安全な航行についての責任を引き受けることを船長から明確に伝えられ、かつ、このことが相互の間で確認されるまでは、引き続き当該責任を有する。

(iii) 船舶の安全を確保するためいかなる行動をとるかについて疑義がある場合には、その旨を船長に通報する。

(iv) 当直の引継ぎを受ける職員が明らかに任務を適切に遂行することができないと信ずる理由があるときは、当直の引継ぎをしないものとし、また、この場合には、その旨を船長に通報する。

(b) 当直の引継ぎを受ける職員は、引継ぎに際し、船舶の推測位置又は真位置並びに予定の航路、針路、速力及びその当直中に遭遇することが予想される航行上の危険を確認すること、

(c) 当直を担当する者は、船舶の航行に適切に記録する。

9

見張りをを行う者の任務には、船舶の置かれてある状況並びに衝突及び乗揚げのおそれその他の航行上の危険を十分に把握するために適切な見張りをを行うこと、遭難船舶、遭難航空機、遭難者及び残がいの発見に努めることを含む。見張りをを行うに際しては、(a)及び(b)の規定を遵守する。

(a) 見張りをを行う者は、適切な見張りをを行うことに十分な注意を払うことができる状態になければならないものとし、その任務の妨げおそれのある他のいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。

(b) 見張りをを行う者の任務と操舵員の任務とは区別されるものとし、操舵員は、操舵中にある場合は、見張りをを行う者とみなされてはならない。ただし、操舵位置において妨げられることなく周囲を見渡すことのできる小型船舶における場合において夜間における視界の制限その他適切な見張りをを行う上での障害がないときは、この限りでない。当直を担当する

職員は、次の要件が満たされる場合には、昼間、単独で見張りをを行うことができる。

(i) 船舶の置かれてある状況に注意深く検討した結果、単独で見張りを行つたとしても安全であることが明らかとなつたこと。

(ii) 少なくとも次の事項を含むすべての関連する事項について十分考慮したこと。

気象状態

視界

交通のふくそう状況

航行上の危険との近接状態

分離通航方式のとられている水域又はその付近を航行する場合に必要とされる

注意

(iii) 船舶の置かれてある状況の変化により補助者が必要となつた場合に、補助者を直ちに船橋に呼び出すことができること。

10

水先人が乗船している場合の航行

船舶の安全についての船長及び当直を担当する職員の任務及び義務は、水先人の任務及び義務にかかわらず、水先人が乗船していることにより解除されない。船長及び水先人は、航行の手順、現地の事情及び船舶の特徴に関する情報を相互に交換する。船長及び当直を担当する職員は、水先人と密接に協力し、かつ、船位及び船舶の動向を常時正確に確認する。

11 海洋環境の保護

船長及び当直を担当する職員は、船舶の航行に付随する又は船舶の事故による海洋環境の汚染をもたらす重大な影響についての知していなければならず、特に関連のある国際規則及び港湾規則を考慮して、このような汚染を防止するためのすべての可能な措置をとる。

第二一二規則

登録総トン数二百トン以上の船舶の船長及び一等航海士の資格証明のため

の最小限の要件

(登録総トン数千六百トン以上の船舶の船長及び一等航海士)

1 登録総トン数千六百トン以上の海上航行船舶の船長及び一等航海士は、適当な証明書を受有していなければならない。

2 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。

(b) 登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしてあり、かつ、当該職員の職務区分において次の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

(i) 一等航海士の資格証明の場合には、十八箇月以上。ただし、主管庁が、甲板部の当直を担当する職員として六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたと同等のものとなす特別の訓練を受けることを要求する場合には、この十八箇月以上の期間を十二箇月以上の期間に短縮することができる。

(ii) 船長の資格証明の場合には、三十六箇月以上。ただし、資格証明を得ようとする者が一等航海士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがある場合は、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

(c) 主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第二一二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならず、ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、必要と認められる場合には、沿岸航海に従事する限定された大きさの船舶の船長及び一等航海士についてこの試験の要件を変更することができる。

(登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の船舶の船長及び一等航海士)

3 登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の海上航行船舶の船長及び一等航海士は、適当な証明書を受有していなければならない。

4 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。

(b) (i) 一等航海士の資格証明の場合には、登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしてあること。

(ii) 船長の資格証明の場合には、登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしてあり、かつ、当該職員の職務区分において三十六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。

ただし、資格証明を得ようとする者が一等航海士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがある場合は、この三十六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

(c) 主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第二一二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならず、ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、適当と認められる場合には、当該水域又は沿岸航海に従事する船舶に適用されない事項を除外するため、沿岸航海に従事する船舶の船長及び一等航海士についてこの試験の要件を変更することができる。

(通則)

第二一二規則の付録に掲げる事項について要

5

求される知識の水準は、証明書が船長又は一等航海士のいずれに對して発給されるものであるかにより及び登録総トン数千六百トン以上の船舶又は登録総トン数二百トン以上千六百トン未満の船舶のいずれに對して発給されるものであるかにより、異なるものとする事ができる。

1 2から19までに掲げる事項は、登録総トン数二百トン以上の船舶の船長又は一等航海士の資格証明の得ようとする者の試験に関する事項及び方法を列挙したものであり、第二十四規則に定める事項の内容を広くかつ深くしたものである。これらの事項に関する試験は、船長が船舶、旅客、乗組員及び貨物の安全についての最終的な責任を有すること並びに一等航海士がいかなる場合においても当該責任を引き受けるべき地位にあることに留意した上、船舶の安全に影響を及ぼすあらゆる利用可能な情報を理解する能力を判定することのできるようなものとしなければならない。

- 2 航行及び船位の測定
 - (a) あらゆる状況に對した航海計画の作成及び航行
 - (i) 大洋航路を图示する適当な方法による航海計画の作成及び航行
 - (ii) 航行についての制約のある水域における航海計画の作成及び航行
 - (iii) 水のある水域における航海計画の作成及び航行
 - (iv) 視界が制限されている状態における航海計画の作成及び航行
 - (v) 分離通航方式のとられている水域における航海計画の作成及び航行
 - (vi) 潮汐の影響の強い水域における航海計画

の作成及び航行
船位の測定
(i) 天体観測による船位の測定(太陽、恒星、月及び惑星を利用して行うものを含む。)
(ii) 地物の観測による船位の測定(陸標及び灯台、標識、浮標等の航行援助施設並びに船位の測定結果の精度を評価するための適当な海図、水路通報その他の出版物及び情報を利用して行うものを含む。)
(iii) 船舶のすべての最新の電子航行援助装置の操作の基本、性能の限界及び誤差の原因並びに情報表示の誤りの識別及び補正の方法に関する知識を有した上でこれらの装置を使用することによる船位の測定で主管庁が十分と認める程度のもの

3 当直

(a) 海上における衝突の予防のための国際規則(安全な航行に關連する附属書を含む。)の内容、適用及び趣旨に關する十分な知識
(b) 第二十一規則に定める基本原則に關する知識

4 レーダー

レーダー・シミュレーター又は、レーダー・シミュレーターを利用することができない場合には、演習盤を利用して、レーダーに關する基礎知識並びにレーダーを操作し及び使用する能力並びにレーダーから得られる情報を解読し及び分析する能力を証明すること。これらの知識及び能力には、次の事項に關するものを含む。
(a) 性能及び精度に影響を及ぼす要因
(b) 始動時及びその後における画面の調整
(c) 情報表示の誤り、偽像、海面反射等の識別
(d) レンジ及び方位
(e) 危険を示す映像の識別
(f) 他船の針路及び速度
(g) 横切り船、行会い船又は追越し船との最接近時刻及び最接近距離
(h) 他船の針路及び速度力の変更の判読
(i) 自船の針路若しくは速度力又はその双方の変

更による影響

(i) 海上における衝突の予防のための国際規則の適用
5 磁気コンパス及びジャイロ・コンパス
磁気コンパス及びジャイロ・コンパスの誤差を測定し及び修正する能力並びに誤差の修正方法に關する知識
6 気象及び海象
(a) 天気図を理解し及び解読する能力並びに特定の地域の天気を考慮して地域の天気を予測する能力
(b) 種々の天気系の特徴に關する知識(熱帯暴風雨に關するもの並びに暴風雨の中心及び危険区域の回避に關するものを含む。)
(c) 海流系に關する知識
(d) 潮汐及び海流に關するすべての適当な航海用の出版物及び情報(英語によるものを含む。)
(e) 潮汐の状態を算出する能力

7

あらゆる状況の下での操船。これには、次のものを含む。
(a) 水先船又は水先人乗下船場所に接近する場合における天気、潮汐、ヘッドリーチ及び停止距離を十分に考慮に入れた操船
(b) 水流及び風の舵効に及ぼす影響並びに航行についての制約のある水域における舵効の受ける影響を考慮に入れた河川、河口等における操船
(c) スクオート(注)、横揺れ及び縦揺れの結果生ずる余裕水深の減少等を考慮に入れた浅い水域における操船
注 「スクオート」とは、船舶が航行する場合に、船体沈下及びトリムの変化により余裕水深が減少することをいう。この現象は、浅い水域において顕著となり、船舶の速度の減少に伴い弱くなる。
(d) 航過する船舶の間の相互作用及び自船と至近の側壁との間の相互作用(側壁影響)

(e) 風及び潮汐の種々の状態において、引き船を使用する場合及び引き船を使用しない場合の離着岸
(f) びよう地の選定並びに限られた広さのびよう地における単びよう泊又は及びびよう泊及び使用するびよう鎖の長さや決定する要因
(g) 走びよう及びびよう鎖の長さを決定する要因
(h) 損傷時及び非損傷時における乾ドックへの入渠
(i) 荒天時における操船(遭難船舶又は遭難航空機に對する援助、えい航作業、操縦の自由でない船舶が横波を受けないようにする方法及びびようの限り押し流されないようにする方法並びにストーム・オイルの使用を含む。)
(j) 荒天時において救命艇又は救命いかだを進水させる場合の注意事項
(k) 救命艇又は救命いかだから生存者を船内に収容する方法
(l) 主な種類の船舶の操縦性能及び推進機関の特徴(特に、種々の喫水状態及び速度における停止距離及び旋回圈に關するもの)を判断する能力
(m) 自船の船首波及び船尾波によつて生ずる損傷を避けるために減速して航行することの重要性
(n) 水のある水域において又は着氷の状態で行う場合にとるべき実地的な措置
(o) 分離通航方式のとられている水域における操船

8

船舶の復原性(注)、構造及び損傷制御
注 小型船舶において業務を行う船長及び一等航海士は、当該小型船舶の復原性についての基本的な事項を熟知していなければならない。
(a) 船舶の構造に關する基本原理、トリム及び復原性に關する理論及び要因並びに適切なトリム及び復原性を保つために必要な措置を理解すること。
(b) 区画室に損傷が生じ浸水があつた場合に浸

- 水が船舶のトリム及び復原性に及ぼす影響並びに当該影響の生じた場合にとるべき措置に関する知識
- (c) 復原性、トリム及び応力に関する図表並びに応力計算機を使用する能力（船体応力を許容限度内に保つための貨物の積付け及びバラスト調整に関する知識を含む。）
- (d) 船舶の主要な構造部材に関する一般的な知識及び船舶の各部分の正規の名称
- (e) 船舶の復原性に関する機関（IMCO）の勧告についての知識
- 9 船舶の出力装置
- (a) 船舶の出力装置の作動原理
- (b) 船舶の補機
- (c) 船舶の機関に関する用語についての一般的な知識
- 10 貨物の取扱及び積付け
- (a) 船内における貨物の積付け及び保全（荷役装置の取扱を含む。）
- (b) 貨物、特に重量貨物の積込み及び取卸し
- (c) 貨物の運送に関する国際的な規則及び勧告（特に国際海上危険物規程（IMDG））
- (d) 危険物の運送（積込み及び取卸しの際にとるべき予防措置並びに航海中における危険物の管理を含む。）
- (e) タンカーの安全に関する最新の手引書の内容及び適用についての実用的な知識
- (f) 一般に使用されている貨物用の管系及びポンプ装置に関する実用的な知識
- (g) 原油、中間分留物、ナフサ等の通常の貨物の特性を表すために使用される用語及びその定義
- (h) 汚染の防止に関する規則、バラスト調整、タンクの洗浄及びガス、フリー
- 11 防火及び消火設備
- (i) ロード・オン・トップの手順
- (a) 防火操練の計画
- (b) 火災の種類及び化学的性質
- (c) 消火設備

- (d) 消火に関する承認された課程の受講
- (e) 消火設備に係る規則に関する知識
- 12 非常措置
- (a) 船舶の乗揚げをする際の注意事項
- (b) 乗揚げの前後にとるべき措置
- (c) 乗り揚げた船舶を援助を受け又は自力で浮揚させること
- (d) 衝突した際にとるべき措置
- (e) 浸水箇所を応急的にふさぐこと
- (f) 非常の際に旅客及び乗組員の保護及び安全のためにとるべき措置
- (g) 火災又は爆発の際に船舶の損傷をできる限り少なくし及び船舶を救助すること
- (h) 船体放棄
- (i) 非常の際の操舵法、仮操舵装置を取り付け及び使用する方法並びに可能な場合に仮かじを取り付ける方法
- (j) 遭難船舶又は難破物からの人命の救助
- (k) 海中に転落した者の救助
- 13 医療
- (i) 次の出版物の利用に関する十分な知識
- (a) 国際船舶医療手引書又は同種の国内出版物
- (b) 国際信号書（医療関係部門）
- (c) 危険物による事故の際の応急医療の手引書
- 14 海事法令
- (a) 国際条約に定められている国際海事法のうち船長の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識。この知識には、特に次の事項に関するものを含む。
- (i) 国際条約により船舶に備え置くことが義務付けられている証明書その他の文書並びにその取得方法及び法定有効期間
- (ii) 満載喫水線に関する国際条約の関連規定に基づく責任
- (iii) 海上における人命の安全のための国際条約の関連規定に基づく責任
- (iv) 船舶からの汚染の防止のための国際条約に基づく責任

- (v) 検疫申告書及び国際保健規則
- (vi) 海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約に基づく責任
- (vii) 船舶、旅客、乗組員及び貨物の安全に関する係のある他の国際的な文書に基づく責任
- (b) 国内の海事法令に関する知識（その範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。）
- 15 乗組員の管理及び訓練の責任
- 船舶における乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識
- 16 通信
- (a) 灯火を用いてのモールス符号による通報を送信し及び受信する能力並びに国際信号書を使用する能力。主管庁は、船長よりも下位の職の資格証明のための試験においてこれらの能力に関する試験を行つていない場合は、船長の資格証明を得ようとする者についてこれらの能力に関する試験を行わないこととすることができ。
- (b) 特に遭難通報、緊急通報、安全通報及び航行通報との関連における無線電話通信の系統に関する知識及び無線電話を使用する能力
- (c) 無線通信規則に定める無線電信による非常の際の遭難信号に関する手続についての知識
- 17 救命
- 救命設備に関する規則（海上における人命の安全のための国際条約）、船体放棄の操練の計画及び救命艇、救命いかだその他の救命設備に関する十分な知識
- 18 捜索及び救助
- 機関（IMCO）の商船捜索救助便覧（MERSAR）に関する十分な知識
- 19 技能の試験方法
- (a) 航行（船位、針路及び方位を測定する能力）
- (b) 六分儀、方位盤及び方位鏡の使用
- (i) 海上における衝突の予防のための国際規則
- (ii) 信号若しくは灯火を表示する小型模型又

- は航海灯シミュレーターの使用
- (ii) 演習盤又はレーダー・シミュレーターの使用
- (c) レーダー。次のいずれかのものを使用する。
- (i) レーダー・シミュレーター
- (ii) 演習盤
- (d) 消火
- (e) 消火に関する承認された課程の受講
- (f) 通信
- (g) 視覚及び音声による実技試験
- 救命
- 救命艇その他の救命設備の進水及び取扱い（救命胴衣の着用を含む。）
- 第二三規則 登録総トン数二百トン未満の船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員
- の資格証明のための最小限の要件
- 1 沿岸航海に従事しない船舶
- (a) 沿岸航海に従事しない登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、登録総トン数二百トン以上六百トン未満の船舶の船長として業務を行うための証明書で主管庁の承認するものを受有していなければならない。
- (b) 沿岸航海に従事しない登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、登録総トン数二百トン以上の船舶のための適当な証明書を受有していなければならない。
- 2 沿岸航海に従事する船舶
- (a) 船長
- (i) 沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、適当な証明書を受有していなければならない。
- (ii) 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。
- (1) 二十歳以上であること。
- (2) 甲板部の当直を担当する職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業

<p>3 訓練</p> <p>必要な知識及び実際の経験を与えるための訓練は、第二一規則並びに関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。</p> <p>(4) 沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶における自己の任務に相応する十分な知識を有することにつき主管庁を満足させること。この知識は、第二一三規則の付録に掲げる事項に関する知識を含むものでなければならぬ。</p>	<p>(b) 甲板部の当直を担当する職員</p> <p>(i) 沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、適当な証明書を受有してなければならない。</p> <p>(ii) 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 十八歳以上であること。</p> <p>(2) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。</p> <p>(3) 次のいずれかにつき主管庁を満足させること。</p> <p>特別の訓練を良好に修了していること(主管庁の要求する十分な期間の適当な海上航行業務を行ったことがあることを含む)。</p> <p>甲板部において三年以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。</p>	<p>(3) 沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶における自己の任務に相応する十分な知識を有することにつき主管庁を満足させること。この知識は、第二一三規則の付録に掲げる事項に関する知識を含むものでなければならぬ。</p> <p>(b) 甲板部の当直を担当する職員</p> <p>(i) 沿岸航海に従事する登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、適当な証明書を受有してなければならない。</p> <p>(ii) 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 十八歳以上であること。</p> <p>(2) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。</p> <p>(3) 次のいずれかにつき主管庁を満足させること。</p> <p>特別の訓練を良好に修了していること(主管庁の要求する十分な期間の適当な海上航行業務を行ったことがあることを含む)。</p> <p>甲板部において三年以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。</p>	<p>4 免除</p> <p>主管庁は、この第二一三規則及び第二一三規則の付録に定めるすべての要件をいすれかの船舶に適用することが当該いすれかの船舶の大きさ及び航海の状況に照らして合理的又は実際的でないと考える場合には、同一の水域を航行するすべての船舶の安全に留意した上、当該いすれかの船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員に対し、適当と認める範囲内で要件の一部を免除することができる。</p> <p>第二一三規則の付録</p> <p>登録総トン数二百トン未満の船舶の船長及び甲板部の当直を担当する職員の資格証明のために最小限要求される知識</p> <p>1 (a) 次の事項に関する知識</p> <p>(i) 沿岸航法及び必要とされる範囲の天文航海</p> <p>(ii) 海上における衝突の子防のための国際規則</p> <p>(iii) 国際海上危険物規程(IMDG)</p> <p>(iv) 磁気コンパス</p> <p>(v) 無線電話及び視覚信号</p> <p>(vi) 防火及び消火設備</p> <p>(vii) 救命</p> <p>(viii) 非常措置</p> <p>(ix) 操船</p> <p>(x) 船舶の復原性</p> <p>(xi) 気象</p> <p>(xii) 小型船舶の出力装置</p> <p>(xiii) 応急医療</p> <p>(xiv) 捜索及び救助</p> <p>(xv) 海洋環境の汚染の防止</p> <p>登録総トン数二百トン未満の船舶に備え付けられているすべての航行援助装置及び航行設備を適切に操作するための十分な知識</p> <p>(a) 及び (b) に定める事項について要求される知識の水準は、当直の職員が自己の任務を適切に遂行するために十分なものでなければならない。</p> <p>2 登録総トン数二百トン未満の海上航行船舶の船長は、自己のすべての任務を適切に遂行するために必要な他の知識を有することにつき主管庁を満足させなければならない。</p> <p>第二一四規則</p> <p>登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件</p> <p>1 登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員は、適当な証明書を受有してなければならない。</p> <p>2 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(a) 十八歳以上であること。</p> <p>(b) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。</p> <p>(c) 甲板部において三年以上の期間承認された海上航行業務を行ったこと及びこの三年以上の期間中に少なくとも六箇月の期間、資格を有する職員の監督の下で船橋における当直の任務を行ったことがあること。ただし、主管庁は、特別の訓練を受けた者については、二年以下の適当な期間承認された海上航行業務を行ったものと認めることができる。この場合において、当該特別の訓練がこれにより代替される二年以下の期間の承認された海上航行業務と少なくとも同等のものであると主管庁が認めることを条件とする。</p> <p>(d) 適当な試験に合格することにより、自己の任務に相応する十分な理論的及び実際の知識を有することにつき主管庁を満足させること。</p> <p>3 航行区域について限定のない証明書</p> <p>航行区域について限定のない証明書を発給する場合の試験は、当該証明書を発給しようとする者が第二一四規則の付録に掲げる事項に関する理論的及び実際の知識を十分に有するか有しないかを判定することのできるものでなければならない。</p> <p>4 航行区域について限定のある証明書</p> <p>沿岸航海に従事する船舶においてのみ業務を行うことができるという限定のある証明書を発給する場合には、主管庁は、試験に際し、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、第二一四規則の付録に掲げる事項のうち次の事項の試験を省略することができる。</p> <p>(a) 天文航法</p> <p>(b) 沿岸航海に係る水域が船位の測定及び航行のための電子装置の有効範囲外の水域である場合には、これらの電子装置に関する能力</p> <p>知識の水準</p> <p>5 第二一四規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、当直の職員が自己の任務を適切に遂行するために十分なものでなければならない。主管庁は、知識の適当な水準の決定に当たっては、第二一四規則の付録に掲げる事項の記載を考慮する。</p> <p>(b) 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、第二一規則並びに関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。</p> <p>第二一四規則の付録</p> <p>登録総トン数二百トン以上の船舶において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のために最小限要求される知識</p> <p>1 天文航法</p> <p>船位及びコンパスの誤差を測定するために天体を観測する能力</p> <p>2 地文航法及び沿岸航法</p> <p>(a) 次のものを利用することにより船位を測定</p>
--	---	--	---

する能力
(i) 陸標
(ii) 灯台、標識、浮標等の航行援助施設
(iii) 風、潮汐及び海流を考慮し並びに毎分のプロペラ回転数及びログにより算出される速力を考慮した推測航法
(b) 海図、水路誌、潮汐表、水路通報、無線航行警報、船舶の航路情報等の航海用の出版物及び情報に関する十分な知識並びにこれらの出版物及び情報を利用する能力

3 レーダー航法
レーダーに関する基礎知識並びにレーダーを操作し及び使用する能力並びにレーダーから得られる情報を解読し及び分析する能力。これらの知識及び能力には、次の事項に関するものを含む。
(a) 性能及び精度に影響を及ぼす要因
(b) 始動時及びその後における画面の調整
(c) 情報表示の誤り、偽像、海面反射等の識別
(d) レンジ及び方位
(e) 危険を示す映像の識別
(f) 他船の針路及び速力
(g) 横切り船、行会い船又は追越し船との最接近時刻及び最接近距離
(h) 他船の針路及び速力の変更の判読
(i) 自船の針路若しくは速力又はその双方の変更による影響

4 海上における衝突の予防のための国際規則の適用
(a) 海上における衝突の予防のための国際規則（安全な航行に関連する附属書を含む。）の内容、適用及び趣旨に関する十分な知識
(b) 第二一規則に定める基本原則に関する知識

5 船位の測定及び航行のための電子装置
電子航行援助装置を使用することにより主官庁が十分と認める程度に船位を測定する能力

6 無線方位測定機及び音響測深機

無線方位測定機及び音響測深機を操作する能力並びにこれらの装置から得られる情報を正しく利用する能力
7 気象
船舶に備え付けられる気象測器に関する知識及びこれらの気象測器の利用並びに種々の天気系の特徴、通報手順及び記録方式に関する知識並びに入手可能な気象情報を利用する能力

8 磁気コンパス及びジャイロ・コンパス
磁気コンパス及びジャイロ・コンパスの原理に関する知識（誤差及びその修正に関するものを含む。）、マスター・ジャイロ・コンパスの制御下にある装置に関する知識並びに通常使用されるジャイロ・コンパスの操作及び管理に関する知識
9 自動操舵
自動操舵装置及びその取扱いの手順に関する知識
10 無線電話及び視覚信号
(a) 灯火を用いてのモールス符号による通報を送信し及び受信する能力
(b) 国際信号書を使用する能力
(c) 特に遭難通報、緊急通報、安全通報及び航行通報との関連における無線電話通信の手續に関する知識及び無線電話を使用する能力

11 防火及び消火設備
(a) 防火操練を計画する能力
(b) 火災の種類及び化学的性質に関する知識
(c) 消火設備に関する知識
(d) 消火に関する承認された課程の受講

12 救命
船体放棄の操練を計画する能力、救命艇、救命いかだ、救命浮器その他の救命設備及びその機装品（持運び式無線装置及び非常用の位置指示無線標識を含む。）の操作に関する知識並びに海上における生存技術に関する知識
13 非常措置
国際労働機関（ILO）及び機関（IMCO）が共同で作成した最新の「手引書」の適当な付

録に掲げる事項に関する知識
14 操船
次の事項に関する知識
(a) 載貨重量、喫水状態、トリム、速力及び余裕水深の旋回圈及び停止距離に及ぼす影響
(b) 風及び海流の操船に及ぼす影響
(c) 海中に転落した者の救助
(d) スクオート及び浅い水域の影響並びにこれらと同様の影響
(e) びよう泊及び保留の適切な手順
15 船舶の復原性
(a) 復原性、トリム及び応力に関する図表並びに応力計算機についての実用的な知識並びにこれらの図表及び応力計算機を使用する能力
(b) 非損傷時浮力が減少する場合にとるべき基本的な措置に関する知識
16 英語
職員が、海図その他の水路に関する出版物を利用し、気象情報並びに船舶の安全及び運航に関する情報及び通報を理解し並びに他船又は海岸局との通信において自己の意思を明確に表現することを可能にするような英語の知識並びに機関（IMCO）の標準航海用語を理解し及び使用する能力

17 船舶の構造
船舶の主要な構造部材に関する一般的な知識及び船舶の各部分の正規の名称
18 貨物の取扱及び積付け
貨物の適切な取扱及び積付けに関する知識並びに貨物の取扱及び積付けの船舶の安全に及ぼす影響
19 医療措置
医療手引書及び無線通信による助言を実際に利用する能力、特に、船内で発生するおそれのある事故及び疾病が生じた場合に医療手引書及び無線通信による助言に基づき有効な措置をとる能力

20 搜索及び救助
機関（IMCO）の商船搜索救助便覧（ME

RSAR）に関する知識
21 海洋環境の汚染の防止
海洋環境の汚染の防止のためにとるべき措置に関する知識
第二一五規則
船長及び甲板部職員について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件

1 船長及び甲板部職員の証明書を受有する者であつて、海上において業務を行つてゐるもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を越えない一定期間ごとに、次の要件を満たさなければならない。
(a) 身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）につき主管庁を満足させること。
(b) 次のいずれかにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。
(i) 過去五年間に少なくとも一年間船長又は甲板部職員として承認された海上航行業務を行つたことがあること。
(ii) 自己の受有する証明書に係る職務区分の任務に関連する業務であつて(b)(i)により要求される海上航行業務と少なくとも同等とみなされるものを行つたことがあること。
(iii) 次のいずれかに該当すること。
承認された試験に合格していること。
承認された課程を良好に修了していること。

2 証明書において資格を与えられている地位に就く直前に、三箇月以上の期間定員外の甲板部職員として承認された海上航行業務を行つたことがあること。
2 主管庁は、関係者との協議の上、海上において業務を行つてゐる船長及び甲板部職員並びに特に海上航行業務に復帰する者のため、再教育のための及び最新の知識の習得のための課程（その受講が任意のものであるか強制的なものであるかを問わない。）を制度化し又はその制

度化を促進する。主管庁は、その制度化に当たり、関係のあるすべての者がそのような課程のうち各自の経験及び任務に相応したものを受講することができるようにする。そのような課程は、主管庁により承認されたものでなければならず、かつ、海事技術の進歩並びに海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する関連のある国際的な規則及び勧告の改正に関する知識の習得を含むものでなければならぬ。

3 船長及び甲板部職員は、特別の訓練の要件が国際的に合意される海上航行業務を継続して行うためには、承認された適切な訓練を良好に修了しなければならない。

4 主管庁は、その管轄の下にある船舶が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国際規則の最新の改正文書を入力することができるとする。

第二一六規則 甲板部の当直を担当する部員の最小限の要件

1 登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する部員の最小限の要件は、2に定める。これらの要件は、有能海員の資格証明(注)のための要件ではなく、また、限定された大きさの船舶における場合を除くほか、部員として単独で甲板部の当直を担当する者の最小限の要件でもない。主管庁は、部員として単独で甲板部の当直を担当する者について追加の訓練及び能力を要求することができる。

注 国際労働機関の千九百四十六年の又はその後の有能海員の資格証明に関する条約を参照すること。

2 登録総トン数二百トン以上の海上航行船舶において甲板部の当直を担当する部員は、次の要件を満たさなければならない。

- (a) 十六歳以上であること。
- (b) 身体適性(特に、視覚及び聴覚に関するもの)につき主管庁を満足させること。
- (c) 次のいずれかに該当することにつき主管庁

を満足させること。

- (i) 承認された海上航行業務(特に甲板部の当直の任務に関連する六箇月以上の海上経験を含む。)を行つたことがあること。
- (ii) 陸上又は船舶における特別の訓練を良好に修了していること(主管庁の要求する二箇月以上の適当な期間海上航行業務を行つたことがあることを含む)。

(d) 次の事項に関し、経験を有していること又は訓練を受けたことがあること。

- (i) 消火、応急医療、生存技術、健康障害及び人命の安全についての基本原則
- (ii) 自己の任務に関連する事項について、当直を担当する職員の命令を理解し及び当該職員に自己の意思を伝達する能力
- (iii) 操舵を行い及び操舵命令に従う能力並びに操舵に関する任務の遂行に必要な磁気コンパス及びジャイロ・コンパスについての知識
- (iv) 視覚及び聴覚により適切な見張りを行い並びに音響信号、灯火その他の物標のおおよその方位をポイント又は度で報告する能力
- (v) 自動操舵から手動操舵への及び手動操舵から自動操舵への切換えについて精通していること。
- (vi) 適当な船内の連絡装置及び警報装置の使用に関する知識
- (vii) 打上げ式炎火遭難信号に関する知識
- (viii) 非常の際の自己の任務に関する知識
- (ix) 自己の任務に関連のある船舶用語及びその定義に関する知識

3 2(c)及び(d)により必要とされる経験、業務又は訓練の要件は、甲板部の当直に関連する任務を遂行することにより満たすことができる。この場合において、当該任務は、船長又は甲板部の当直を担当する職員若しくは部員の直接の監督の下に行われるものでなければならない。

4 主管庁は、この第二一六規則の規定に基づき経験又は訓練により部員として甲板部の当直を

担当することを認められるすべての船員に対し、公的文書を発給すること又はこれらの者が受有している文書に公的な記載を行うことを確保する。

5 主管庁は、当該主管庁についてこの条約の効力が生ずる前五年以内に一年以上の期間甲板部の適当な職務区分において業務を行つたことのある船員については、この第二一六規則の要件を満たしているものとみなすことができる。

第二一七規則 港における当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1 港において通常の状態の下で安全に係留し又は泊りしている船舶においては、船長は、船舶の安全のために適切かつ効果的な当直が維持されるよう取り計らう。

2 当直体制の編成に当たっては、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された「港において当直を担当する甲板部職員が考慮すべき原則及び指針」に関する勧告一及び「港において当直を担当する機関部職員が考慮すべき原則及び指針」に関する勧告二」に注意を払う。

海上及び陸上における特別の事情を十分に考慮する。

3 当直体制の編成に当たっては、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された「港において当直を担当する甲板部職員が考慮すべき原則及び指針」に関する勧告一及び「港において当直を担当する機関部職員が考慮すべき原則及び指針」に関する勧告二」を十分に考慮する。

第三章 機関部

第三一規則 機関部の当直の維持に当たり遵守すべき基本原則

1 締約国は、適切な機関部の当直が常に維持されることを確保するために遵守しなければならないこの第三一規則に定める原則につき、船舶所有者、船舶運航者、船長、機関長及び当直を担当する者の注意を喚起する。

2 この第三一規則において「当直」の語は、当直を担当する者の集団の意味にも機関部職員が当直の責任を有している期間(機関部職員が機関区域に在ることを要求されているかないかを問わない。)の意味にも用いるものとする。

3 いかなる船舶も、少なくとも4から8までに定める機関部の当直の基本原則を考慮するものとする。

第二一八規則 危険貨物を運送する船舶の港における当直のための最小限の要件

1 危険貨物(この第二一八規則においては、爆発性、可燃性、毒性、健康を害する性質又は環境を汚染する性質を有する貨物及びこれらの性質を有しているおそれのある貨物をいう。)をばら積みで運送している船舶の船長は、船舶が港において安全に係留し又は泊りしている場合においても、船内における適任の職員及び適当な場合には部員により、甲板部及び機関部における適切な当直が維持されることを確保する。

4 総則

- (a) 機関長は、船長との協議の上、当直体制が適切な当直の維持に十分なものであることを確保する。当直体制(機関部の適当な部員が当直を担当する体制を含む。)の編成に当たっては、特に次の事項を考慮する。

- (i) 船舶の種類
- (ii) 機関の種類及び状態
- (iii) 気象、氷、汚染水域、浅い水域、非常事態、損傷制御又は海洋汚染の除去等の条件により必要とされる特殊な操作方法
- (iv) 当直の能力及び経験
- (v) 人命、船舶、貨物及び港の安全並びに環境の保護

(vi) 国際規則、国内規則及び地方の規則の遵守

(vii) 船舶の正常な運航の維持

(b) 当直を担当する機関部職員は、機関長の指揮の下に、必要に応じ、自己の担当するすべての機関及び設備を点検し及び操作し並びにこれらを試験する責任を有する。当直を担当する機関部職員は、主として、機関長に代わつて船舶の安全に係る機関をいかなる場合にも適切かつ効率的に運転し及び管理する責任を有する。

(c) 機関長は、船長との協議の上、燃料、水、潤滑剤、化学薬品、予備部品、工具及び備品の需要並びに他のあらゆる必要を考慮して、予定された航海に必要な物品について事前に決定する。

(a) 当直を担当する機関部職員は、定められた当直体制が維持されることを確保する。機関部の部員は、当直を担当する場合には、当直を担当する機関部職員の全般的な指揮の下に、推進機関及び補機の適切かつ効率的な運転に対する補助を行う。

(b) 機関部の当直の開始に当たつては、すべての機関の運転状態を確認する。適切に作動しない機関、故障が予想される機関及び特別の作業を必要とする機関の有無並びにこれらの機関がある場合には既にとられた措置を確認する。必要な場合には、とるべき措置について計画を作成する。

(c) 当直を担当する機関部職員は、推進機関及び補機が継続的な監視の下に置かれること、機関区域及び操舵機室の点検が適当な間隔で行われること並びに発見された故障の修理のために適当な措置がとられることを確保する。

(d) 機関区域に人員が配置されている場合には、当直を担当する機関部職員は、推進機関の回転方向又は船舶の速力の変更が必要とな

きはいつでも推進機関を速やかに操作することのできるようしておく。機関区域が定期的な無人の状態にある場合には、当番に指名された当直を担当する機関部職員は、警報があり次第機関区域に行くことのできるようしておく。

(e) 船舶からのすべての指令は、直ちに実行する。推進機関の回転方向又は船舶の速力を変更した場合には、変更について記録する。ただし、その記録が船舶の大きさ又は特徴の故に実行困難であると主管庁が認める場合は、この限りでない。当直を担当する機関部職員は、手動操作方式により推進機関を操作する場合には、推進機関が機関用意又は運転の状態にある間、推進機関の制御装置が常に操作可能な状態にあることを確保する。

(f) 当直を担当する機関部職員は、推進機関及び補機に関する管理の任務を妨げるおそれのあるいかなる任務も割り当てられてはならず、また、行つてはならない。当直を担当する機関部職員は、適切に引継ぎをするまでの間、推進機関及び補機が継続的な監視の下に置かれることを確保する。

(g) すべての機関（機械装置、電気設備、油圧装置及び圧縮空気装置並びにこれらの機関の制御装置及びこれらの機関に関連のある安全設備並びに居住関係設備を含む。）の保守及び管理並びに在庫及び予備部品の使用に関する記録に十分な注意を払う。

(h) 機関長は、当直を担当する機関部職員が当直の間を実施すべき予防保守、損傷制御又は修繕の措置を了知していることを確保する。当直を担当する機関部職員は、自己の担当する機関のうち作業が予定されているものの切離し、パイパス及び調整に責任を有するものとし、実施されたすべての作業を記録する。

(i) 当直を担当する機関部職員は、任務の終了前に、推進機関及び補機に関連するすべての出来事が適切に記録されることを確保する。

(i) 当直を担当する機関部職員は、船舶及び乗組員の安全に対する危険を回避するため、火災の際に機関区域において緊急やむを得ずとする措置であつて船舶の速力の減少、操舵不能、推進機関の停止若しくは電気出力の変化を引き起こすおそれのあるもの又はこれらと同様の安全に対する脅威について直ちに船舶に通報する。この措置の通報は、発生のおそれのある海難を回避するためのあらゆる可能な措置をとる最大限の時間的余裕を船舶に与えるため、可能な限り、事前に行う。

(k) 機関室が機関用意の状態にある場合には、当直を担当する機関部職員は、運転中に用いられることのあるすべての機関及び設備が直ちに使用し得る状態にあること並びに操舵装置その他の装置の利用に十分な出力が保持されることを確保する。

(a) 当直を担当する者は、自己に割り当てられた当直の任務に精通していなければならぬ。更に、当直を担当する者は、自己の船舶に関して次の知識及び能力を有していなければならない。

(i) 適当な船内連絡装置の使用に関する知識

(ii) 機関区域からの脱出経路に関する知識

(iii) 機関区域の警報装置に関する知識及び各種の警報（特に炭酸ガス警報）を識別する能力

(iv) 機関区域における消火設備の位置及び使用に関する知識

(ii) 遠隔操作の可能な推進機関及び操舵装置

の状態及び信頼性、そのような推進機関及び操舵装置の遠隔操作装置の状態及び信頼性、遠隔操作装置の位置並びに故障又は緊急の事態が生じた場合にこれらの機関及び装置を非遠隔操作方式に切り換えるための手順

(v) 船舶のあらゆる運航状態の下で効率的な運転が確保されるように機関の状態を維持するため必要とされる手段及び手順

(vi) 特殊な運航状況から生ずる当直についての他の必要

(c) 外洋の影響から保護されていないよう地にびよ泊る場合には、機関長は、航行中の当直と同様の当直を維持するがしなやかにつき、船長と協議する。

任務への適合

当直体制は、当直を担当する者の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならぬ。機関長は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後、当直を担当する者が十分な休養をとつており及びその任務の遂行に適している状態にあるように、当直体制を編成する。

8 海洋環境の保護

機関部職員及び機関部の部員は、船舶の航行に付随する又は船舶の事故による海洋環境の汚染をもたらす重大な影響について了知していなければならず、特に関連のある国際規則及び港湾規則を考慮して、このような汚染を防止するためのすべての可能な措置をとる。

第三二二規則 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のた

- 1 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行船舶の機関長及び一等機関士は、適当な証明書を受有していなければならない。
- 2 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。
- (a) 身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。
 - (b) 当直を担当する機関部職員の資格証明のため要件及び次の要件を満たしていること。
 - (i) 一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。
 - (ii) 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったこと及びこの三十六箇月以上の期間中に少なくとも十二箇月の期間、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、責任ある地位の機関部職員として業務を行ったことがあること。
 - (c) 消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。
 - (d) 主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第三二規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならぬ。ただし、主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、必要と認める場合には、沿岸航海に従事する限定された推進出力の船舶の機関長及び一等機関士についてこの試験の要件を変更することができる。
 - 3 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。
 - 4 第三二規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、証明書が機関長又は一等機関士のいずれに対して発給されるものであるかにより異なるものとする。ことができる。

- 第三二規則の付録 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のために最小限要求される知識
- 1 この第三二規則の付録に掲げる事項は、三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長又は一等機関士の資格証明を得ようとする者の試験に関する事項を列挙したものである。これらの事項に関する試験は、一等機関士がいかなる場合においても機関長の責任を引き受けるべき地位にあることに留意した上、船舶の機関の適切な運転に影響を及ぼすあらゆる利用可能な情報を理解する能力を判定することのできるようなものとしなければならない。
- 2 4(a)の規定に関し、主管庁は、いずれかの推進機関のみについて有効な証明書を与える場合には、試験に際し、他の推進機関に関する知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された推進機関に関する知識を十分に有していると主管庁が認めない限り、当該推進機関について有効なものではない。この2の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。
- 3 資格証明を得ようとする者は、次の事項に関する理論的知識を有していなければならない。
- (a) 熱力学及び熱の伝達
 - (b) 力学及び流体力学
 - (c) 船舶の出力装置（ディーゼル機関、蒸気機関及びガスタービン）及び冷凍装置の作動原理
 - (d) 燃料及び潤滑剤の物理的及び化学的特性
 - (e) 材料工学
 - (f) 火災及び消火剤の物理的及び化学的性質

- (g) 船舶に関する電気工学及び電子工学並びに船舶の電気設備
 - (h) 自動制御、計測及び制御系の基礎理論
 - (i) 造船工学及び船体構造（損傷制御を含む。）
- 4 資格証明を得ようとする者は、少なくとも次の事項に関する適当な実務的知識を有していなければならない。
- (a) 次の推進機関の運転及び保守
 - (i) 船用ディーゼル機関
 - (ii) 船用蒸気推進機関
 - (iii) 船用ガスタービン
 - (iv) 補機（ポンプ装置及び管系、補助ボイラー並びに操舵装置を含む。）の運転及び保守
 - (b) 電気設備及び制御装置の運転、試験及び保守
 - (c) 貨物取扱装置及び甲板機械の運転及び保守
 - (d) 機関の故障の探知、故障箇所の発見及び損傷の防止
 - (e) 適切な保守及び修繕の手順
 - (f) 防火、火災探知及び消火の方法及び装置
 - (g) 船舶による環境の汚染の防止の方法及び装置
 - (h) 海洋環境の汚染の防止のために遵守すべき規則
 - (i) 海洋汚染の環境に及ぼす影響
 - (j) 機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する応急医療及び応急医療設備の使用
 - (k) 救命設備の機能及び使用
 - (l) 損傷制御の方法
 - (m) 安全な作業方法
 - (n) 安全な作業方法
- 5 資格証明を得ようとする者は、国際条約に定められている国際海事法のうち機関部の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識を有していなければならない。国内の海事法令に関する知識の範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。
- 6 資格証明を得ようとする者は、船舶における

- 乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識を有していなければならない。
- 第三三規則 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のため最小限の要件
- 1 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行船舶の機関長及び一等機関士は、適当な証明書を受有していなければならない。
- 2 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。
- (a) 身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。
 - (b) 当直を担当する機関部職員の資格証明のため要件及び次の要件を満たしていること。
 - (i) 一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。
 - (ii) 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったこと及びこの二十四箇月以上の期間中に少なくとも十二箇月の期間、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったことがあること。
 - (c) 消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。
 - (d) 主管庁が十分と認める適当な試験に合格していること。この試験は、第三三規則の付録に掲げる事項に関する試験を含むものでなければならぬ。ただし、主管庁は、沿岸航海に従事する船舶に備え付けられる自動遠隔操作装置の種類及び沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、沿岸航海に従事する船舶の機関長

及び一等機関士についてこの試験の要件及び海上航行業務の要件を変更することができる。

3 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

4 第三―三規則の付録に掲げる事項について要求される知識の水準は、証明書が機関長又は一等機関士のいずれに対して発給されるものであるかにより異なるものとするができる。

5 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、十二箇月以上の期間責任ある地位の機関部職員として業務を行ったことがある場合には、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長として業務を行うことができる。

第三―三規則の付録 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長及び一等機関士の資格証明のために最小限要求される知識

1 この第三―三規則の付録に掲げる事項は、七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関長又は一等機関士の資格証明を得ようとする者の試験に関する事項を列挙したものである。これらの事項に関する試験は、一等機関士がいかなる場合においても機関長の責任を引き受けるべき地位にあることに留意した上、船舶の機関の適切な運転に影響を及ぼすあらゆる利用可能な情報を理解する能力を判定することのできるようなものとしなければならない。

2 3 (d)及び4 (a)の規定に関し、主管庁は、いずれかの推進機関のみについて有効な証明書を与

える場合には、試験に際し、他の推進機関に関する知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された推進機関に関する知識を十分に有していることと主管庁が認めない限り、当該推進機関について有効なものではない。この2の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。

3 資格証明を得ようとする者は、次の事項に関する基本原理を理解するための基礎的な理論的知識を有していなければならない。

- (a) 燃焼過程
- (b) 熱の伝達
- (c) 力学及び流体力学
- (d) (i) 船用ディーゼル機関
- (ii) 船用蒸気推進機関
- (iii) 船用ガスタービン
- (e) 操舵装置
- (f) 燃料及び潤滑剤の特性
- (g) 材料の特性
- (h) 消化剤
- (i) 船舶の電気設備
- (j) 自動制御、計測及び制御系
- (k) 船体構造（損傷制御を含む）
- (l) 補機

4 資格証明を得ようとする者は、少なくとも次の事項に関する適当な実地的知識を有していなければならない。

- (a) 次の推進機関の運転及び保守
 - (i) 船用ディーゼル機関
 - (ii) 船用蒸気推進機関
 - (iii) 船用ガスタービン
- (b) 補機（操舵装置を含む）の運転及び保守
- (c) 電気設備及び制御装置の運転、試験及び保守
- (d) 貨物取扱装置及び甲板機械の運転及び保守
- (e) 機関の故障の探知、故障箇所の発見及び損傷の防止
- (f) 適切な保守及び修繕の手順

(g) 防火、火災探知及び消火の方法及び装置

(h) 海洋環境の汚染の防止のために遵守すべき規則並びに海洋汚染の防止のための方法及び装置

(i) 機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する応急医療及び応急医療設備の使用

(j) 救命設備の機能及び使用

(k) 損傷制御の方法（特に、機関室への浸水があつた場合にとるべき措置）

5 資格証明を得ようとする者は、国際条約に定められている国際海事法のうち機関部の固有の義務及び責任（特に、安全及び海洋環境の保護に関するもの）に係るものについての知識を有していなければならない。国内の海事法令に関する知識の範囲は、主管庁の裁量により定めることができるが、国際条約を履行するための国内的な措置を含むものでなければならない。

6 資格証明を得ようとする者は、船舶における乗組員の管理、組織及び訓練に関する知識を有していなければならない。

第三―四規則 人員の配置がされる機関区域の当直を担当する機関部職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のために最小限の要件

1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行船舶において、人員の配置がされる機関区域の当直を担当する機関部職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員は、適当な証明書を受有していなければならない。

2 資格証明を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- (a) 十八歳以上であること。
- (b) 身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。

(c) 機関部職員の任務に関する承認された教育又は訓練を、合計して三年以上の期間受けたことがあること。

(d) 適当な期間海上航行業務を行ったことがあること。この期間は、(c)に規定する教育又は訓練を受けた期間として算入することができる。

(e) 船舶の機関の運転及び保守に関する理論的及び実際の知識であつて機関部職員の任務に相応するものを有することにつき主管庁を満足させること。

(f) 消火に関する承認された実習課程を受講したことがあること。

(g) 安全な作業方法に関する知識を有していること。

主管庁は、沿岸航海に係る水域を航行するすべての船舶の安全に及ぼす影響に留意した上、沿岸航海に従事する三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた船舶の機関部職員について(c)及び(d)の要件を変更することができる。

3 資格証明を得ようとする者は、推進機関及び補機の運転及び保守に関する知識を有していなければならない。この知識は、関連のある法的な規制に関する知識及び少なくとも次の事項に関する知識を含むものでなければならない。

- (a) 当直の手順
 - (i) 当直の引継ぎを受ける際の作業
 - (ii) 当直の間に行うべき通常の作業
 - (iii) 機関日誌に記載すること及び機関日誌の記載事項の意味を理解すること。
 - (iv) 当直の引継ぎをする際の作業
- (b) 推進機関及び補機
 - (i) 推進機関及び補機の運転の準備
 - (ii) 蒸気ボイラー（燃焼装置を含む）の運転
 - (iii) 蒸気ボイラーの水位の確認方法及び水位が異常である場合にとるべき措置
 - (iv) 機関室及びボイラー室の機関及び装置に生ずることの多い故障を発見すること並びに損傷の防止のために必要な措置

<p>(c) ポンプ装置の通常の運転</p> <p>(ii) ビルジ・ポンプ装置、バラスト・ポンプ装置及び貨物用のポンプ装置の運転</p> <p>(d) 発電装置</p> <p>(e) 発電機の運転準備、始動、連結及び切換え安全措置及び非常措置</p> <p>(i) 当直の間に遵守すべき安全のための予防措置及び火災又は事故の際に緊急にとるべき措置（特に油関係の装置に関するもの）</p> <p>(ii) 電気設備その他の装置及び設備につき作業が行われる前に安全のためにこれらの装置及び設備を切り離すこと。</p> <p>(f) 汚染の防止措置</p> <p>油、貨物の残渣、汚水、煙その他の汚染物による環境の汚染の防止のためにとるべき措置及び汚染の防止のための装置（油水分離器、スラッジ・タンク装置及び汚水処理装置を含む。）の使用</p> <p>(g) 応急医療</p> <p>機関区域において生ずるおそれのある負傷に関する基本的な応急医療</p> <p>4 主管庁は、蒸気ボイラーが装備されていない船舶について有効な証明書を与える場合には、試験に際し、3 (b) (ii) 及び (iii) に定める知識の要件を省略することができる。この証明書は、受有する機関部職員が知識の要件を省略された事項に関する知識を十分に有していると主管庁が認めない限り、蒸気ボイラーが装備されている船舶における業務について有効なものではない。この4の規定による証明書の効力についての限定は、当該証明書に記載する。</p> <p>5 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。</p> <p>第三一五規則 機関部職員について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件</p>	<p>1 機関部職員の証明書を受有する者であつて、海上において業務を行つてゐるもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、その証明書に係る職務区分における海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない一定期間ごとに、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(a) 身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。</p> <p>(b) 次のいずれかにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。</p> <p>(i) 過去五年間に少なくとも一年間機関部職員として承認された海上航行業務を行つたことがあること。</p> <p>(ii) 自己の受有する証明書に係る職務区分の任務に関連する業務であつて (b) (i) により要求される海上航行業務と少なくとも同等とみなされるものを行つたことがあること。</p> <p>(iii) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>承認された試験に合格していること。</p> <p>承認された課程を良好に修了していること。</p> <p>証明書において資格を与えられている地位に就く直前に、三箇月以上の期間、定員外の機関部職員として又は当該証明書により就くことのできる地位よりも下位の地位において、承認された海上航行業務を行つたことがあること。</p> <p>2 1 (b) (iii) に規定する課程は、特に、海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する関連のある国際的な規則及び勧告の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。</p> <p>3 主管庁は、その管轄の下にある船舶が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国際規則の最新の改正文書を入力することができるようにする。</p> <p>第三一六規則 機関部の当直を担当する部員の最小限の要件</p> <p>1 機関部の当直を担当する部員の最小限の要件</p>
<p>2 1 (b) (iii) に規定する課程は、特に、海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する関連のある国際的な規則及び勧告の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。</p> <p>3 主管庁は、その管轄の下にある船舶が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国際規則の最新の改正文書を入力することができるようにする。</p> <p>第三一六規則 機関部の当直を担当する部員の最小限の要件</p> <p>1 機関部の当直を担当する部員の最小限の要件</p>	<p>は、2に定める。これらの要件は、次の部員の要件ではない。</p> <p>(a) 当直を担当する機関部職員を補佐する者として指名される部員（注）</p> <p>注 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された決議九「当直を担当する機関部職員を補佐する者として指名される部員の最小限の要件に関する勧告」を参照すること。</p> <p>(b) 訓練中の部員</p> <p>(c) 当直中の自己の任務が熟練を要しない性質のものである部員</p> <p>2 機関部の当直を担当する部員は、次の要件を満たさなければならない。</p> <p>(a) 十六歳以上であること。</p> <p>(b) 身体適性（視覚及び聴覚に関するものを含む。）につき主管庁を満足させること。</p> <p>(c) 次の事項につき主管庁を満足させること。</p> <p>(i) 消火、基本的な応急医療、生存技術、健康障害及び人命の安全に関する経験又は訓練</p> <p>(ii) 自己の任務に関連する事項について、命令を理解し及び自己の意思を伝達する能力</p> <p>(d) 次のいずれかに該当することにつき主管庁を満足させること。</p> <p>(i) 海上航行中の自己の任務に関連する陸上での経験を有していること及び主管庁の要求する適当な期間海上航行業務を行つたことがあること。</p> <p>(ii) 陸上又は船舶における特別の訓練を修了していること（主管庁の要求する適当な期間海上航行業務を行つたことがあることを含む。）</p> <p>(iii) 六箇月以上の期間承認された海上航行業務を行つたことがあること。</p> <p>3 機関部の当直を担当する部員、次の知識及び能力を有していなければならない。</p> <p>(a) 機関部の当直の手順に関する知識及び担当することとなる当直の作業を行う能力</p>
<p>6 主管庁は、当該主管庁についてこの条約の効力が生ずる前五年以内に一年以上の期間機関部の適当な職務区分において業務を行つたことのある船員については、この第三一六規則の要件を満たしているとみなすことができる。</p> <p>第四章 無線部</p> <p>無線部の当直及び設備の保守</p> <p>注釈</p> <p>無線部の当直に関しては、無線通信規則（改正を含む。）に遵守すべき規定があり、安全のための無線部の当直及び設備の保守に関しては、海上における人命の安全のための国際条約（改正を含む。）及び無線通信規則（改正を含む。）に規定がある。また、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された決議が採択されている。</p> <p>第四一規則 無線通信士の資格証明のための最小限の要件</p>	<p>(b) 機関の操作に係る安全な作業方法に関する知識</p> <p>(c) 機関区域において用いられる用語並びに自己の任務に関連のある機関及び設備の名称に関する知識</p> <p>(d) 環境の保護のための基本的な措置に関する知識</p> <p>4 ボイラーの当直を担当する部員は、ボイラーの適切な操作に関する知識並びにボイラーの正しい水位及び蒸気圧を維持する能力を有していなければならない。</p> <p>5 機関部の当直を担当する部員は、自己が業務を行う船舶の機関区域における自己の当直の任務に精通し、特に、当該船舶に関して次の知識及び能力を有していなければならない。</p> <p>(a) 適当な船内連絡装置の使用に関する知識</p> <p>(b) 機関区域からの脱出経路に関する知識</p> <p>(c) 機関区域の警報装置に関する知識及び各種の警報（特に消火ガス警報）を識別する能力</p> <p>(d) 機関区域における消火設備の位置及び使用に関する知識</p>

1 船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する無線通信士は、主管庁の発給し又は承認した無線通信規則に基づく適当な証明書を受有し、かつ、十分な実務面の経験を有していなければならない。

2 無線通信士は、更に次の要件を満たさなければならない。
(a) 十八歳以上であること。
(b) 身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c) 第四一規則の付録に定める要件を満たすこと。
3 資格証明を得ようとする者は、主管庁が十分と認める試験に合格していなければならない。
4 資格証明を得るために要求される知識の水準は、無線通信士が無線通信の任務を適切かつ効率的に遂行するために十分なものでなければならない。主管庁は、この水準並びに当該水準の知識及び実務的能力を与えるために必要な訓練についての決定に当たっては、無線通信規則及び第四一規則の付録に定める要件を考慮する。また、主管庁は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された関連決議及び機関（IMCO）の関連のある勧告を考慮する。

第四一規則の付録 無線通信士について最小限要求される追加の知識及び訓練

無線通信士は、無線通信規則に基づく証明書の発給を受けるための要件を満たしているほか、次の事項に関する知識を有し、かつ、次の事項に関する訓練（実際の訓練を含む。）を修了していなければならない。

- (a) 次の事態を含む非常事態における無線通信業務
- (i) 船体放棄
- (ii) 船舶における火災

(iii) 無線局の設備の一部又は全部の故障
(b) 救命艇、救命いかだ及び救命浮器並びにこれらの備品の操作（特に、救命艇のための持運び式及び固定式の無線装置並びに非常用の位置指示無線標識の操作）

(c) 海上における生存
(d) 応急医療
(e) 防火及び消火（特に無線設備に関するもの）
(f) 無線設備に係る危険（電気及び電波の輻射による危険、化学的な危険並びに機械による危険を含む。）の予防に関する船舶及び人員の安全のための措置

(g) 機関（IMCO）の商船捜索救助便覧（MERSAR）の利用（特に無線通信関係部門の利用）
(h) 船位通報制度及びその利用手続
(i) 国際信号書及び機関（IMCO）の標準海軍航海用語の使用

(j) 無線医療制度及びその利用手続
第四二規則 無線通信士について技能の維持及び最新の知識の習得の確保を図るための最小限の要件

1 主管庁の発給し又は承認した無線通信士の証明書を受有する者は、海上航行業務に対する適正を維持するため、次の要件を満たさなければならない。
(a) 五年を超えない一定期間ごとに、身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。
(b) 次のことにより、専門的能力につき主管庁を満足させること。
(i) 無線通信士として承認された無線通信業務を行うことのない期間が連続する五年を超えていないこと。
(ii) (i)に規定する期間が連続する五年を超えている場合には、承認された試験に合格すること又は海上若しくは陸上における承認された訓練の課程を良好に修了すること。

この試験及び訓練の課程には、海上における人命の安全に直接に関連する事項及び最新の無線通信設備に関する事項を含めるものとし、また、無線航行設備に関する事項を含めることができる。

2 主管庁は、新たな方式、設備又は実務上の手順が自国を旗国とする船舶に導入される場合には、特に安全のための任務に関して、無線通信士に対し、承認された試験に合格すること又は海上若しくは陸上における適当な訓練の課程を良好に修了することを要求することができる。
3 特別の訓練の要件が国際的に合意される特殊な種類の船舶において海上航行業務を行う無線通信士は、当該海上航行業務に対する適性を維持するため、承認された適切な訓練を良好に修了し又は承認された適切な試験に合格しなければならない。この訓練及び試験は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行われなければならない。

4 主管庁は、その管轄の下にある船舶が無線通信に関する国際規則及び海上における人命の安全に関する国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。
5 主管庁は、関係者との協議の上、海上において業務を行っている無線通信士及び特に海上航行業務に復帰する者のため、再教育のための及び最新の知識の習得のための海上又は陸上における課程（その受講が任意のものであるか強制的なものであるかを問わない。）を制度化し又はその制度化を促進するよう奨励される。そのような課程は、無線通信の任務に直接関連する事項、海上無線通信技術の進歩並びに海上における人命の安全に関する関連のある国際的な規則及び勧告（注）の改正に関する知識の習得を含むものでなければならない。
注 海上における遭難に対応するための制度の改善についての機関（IMCO）の勧告を含む。

第四一三規則 無線電話通信士の資格証

明のための最小限の要件
1 船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する無線電話通信士は、主管庁の発給し又は承認した無線通信規則に基づく適当な証明書を受有していなければならない。

2 海上における人命の安全のための国際条約により無線電話局を備えることが要求される船舶の無線電話通信士は、更に次の要件を満たさなければならない。
(a) 十八歳以上であること。
(b) 身体適性（特に、視覚、聴覚及び言語機能に関するもの）につき主管庁を満足させること。

(c) 第四一三規則の付録に定める要件を満たすこと。
3 資格証明を得ようとする者は、主管庁が十分と認める試験に合格していなければならない。
4 資格証明を得るために要求される知識の水準は、無線電話通信士が無線通信の任務を適切かつ効率的に遂行するために十分なものでなければならない。主管庁は、この水準並びに当該水準の知識及び実務的能力を与えるために必要な訓練についての決定に当たっては、無線通信規則及び第四一三規則の付録に定める要件を考慮する。また、主管庁は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明に関する国際会議において採択された関連決議及び機関（IMCO）の関連のある勧告を考慮する。

第四一三規則の付録 無線電話通信士について最小限要求される追加の知識及び訓練

無線電話通信士は、無線通信規則に基づく証明書の発給を受けるための要件を満たしているほか、次の事項に関する知識を有し、かつ、次の事項に関する訓練（実際の訓練を含む。）を修了していなければならない。

- (a) 次の事態を含む非常事態における無線通信業務

(i) 船体放棄
(ii) 船舶における火災
(iii) 無線局の設備の一部又は全部の故障
(b) 救命艇、救命いかだ及び救命浮器並びにこれらの積装品の操作（特に、救命艇のための持運び式及び固定式の無線装置並びに非常用の位置指示無線標識の操作）
(c) 海上における生存
(d) 応急医療
(e) 防火及び消火（特に無線設備に関するもの）
(f) 無線設備に係る危険（電気及び電波の輻射による危険、化学的な危険並びに機械による危険を含む。）の予防に関連する船舶及び人員の安全のための措置
(g) 機関（IMCO）の商船捜索救助便覧（MERSAR）の利用（特に無線通信関係部門の利用）
(h) 船位通報制度及びその利用手続
(i) 国際信号書及び機関（IMCO）の標準海軍航海用語の使用
無線医療制度及びその利用手続
第五章 タンカーに関する特別の要件
第五一規則 石油タンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の石油タンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに石油タンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。
2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。
(a) 石油タンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。
(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、石油タンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。
3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間石油タンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしているとみなすことができる。
第五二規則 化学薬品タンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

とがあること。
(b) 化学薬品タンカーについて精通するための承認された課程を修了していること。この課程は、安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の化学薬品タンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに化学薬品タンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。
2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。
(a) 化学薬品タンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。
(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、化学薬品タンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。
3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間化学薬品タンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしているとみなすことができる。
第五三規則 液化ガスタンカーの船長、職員及び部員の訓練及び能力に関する最小限の要件

なければならない。
(a) 安全な操作に関する十分な知識を得たため、適当な期間、責任を有する者の監督の下に液化ガスタンカーにおいて業務を行ったことがあること。
(b) 液化ガスタンカーについて精通するための承認された課程を修了していること。この課程は、安全及び汚染防止のための基本的な措置及び手順、各種の液化ガスタンカーの設備配置、貨物の種類及び危険性、貨物取扱装置、一般的な操作手順並びに液化ガスタンカーに関する専門用語についての知識の習得を含むものでなければならない。
2 船長、機関長、一等航海士、一等機関士その他貨物の積込み及び取卸し並びに貨物の運送中の管理又は貨物の取扱いについて直接の責任を有する者は、更に次の要件を満たさなければならない。
(a) 液化ガスタンカーにおける自己の任務に相応する適当な経験を有していること。
(b) 自己の任務に相応する専門的な訓練課程を修了していること。この課程は、液化ガスタンカーの安全、火災に係る安全措置及び安全体制、汚染の防止及び抑制、操作上の手順並びに関係法令に基づく義務に関する知識の習得を含むものでなければならない。
3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、過去五年間に一年以上の期間液化ガスタンカーにおける適当な職務区分において業務を行ったことのある船員について2(b)の要件を満たしているとみなすことができる。
第六章 救命艇及び救命いかだに関する技能
第六一規則 救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給
救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給を受けようとする船員は、次の要件を満たさなければならない。

ければならない。

- (a) 十七歳六箇月以上であること。
- (b) 身体適性につき主管庁を満足させること。
- (c) 十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったこと又は承認された訓練課程を受講し、かつ、九箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。
- (d) 試験において又は承認された訓練課程の間に継続して行われる評価において、第六一規則の付録に掲げる事項に関する知識を有することに主官庁を満足させること。
- (e) 試験において又は承認された訓練課程の間に継続して行われる評価において、次の事項に関する能力を十分に有することに主官庁を満足させること。
- (i) 救命胴衣を正しく着用すること、高所から水中に安全に飛び込むこと並びに救命胴衣を身に付けて水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと。
- (ii) 救命胴衣を身に付けて転覆した救命いかだを反転させること。
- (iii) 収容することを認められる人数についての救命艇及び救命いかだの標示を理解すること。
- (iv) 救命艇及び救命いかだを進水させ、これらに乗り込み、これらを船舶から離れさせ、これらを操縦し並びにこれらから降りるために必要とされる正しい指揮を行うこと。
- (v) 救命艇及び救命いかだの進水を準備し、これらを安全に進水させ並びにこれらを速やかに船舶から離れさせること。
- (vi) 船体放棄の間に及び船体放棄の後に負傷者の手当をすること。
- (vii) こぐこと、かじをとること、マストを立てること、展帆すること、帆走すること及びコンパスを用いて進路を決定すること。
- (viii) 信号装置（打上げ式炎火によるものを含む。）を使用すること。
- (ix) 救命艇及び救命いかだのための特運び式

無線装置を使用すること。

第六一規則の付録

- 救命艇及び救命いかだに関する技能証明書の発給のために最小限要求される知識
- 1 衝突、火災、沈没等発生のおそれのある非常事態
- 2 次の事項を含む生存技術の原則
 - (a) 訓練及び操縦の重要性
 - (b) いかなる非常事態にも直ちに対応することのできるようにしておくことの必要性
 - (c) 救命艇及び救命いかだに招集された際にとるべき措置
 - (d) 船体放棄の必要がある際にとるべき措置
 - (e) 水中にいる際にとるべき措置
 - (f) 救命艇及び救命いかだに乗り込んでいる際にとるべき措置
 - (g) 生存者に対する危険
- 3 非常配置表により各乗組員に割り当てられた特別任務並びにすべての乗組員を救命艇及び救命いかだに招集する信号とすべての乗組員を消防署に招集する信号との相違
- 4 船舶に通常積載されている救命設備の種類
- 5 救命艇及び救命いかだの構造及び装備並びに救命艇及び救命いかだの積載品の品目
- 6 救命艇及び救命いかだの特徴及び設備
- 7 救命艇及び救命いかだの進水装置
- 8 荒れている海面に救命艇及び救命いかだを進水させる方法
- 9 船舶から離れた後にとるべき措置
- 10 荒天時における救命艇及び救命いかだの操縦
- 11 もやい綱、シー・アンカーその他の装置の使用
- 12 救命艇及び救命いかだにおける食糧及び水の分配
- 13 ヘリコプターによる救助の方法
- 14 応急医療具の使用及び蘇生技術

救命艇及び救命いかだに積載する無線装置（非常用の位置指示無線標識を含む。）

- 15 救命艇及び救命いかだに積載する無線装置（非常用の位置指示無線標識を含む。）
- 16 体温低下の影響及び防止方法、保護カバーの使用並びに防護のための衣類の使用
- 17 救命艇及び救命いかだの機関の始動及び操縦の方法並びに積載する消火器の使用
- 18 救命いかだの集結及び海上の生存者の救助のための非常端艇及び発動機付救命艇の使用
- 19 救命艇及び救命いかだの乗揚げ

第一章 責任の制限の権利

第一条 責任を制限することのできる者

- 1 次に定義する船舶所有者及び救助者は、次条の規定に該当する債権につき、この条約の定めるところにより自己の責任を制限することができる。
 - 2 「船舶所有者」とは、海上航行船舶の所有者、備船者、管理人及び運航者をいう。
 - 3 「救助者」とは、救助活動に直接関連する役務を提供する者をいう。救助活動には、次条1(d)から(f)までに定める措置を含む。
 - 4 船舶所有者又は救助者がいずれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いずれかの者に対して次条の規定に該当する債権に基づく請求が行われるときは、当該いずれかの者は、この条約に定める責任の制限を援用することができる。
 - 5 この条約の適用上、船舶所有者の責任には、船舶自体に対して提起される訴えの対象とされる責任を含む。
 - 6 この条約の定めるところにより制限の対象とされる債権についての責任を免除する者は、被保険者自身がこの条約に基づき享受する利益と同一の利益を享受することができる。
 - 7 責任の制限を主張することは、責任を認めることとはならない。
- 第二章 責任の制限の対象とされる債権
- 1 次条及び第四条の規定に従うことを条件として、次に掲げる債権は、責任の根拠がいかなるものであるかを問わず、責任の制限の対象とされる。
 - (a) 船舶上で又は船舶の運航若しくは救助活動に直接関連して生ずる死亡若しくは身体の傷害又は財産の滅失若しくは損傷（港の構築物、停泊施設、可航水路又は航行援助施設の損傷を含む。）及びこれらの結果生ずる損失に関する債権
 - (b) 貨物、旅客又は手荷物の海上運送の遅延により生ずる損失に関する債権

(c) (a)及び(b)に規定する損失以外の船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損失であつて、権利の侵害(契約違反によるものを除く)により生ずるものに関する債権

(d) 沈没し、難破し若しくは乗り揚げた又は放棄された船舶(船舶上のすべての物を含む)の引揚げ、除去、破壊又は無害化作業に関する債権

(e) 船積貨物の除去、破壊又は無害化作業に関する債権

(f) この条約に基づき責任の制限の対象とされる債権を生じさせる損失を避け又は最小限にするためとられる措置に関する債権及び当該措置をとることにより生ずる損失に関する債権であつて、責任を負う者以外の者が請求するもの

2 1に掲げる債権は、契約に基づいて請求されるものであるかいかを問わず、求償として又は賠償の補てんのために請求されるものであつても責任の制限の対象とされる。1(d)から(f)までに掲げる債権のうち責任を負う者との契約に基づく作業の対価に係るものは、責任の制限の対象とされない。

第三条 責任の制限の対象から除外される債権

この条約は、次に掲げる債権については、適用しない。

(a) 救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 千九百六十九年十一月二十九日の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(同条約の改正又は議定書で効力を有しているものを含む。)に定める油による汚染損害についての債権

(c) 原子力損害についての責任の制限を規律し又は禁止する国際条約又は国内法の適用を受ける債権

(d) 原子力船の船舶所有者に対する原子力損害についての債権

(e) 船舶所有者又は救助者の被用者でその職務

が船舶の業務又は救助活動に関係を有する者の債権及びこれらの者の相続人若しくは被扶養者又は当該債権を主張することのできるその他の者の債権であつて、船舶所有者又は救助者と当該これらの者との間の役務の提供についての契約に適用される法令により、船舶所有者又は救助者が、自己の責任を制限することのできないもの又は第六条の規定による金額よりも高い金額にのみ自己の責任を制限することのできるもの

第四条 責任の制限を妨げる行為

責任を負う者は、損失を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損失を生ずるおそれのあることを認識して行つた自己の作為又は不作為により当該損失の生じたことが証明された場合には、自己の責任を制限することができない。

第五条 反対債権

この条約により責任を制限することのできる者が債権者に対して同一の事故により生じた債権を有するときは、双方の債権は相殺されるものとし、この条約は、相殺後の残額についてのみ適用する。

第二章 責任の限度額

第六条 一般的限度額

1 一の事故により生ずる債権で次条に規定する債権以外のものについての責任の限度額は、次のとおり計算する。

(a) 死亡又は身体の傷害に関する債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、三十三万三千計算単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

五百一トンから三千トンまでの部分
トントン当たり五百計算単位
三千一トントンから三万トンまでの部分
トントン当たり三万三千計算単位

トントン当たり三百三十三計算単位
三万一トントンから七万トンまでの部分
トントン当たり二百五十計算単位
七万トンを超える部分 トン当たり百六十七計算単位

(b) その他の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、十六万七千計算単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した計算単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た計算単位と(i)の計算単位とを合算した計算単位

五百一トンから三万トンまでの部分
トントン当たり百六十七計算単位
三万一トントンから七万トンまでの部分
トントン当たり百二十五計算単位
七万トンを超える部分 トン当たり八十三計算単位

2 1(a)の規定に従つて計算された金額が1(a)の債権を完済するために十分でない場合には、1(b)の規定に従つて計算された金額を1(a)の債権の弁済されてない残額の弁済に充てることができるものとし、当該残額は、弁済については、1(b)の債権と同一の順位を有する。

3 締約国は、死亡又は身体の傷害に関する債権についての2の規定による権利を害することなく、自国の法令において、港の構築物、停泊施設、可航水路又は航行援助施設の損傷に関する債権が、その他の1(b)の債権に対して、当該法令の定めるところにより優先権を有することを規定することができる。

4 救助活動を船舶からは行つていない場合の救助者の責任又は船舶に対する若しくは船舶に関連する救助活動を当該船舶上においてのみ行つている場合の救助者の責任の限度額は、千五百トンのトン数の船舶についての金額とする。

5 この条約の適用上、船舶のトン数は、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約附属書Iに定めるトン数の測定に関する規則に従つて計算される総トン数とする。

第七条 旅客の債権についての限度額

1 一の事故により生ずる船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権についての当該船舶の船舶所有者の責任の限度額は、四万六千六百六十六計算単位に当該船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められている旅客の数を乗じた金額とする。ただし、この金額が二千五百万計算単位を超える場合には、二千五百万計算単位とする。

2 この条の規定の適用上、「船舶の旅客の死亡又は身体の傷害に関する債権」とは、次のいずれかの者により又は当該いずれかの者に代わつて主張される債権をいう。

(a) 旅客運送契約に基づき当該船舶により運送される者

(b) 運送人の同意の下に、物品運送契約の対象とされている車両又は生動物とともに当該船舶により運送される者

第八条 計算単位

1 前二条にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。前二条の規定による金額をその国において責任の制限の主張がされている国の通貨に換算するに当たつては、その換算は、制限基金が形成され、弁済が行われ又は当該国の法令により弁済に相当するものとされる担保の提供がされる日に当該通貨の有する価値に従つて行ふ。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金の操作及び取引のために国際通貨基金の適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、当該締約国の定める方法により計算する。

2 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の

法令により1の規定を適用することのできない国は、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に、批准、受諾、承認若しくは加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用するこの条約にいう責任の限度額を次のとおり定めることを宣言することができ

(a) 第六条1(a)の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、五百万貨幣単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

五百一トンから三千トンまでの部分
トン当たり七千五百貨幣単位
三千一トンから三万トンまでの部分
トン当たり五千貨幣単位
三万一トンから七万トンまでの部分
トン当たり三千七百五十貨幣単位
七万一トンを超える部分
トン当たり二千五百貨幣単位

(b) 第六条1(b)の債権については、次に掲げる金額

(i) 五百トン以下のトン数の船舶については、二百五十万貨幣単位

(ii) 五百トンを超えるトン数の船舶については、五百トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算した貨幣単位を当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得た貨幣単位と(i)の貨幣単位とを合算した貨幣単位

七万トンを超える部分
トン当たり二千五百貨幣単位

(c) 前条1の債権については、七十万貨幣単位に船舶が当該船舶に係る証書に従い運送することを認められていた旅客の数を乗じた金額。ただし、この金額が三億七千五百万貨幣単位を超える場合には、三億七千五百万貨幣単位とする。

第六条2及び3の規定は、(a)及び(b)の債権について準用する。

3 2にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。

4 1の第四文の規定による計算及び3に規定する換算は、前二条において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行う。締約国は、1の規定による計算の方法又は3の規定による換算の結果を、批准、受諾若しくは承認を条件とすることのない署名の時に又は第十六条に規定する文書の寄託の時に寄託者に通報する。締約国は、また、当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合にはいつでも、その変更を寄託者に通報する。

第九条 債権の総額

1 第六条の規定により決定される責任の限度は、一の事故により生ずる次に掲げる債権ごとの金額の総額について適用する。

(a) 第一条2の規定に該当する者及びこれらの者がいづれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いづれかの者に対するすべての債権

(c) 救助活動を船舶からは行っていない場合の救助者及び当該救助者がいづれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いづれかの者に対するすべての債権又は船舶に対する若しくは船舶に関連を有する救助活動を当該船舶上においてのみ行っている場合の救助者及び当該救助者がいづれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いづれかの者に対するすべての債権

2 第七条の規定により決定される責任の限度は、同条にいう船舶に関して一の事故により生ずる第一条2の規定に該当する者及びこれらの者がいづれかの者の作為、不作為又は過失について責任を負う場合の当該いづれかの者に対するすべての債権の総額について適用する。

第十条 制限基金が形成されない場合の責任の制限

1 責任の制限は、次条の規定による制限基金が形成されない場合においても主張することができ。ただし、締約国は、自国の法令において、責任の制限の対象とされる債権の弁済を求め訴えが自国の裁判所に提起される場合に責任を負う者が責任の制限の権利を主張することができるのは、この条約に基づいて制限基金が形成されており又は責任の制限の権利を主張する時に制限基金が形成される場合に限りこれを定めることができる。

2 第十二条の規定は、制限基金が形成されることなく責任の制限が主張される場合について準用する。

3 この条の規定の適用に関する手続については、訴えが提起される締約国の法令の定めるところによる。

第三章 制限基金

第十一条 基金の形成

1 責任があるとして訴えられることのある者は、制限の対象とされる債権に関する法的な申立てがされる締約国の裁判所その他の権限のある当局に、基金を形成することができる。基金は、第六条又は第七条の規定による金額であつて当該者が責任を負う債権について適用されるものの総額に、当該責任の原因となつた事故の日から基金の形成の日までの当該総額に対する利子を加算した額により形成される。このようにして形成された基金は、責任の制限の対象とされる債権の弁済にのみ充てられる。

2 基金は、1の規定による額を供託することにより、又は基金の形成がされる締約国の法令によつて容認されかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める保証を提供することによつて形成することができる。

3 第九条1(a)、(b)若しくは(c)若しくは同条2に規定する者のうちいづれか又はその保険者により形成される基金は、それぞれこれらの規定に規定するすべての者によつて形成されたものとみなす。

第十二条 基金の分配

1 第六条1から3まで及び第七条の規定に従うことを条件として、債権者の間における基金の分配は、基金に係る債権として確定された債権の額に比例して行う。

2 責任を負う者又はその保険者は、基金の分配が行われる前に基金に係る債権を弁済したときは、弁済額を限度として、弁済を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利について当該弁済を受けた者に代位することができる。

3 責任を負う者又はその保険者以外の者も、その弁済額につき、2の規定による代位の権利と同様の権利を関係国内法令により認められる範囲内で行使することができる。

4 責任を負う者又は他のいづれかの者が、基金の分配の行われる前に弁済したならば2又は3の規定に基づいて代位の権利を有したであろう額の全部又は一部の弁済を後に強制される可能性のあることを証明した場合には、基金の形成がされた国の裁判所その他の権限のある当局は、これらの者が後に基金に対して自己の権利

を行使することを可能にするために十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができ

第十三条 他の法的手続の制限

1 第十一条の規定に基づき基金が形成されている場合には、基金に対して債権を主張する者は、当該債権に関し、基金を形成した者又はその者のために基金が形成されている者の他の財産に對していかなる権利も行使することができない。

2 第十一条の規定に基づき基金が形成された後は、締約国の裁判所その他の権限のある当局は、その者のために基金が形成されている者の所有する船舶その他の財産であつて、基金に係る債権として請求することのできる債権に關して当該締約国の管轄内で差し押さえられたものの差押えの解除又は提供された担保の取消しを命ずることができ、もつとも、基金が次に掲げる場所において形成されている場合には、常に、差押えの解除又は担保の取消しを命じなければならぬ。

(a) 事故が生じた港又は、事故が港の外で生じたときは、事故の発生後に最初に寄港した港

(b) 死亡又は身体の傷害に關する債権については下船港

(c) 積荷の損傷に關する債権については荷揚港

(d) 差押えの行われた国

第十四条 適用法令

この章の規定に従うことを条件として、基金の形成及び分配並びにこれらに關連する手続に關する規則については、基金の形成がされる締約国の法令の定めるところによる。

第四章 適用範囲

第十五条

1 この条約は、第一条に規定するいずれかの者が、締約国の裁判所において自己の責任を制限しようとし又は締約国の管轄内で船舶その他の財産の差押えの解除若しくは担保の取消しを求めるときに適用する。もつとも、締約国は、自国の裁判所でのこの条約の適用についての主張がされる時において、同条に規定するいずれかの者がいづれの締約国にも常居所若しくは主たる営業所を有せず又は責任の制限の権利の主張若しくは差押えの解除に係る船舶がいずれの締約国の旗も掲げていない場合には、当該いずれかの者又は当該船舶については、この条約の全部又は一部の適用を排除することができる。

2 締約国は、次に掲げる船舶について適用する責任の制限の制度を自国の法令により定めることができる。

(a) 自国の法令により内水航路を航行するよう定められている船舶

(b) 三百トン未満の船舶

この2の規定を適用する締約国は、自国の法令において採用する責任の限度額又は、責任の限度額を定めていない場合には、その旨を寄託者に通報する。

3 締約国は、他の締約国の国民がいかなる利害關係も有していない事故により生ずる債権について適用する責任の制限の制度を自国の法令により定めることができる。

4 締約国の裁判所は、次に掲げる場合には、掘削のため建造され又は改造され、かつ、掘削に従事している船舶について、この条約を適用しない。

(a) 当該締約国が、自国の法令に基づき、第六条の規定による責任の限度額よりも高い限度額を設けている場合

(b) 当該締約国が、当該船舶についての責任制度を規制する国際条約の締約国である場合

(a)に該当する場合には、当該締約国は、その旨を寄託者に通報する。

5 この条約は、次に掲げるものについては、適用しない。

(a) エアクッション船

(b) 海底の天然資源の探査又は開発のために建造された浮いているプラットフォーム

第五章 最終条項

第十六条 署名、批准及び加入

1 この条約は、政府間海事協議機関（以下「機関」という。）の本部において、千九百七十七年二月一日から十二月三十一日まで署名（いづれの国も署名することができ、）のため、その後には加入のため、開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための正式の文書を機関の事務局長（以下「事務局長」という。）に寄託することによつて行ふ。

第十七条 効力発生

1 この条約は、十二の国が批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後一年の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2 この条約の効力発生の要件が満たされた後その効力発生の日前に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名する国については、その批准、受諾、承認若しくは加入又は署名は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託若しくは署名の日の後九十日の期間が満了する日の属する月の翌月の初日又はこの条約の効力発生の日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この条約は、効力発生の日以後にこの条約を締結しようとする国については、当該国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4 この条約は、これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国の間においては、千九百五十七年十月十日にブラッセルで作成された海上航行船舶の所有者の責任の制限に關する国際条約及び千九百二十四年の八月二十五日にブラッセルで署名された海上航行船舶の所有者の責任の制限に關するある規則の統一のための国際条約に代わるものとし、これらの国際条約は、これらの国の間においては、効力を失う。

第十八条 留保

1 いずれの国も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、第二条1(d)及び(e)の規定の適用を排除する権利を留保することができる。この条約の実体規定に對し他のいかなる留保を付することも、認められない。

2 署名の際に付された留保は、批准、受諾又は承認の際に確認されなければならない。

3 この条約に留保を付した国も、事務局長にあてた通告により、いつでも留保を撤回することができる。撤回は、通告が受領された日に効果を生ずる。通告において特定の日に留保の撤回が効果を生ずることが記載されており、かつ、当該特定の日が事務局長による通告の受領の日よりも遅い日である場合には、撤回は、当該特定の日以後に効果を生ずる。

第十九条 廃棄

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から一年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に文書を寄託することによつて行ふ。

3 廃棄は、文書の寄託の日の後一年の期間の満了する日の属する月の翌月の初日又は同日後の日で文書に明記する日に、効力を生ずる。

第二十条 改正

- 1 機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。
- 2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。
- 3 この条約の改正が効力を生じた日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、反対の意図がこれらの文書に明記されていない限り、改正された条約に係るものとする。

第二十一条 制限額又は計算単位若しくは貨幣単位の改正

- 1 前条の規定にかかわらず、機関は、第六条、第七条及び第八条に規定する金額を変更すること又は同条1及び2の計算単位及び貨幣単位の一方若しくは双方を他の単位に改めることを目的とする会議を2及び3の規定により召集する。金額の変更を行うのは、その実質価値の著しい変更を理由とする場合に限る。
- 2 機関は、締約国の四分の一以上からの要請がある場合には、1に規定する会議を招集する。
- 3 金額を変更し又は計算単位若しくは貨幣単位を他の単位に改める決定は、1に規定する会議に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で行う。
- 4 改正が効力を生じた後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、改正された条約を適用する。

第二十二条 寄託者

- 1 この条約は、事務局長に寄託する。
- 2 事務局長は、次のことを行う。
 - (a) 海事情権についての責任の制限に関する会議に出席するよう招請されたすべての国及びこの条約に加入するその他の国に対し、この条約の認証贈本を送付すること。
 - (b) この条約に署名し又は加入した国に対し、次の事項を通知すること。
 - (i) 新たに行われた署名、文書の寄託及び留保並びに署名、寄託及び留保の日
 - (ii) この条約及びその改正の効力発生の日

- (iii) この条約の廃棄及び廃棄が効力を生ずる日
- (iv) 第二十条又は前条の規定に基づき採択された改正
- (v) この条約に基づき要求される通報

第二十三条 用語

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めらるる件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十六年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる件

理由

この条約は、千九百六十一年の植物の新品種の保護に関する国際条約の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利を新たな国際的統一規則により保護することを目的とするものであり、我が国がこの条約を締結することは、育種の振興を

促進することにより我が国のみならず世界の農業の発展に資する見地から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この条件を提出する理由である。

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十一月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約

締約国は、

千九百七十二年十一月十日の追加議定書によつて改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が植物の新品種の育成者の権利の保護の分野における国際協力のため有益な文書であることが明らかであることを考慮し、

同条約の前文に示された理念、すなわち、締約国が、(a)自国の領域における農業の発展のため及び育成者の利益の擁護のため植物の新品種の保護が重要であることを確信しており、(b)育成者の権利の承認及び保護に関し特別の問題を生ずること、特に、公共の利益のために当該権利の自由な行使について制限が課されることのあることを認識しており、また、(c)多くの国により正当に重要視されているこれらの問題を統一的なかつ明確に定められた原則に従つてそれぞれの国が解決することの極めて望ましいことを認めていることを再確認し、

育成者の権利の保護についての認識が同条約に加入してない多くの国において一般に高まつてきたことを考慮し、

これらの国の同盟への加盟を容易にするため同条約を改正することが必要であることを考慮し、

同条約により設立された同盟の運営に関する規定を参考に照らして改正することが必要であることを考慮し、

これらの目的を達成する最善の方法が同条約を更に改正することであることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 この条約の目的、同盟の形成及び同盟の所在地

- (1) この条約は、植物の新品種の育成者又はその承継人(以下「育成者」という。)に対しこの条約の定めるところによりその権利を承認し及び保証することを目的とする。
- (2) この条約の締約国(以下「同盟国」という。)は、植物の新品種の保護のための同盟を形成する。
- (3) 同盟の所在地は、ジュネーブとし、その常設機関は、ジュネーブに置く。

第二条 保護の方式

- (1) 同盟国は、この条約に定める育成者の権利を、特別の保護の制度により又は特許を与えることにより承認することができる。国内法によりこれらの方式の双方による保護を認める同盟国においては、同一の種類別の植物の保護は、同一の方式により行われなければならない。
- (2) 同盟国は、特定の種類の植物については、特定の方式により繁殖する場合又は特定の用途に供される場合に限定してこの条約を適用することができる。

第三条 内国民待遇及び相互主義

- (1) いずれかの同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人は、他の同盟国において、育成者の権利の承認及び保護に関し、この条約に特に定める権利を害されることなく、当該他の同盟国の国民に対し課される条件及び手続に従うことを条件として、当該他の同盟国の法令によりその国民に対し現在与えられており又は将来与えられることのある待遇と同一の待遇を享受する。
- (2) いずれの同盟国にも住所若しくは居所又は営業所を有していない同盟国の国民も、自己の育成した品種の審査及び増殖検査について課される義務を履行することを条件として、(1)の規定による待遇と同一の待遇を享受する。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、同盟国は、いづれかの種類の植物についてこの条約を適用す

るに当たつては、当該いずれかの種類の植物についてこの条約を適用している他の同盟国の国民並びに当該他の同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人に対してのみ保護の利益を与えることができる。

第四条 保護の対象とされる植物の種類

- (1) この条約は、あらゆる種類の植物について適用することができる。
- (2) 同盟国は、できる限り多くの種類の植物についてこの条約を漸進的に適用するために必要なあらゆる措置をとることを約束する。
- (3) 同盟国は、この条約が自国の領域について効力を生ずる時に、少なくとも五の種類の植物についてこの条約を適用しなければならない。
- (a) 同盟国は、この条約が自国の領域について効力を生ずる日から次に掲げる期間が経過した時に、それぞれの期間に対応して掲げる数以上の数の種類の植物についてこの条約を適用しなければならない。
- (i) 三年
- (ii) 六年
- (iii) 十八年
- (iv) 八年
- (v) 二十四年
- (c) 同盟国が第二条(2)の規定に基づき特定の種類の植物についてこの条約の適用の制限を行つていない場合においても、当該特定の種類の植物は、(a)及び(b)の規定の適用上一の種類の植物とみなす。
- (a) 及び(b)の規定の適用上一の種類の植物とみなす。
- (b) 理事会は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入しようとする国の要請に応じ、当該国における特別の経済的又は生態的事務を考慮して、当該国のために、(3)に定める植物の種類を減少させること若しくは(3)に定める期間を延長すること又はその双方につき決定することができる。
- (5) 理事会は、同盟国の要請に応じ、当該同盟国が(3)(b)の義務の履行に当たり直面する特別の困難を考慮して、当該同盟国のために、(3)(b)に掲げる期間を延長することにつき決定することができる。

第五条 保護される権利及び保護の範囲

- (1) いずれかの品種について育成者に権利が与えられるというものは、当該品種の種苗の商業的販売を目的とする生産、販売の申出及び販売について当該育成者の事前の許諾を必要とすることを意味する。栄養繁殖の場合には、種苗には植物体のすべての部分が含まれる。通常増殖用以外の用途に供するため販売される観賞用植物又はその一部が観賞用植物又は切り花の生産のために種苗として商業目的で使用される場合には、育成者の権利は、当該販売される観賞用植物又はその一部についても認められる。
- (2) 育成者は、その許諾を与えるに当たり、自己の定める条件を付することができる。
- (3) 他の品種を育成するための素材として特定の品種を使用する場合及び育成された当該他の品種を販売する場合には、当該特定の品種の育成者の許諾は、必要としない。ただし、特定の品種を他の品種の商業目的による生産のために反復して使用する必要がある場合には、当該特定の品種の育成者の許諾を必要とする。
- (4) 同盟国は、法令により、又は第二十九条の規定に該当する特別の取極により、特定の種類の植物に関し、(1)の規定による権利を超える広範な権利を育成者に与えること、特に、販売に供される産品についても権利を及ぼすことを認めることができる。同盟国は、このような権利を、当該権利と同等の権利を与える他の同盟国の国民並びに当該他の同盟国に住所若しくは居所又は営業所を有する自然人及び法人に対してのみ与えることができる。

第六条 保護の利益を享受するための条件

- (1) 育成者は、保護の申請に係る品種について次の条件が満たされるときは、この条約による保護の利益を享受する。
- (a) 当該品種が、その成立に係る変異が人為的に生じたものであるか自然的に生じたものであるかを問わず、一又は二以上の重要な形質

に係る特性により、申請の時に存在が一般に知られている他のすべての品種と明確に区別されるものであること。品種の存在が一般に知られているか否かは、種々の事実、例えば、品種が既に栽培され若しくは販売されていること、品種が公の品種表に既に記載されており若しくは品種を同表に記載するための手続がとられていること、品種が参照保存品種の一であること又は品種について出版物に詳細に記述されていることにより確認することができる。品種の認定のために用いる形質は、明確に識別しかつ記述することのできるものでなければならない。

(b) 当該品種が同盟国において申請がされた日に次の条件を満たしているものであること。

- (i) 申請がされた同盟国の領域において、育成者の同意を得た上で販売の申出又は販売が行われていないこと。もつとも、当該同盟国は、法令により、育成者の同意を得た上で販売の申出又は販売が行われていないとみなす期間として特定の期間を定めることができるものとし、当該特定の期間は、最大限申請がされた日から一年さかのぼつた日までの期間とする。
- (ii) 他国の領域において、ぶどう、森林樹、果樹及び観賞樹(これらの台木を含む。)については申請がされた日から六年さかのぼつた日以前に、その他の植物については申請がされた日から四年さかのぼつた日以前に、育成者の同意を得た上で販売の申出又は販売が行われていないこと。
- (iii) 販売の申出又は販売を伴わない品種の試用は、保護を受ける権利に影響を及ぼさない。販売の申出又は販売以外の方法により品種の存在が一般に知られるようになった事実も、保護を受ける権利に影響を及ぼさない。
- (c) 当該品種が十分な均一性を有するものであること。もつとも、当該品種が有性繁殖をすること又は栄養繁殖をすることから生ずる特

殊性は、考慮されるものとする。

(d) 当該品種が重要な形質に係る特性において安定性を有するものであること、すなわち、当該品種を繰り返し増殖させた後に又は育成者が特別な増殖周期を定めている場合にあっては当該周期の終わりに、当該品種が当該特性に関する記述に合致した特性を有しているものであること。

(e) 当該品種に第十三条の定めるところにより名称が付されていること。

(2) 保護を与えるに当たつては、(1)に定める条件以外の条件を課してはならない。もつとも、育成者は、申請をした同盟国の法令に定める手続(料金の支払を含む。)に従わなければならない。

第七条 品種についての公的な審査及び仮保護

(1) 保護は、前条の要件が満たされているかいかに関する品種についての審査の後に行われる。審査は、植物の種類に適したものでなければならない。

(2) 同盟国の権限のある当局は、育成者に対し審査のために必要な情報、書類又は種苗の提出を求めることができる。

(3) 同盟国は、保護の申請の時から保護に関する決定の時までの間に行われる第三者の不当な行為から育成者を守るための措置をとることができる。

第八条 保護の期間

育成者の権利は、一定の期間について与えられる。保護の期間は、権利の付与の日から起算して十五年を下回らないものとする。ぶどう、森林樹、果樹及び観賞樹(これらの台木を含む。)については、保護の期間は、権利の付与の日から起算して十八年を下回らないものとする。

第九条 保護されている権利の行使に対する制限

(1) 育成者に与えられる排他的な権利の自由な行使は、公共の利益のために必要である場合を除

くほか、制限してはならない。
(2) 同盟国は、品種の普及を図るために育成者の権利の自由な行使を制限する場合には、育成者が衡平な対価の支払を受けることを確保するために必要な措置をとる。

第十条 保護されている権利の無効化及び消滅

(1) 育成者の権利は、第六条(1)(a)及び(b)に定める条件が当該権利の付与の際に実際には満たされていなかったことが判明した場合には、同盟国の法令の定めるところにより無効とされる。
(2) 育成者の権利は、保護が与えられた時に認定された特性を有する品種の種苗を育成者が権限のある当局に提出することができなくなつた場合には、消滅する。
(3) 育成者の権利は、次の場合には、消滅させることができる。

(a) 育成者が品種の調査に必要な種苗、書類及び情報を提出が求められた期間内に権限のある当局に提出しない場合又は育成者が品種の維持のためにとつた措置についての検査に応じない場合
(b) 育成者が所定の期間内に権利の存続のために必要な料金を納付しない場合

(4) 育成者の権利は、この条に定める理由以外の理由により無効とし又は消滅させることができな

第十一条 最初の申請をする同盟国を選択する自由、他の同盟国における申請及び各同盟国における保護の独立

(1) 育成者は、最初の保護の申請をする同盟国を自由に選択することができる。
(2) 育成者は、最初の申請をした同盟国から権利を与えられる前に、他の同盟国において申請をすることができる。
(3) この条約に基づく保護の利益を受けることのできる自然人又は法人がいずれかの同盟国においてした申請に係る保護は、同一の品種につい

て他の国(同盟国であるかないかを問わない。)において取得した保護から独立したものとす

第十二条 優先権

(1) いずれかの同盟国において正規に保護の申請をした育成者は、他の同盟国において申請をするに際し、十二箇月の期間優先権を有する。この期間は、最初の申請の日から開始する。申請の日は、期間に算入しない。
(2) (1)の規定に基づく利益を受けるためには、新たな申請をするとともに、最初の申請に基づく優先権を主張し、かつ、最初の申請を受理した当局の認証する当該最初の申請に係る申請書類の謄本を三箇月以内に提出しなければなら

ない。
(3) (2)に定める条件に従つて申請をした育成者は、当該申請をした同盟国の法令により必要とされる追加の書類及び試料の当該同盟国への提出については、優先期間の満了後四年の期間内

にすることを認められる。もつとも、当該申請がされた同盟国は、優先権の主張の基礎となつた申請が拒絶され又は取り下げられた場合には、当該追加の書類及び試料を適当な期間内に提出するよう要求することができる。
(4) (2)に定める条件に従つてされた申請は、(1)に定める期間内に行われた他の申請、当該品種の公表又は利用等の行為を理由として拒絶されることはない。これらの行為は、第三者に利益をもたらすいかなる権利も、また、いかなる所有権も生じさせない。

第十三条 品種の名称

(1) 品種には、その固有性を示すための一の名称を付する。同盟国は、(4)の規定が適用される場合を除くほか、保護の期間及びその満了後において、当該品種につきその登録された名称を自由に使用することが当該登録された名称と同一の名称についてのいかなる権利によつても妨げられないことを確保する。
(2) 品種の名称は、品種の識別を可能にするもの

でなければならぬ。品種の名称は、品種を示すために慣習として確立している場合を除くほか、数字のみから成るものであつてはならない。品種の名称は、品種の特性若しくは価値について又は品種若しくは育成者の識別について誤認又は混同を生じさせるもののあるものであつてはならない。品種の名称は、特に、品種の属する種類と同一の種類又は品種の属する種類に極めて類似する種類に属する既存の他の品種につき同盟国において使用されているいかなる名称とも異なるものでなければならぬ。
(3) 品種の名称は、育成者が第三十条(1)(b)に規定する当局に提示する。当局は、品種の名称が(2)の要件を満たしていないと認める場合には、当該名称の登録を拒否し、所定の期間内に他の名称を提示するよう育成者に要求する。品種の名称は、第七條の規定により品種についての保護が与えられると同時に登録される。
(4) 第三者の既存の権利は、品種の名称の登録によつて影響を受けることはない。(7)の規定により品種の名称の使用を要求されている者による当該名称の使用が既存の権利に基づき禁止される場合には、第三十条(1)(b)に規定する当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求する。

(5) 一の品種については、各同盟国において同一の名称を提示しなければならない。第三十条(1)(b)に規定する当局は、品種の名称が自国において適当なものでないと認める場合を除くほか、提示された名称を登録する。品種の名称が適当なものでないと認める場合には、当該当局は、他の名称を提示するよう育成者に要求することができる。
(6) 第三十条(1)(b)に規定する当局は、品種の名称に関する情報、特に、名称の提示、登録及び取消しを他のすべての同盟国の当該当局に通知する。通知を受けた当局は、必要に応じて、通知を行つた当局に対し名称の登録について意見を述べることができる。
(7) 同盟国において保護が認められている品種の

種苗の販売の申出又は販売を当該同盟国において行う者は、当該品種の保護の期間及びその満了後において、当該品種の名称を使用しなればならない。ただし、当該名称の使用が(4)に規定する既存の権利により妨げられない場合に限り。

(8) 品種の販売の申出又は販売に当たつては、登録された名称とともに商標若しくは商号又はこれらに類似する表示を使用することができる。この場合には、登録された名称を容易に識別することができるようにしておかなければならぬ。

第十四条 生産、証明及び販売について規律する措置からの保護の独立

(1) この条約により育成者に与えられる権利は、種苗の生産、証明及び販売について規律するために同盟国においてとられる措置から独立したものとす。
(2) もつとも、可能な限り、(1)の措置によりこの条約の適用が妨げられることのないようにする。

第十五条 同盟の機関

同盟の常設機関は、次のものとする。

(a) 理事会

事務局(植物の新品種の保護のための国際同盟事務局と称する。)

(b) 第十六条 理事会の構成及び票数

(1) 理事会は、同盟国の代表により構成する。各同盟国は、理事会における代表及び代表代理各一名を任命する。
(2) 代表及び代表代理は、顧問又は随員を伴うことができる。
(3) 各同盟国は、理事会において一の票を有する。

第十七条 理事会の会合におけるオブザーバー

(1) 同盟に属しない国でこの条約に署名したものは、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請される。

(2) (1)に規定する国以外の者に対しても、理事会の会合にオブザーバー又は専門家として出席するよう招請を行うことができる。

(1) 理事会は、理事会を構成する同盟国の代表のうちから議長及び第一副議長を選出する。理事會は、他の副議長を選出することができる。第一副議長は、議長が職務を行うことができな場合には、議長の職務を代行する。

(2) 議長は、三年とする。

(1) 理事会は、議長が召集する。

(2) 理事会は、毎年、通常会期として会合する。通常会期のほかに、議長は、自己の裁量により、理事会を召集することができるものとし、また、同盟国の三分の一以上の要請があるときは、三箇月以内に理事会を召集する。

第二十条 理事会の手続規則並びに同盟の管理規則及び財政規則

理事会は、その手続規則並びに同盟の管理規則及び財政規則を定める。

第二十一条 理事会の任務

理事会は、次の任務を有する。
(a) 同盟の利益を擁護しかつ同盟の発展を図るための適当な措置を検討すること。
(b) 事務局長及び必要と認めるときは事務局次長を任命し並びにそれぞれの雇用条件を定めること。

(c) 同盟の活動に関する年次報告書を検討し及び同盟の将来の事業計画を作成すること。
(d) 第二十三条に定める職務を行う事務局長に対し、同盟の任務の遂行に必要な指示を与えること。
(e) 同盟の子算を審査し及び承認し、並びに第二十六条に定めるところにより同盟国の分担金を決定すること。
(f) 事務局長の提出する会計報告書を審査し及び承認すること。
(g) 第二十七条に規定する会議の時期及び場所

を同条に定めるところにより決定し、当該会議の準備に必要な措置をとること。
(h) その他同盟の任務の効果的な遂行に必要な決定を行うこと。

第二十二條 理事会の決定が必要とされる多数

理事会の決定は、出席しかつ投票する代表の単純過半数による議決で行う。ただし、第四条(4)、第二十条、前条(e)、第二十六条(b)、第二十七条(1)、第二十八条(3)又は第三十二条(3)の規定による決定は、出席しかつ投票する代表の四分の三以上の多数による議決で行う。棄権は、投票とみなさない。

第二十三條 事務局の任務、事務局長の責任及び職員任命

(1) 事務局は、理事会の委任する任務を遂行する。事務局長は、事務局が指揮する。

(2) 事務局長は、理事会の決定の実施を確保し、理事会の承認を得るために予算を提出し及びその執行を確保し、また、自己の職務の遂行に関する年次報告書並びに同盟の活動及び財政状況に関する報告書を理事会に提出する。

(3) 第二十一条(b)の規定による場合を除くほか、事務局の任務の効果的な遂行に必要な職員任命及び雇用の条件は、第二十条に規定する管理規則及び財政規則により定める。

第二十四條 法的地位

(1) 同盟は、法人格を有する。
(2) 同盟は、各同盟国の領域において、当該同盟国の法令に従い、同盟の目的達成及び同盟の任務の遂行に必要な法的能力を享有する。
(3) 同盟は、スイス連邦と本部協定を締結する。

第二十五條 会計検査

同盟の会計検査は、第二十条に規定する管理規則及び財政規則の定めるところにより、いずれか一の同盟国が行う。当該一の同盟国は、理事会が当該一の同盟国の同意を得て指定する。

(1) 同盟の経費は、次のものによつて賄う。
同盟国の年次分担金
事業によつて得る報酬
雑収入

(2) (a) 各同盟国の年次分担金の額は、同盟国の分担金によつて賄われる経費の総額及び(3)の規定による当該各同盟国の単位数によつて決定するものとし、(4)の定めるところにより算定する。

(b) 分担金の単位数は、整数又は分数で示される。もつとも、単位数は、五分の一を下回るものであつてはならない。

(3) (a) この条約がその国について効力を生ずる日に既に同盟に属している国については、分担金の単位数は、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に基づき同日直前に適用されていた単位数と同一のものとする。

(b) (a)に規定する国以外の国は、同盟に加盟する際に、事務局長にあてた宣言において自国の単位数を提示する。

(c) 同盟国は、いつでも、事務局長にあてた宣言において、(a)又は(b)の規定による単位数と異なる自国の単位数を提示することができる。この宣言は、一年の最初の六箇月の間に行われた場合には当該年の翌年の始めに効力を生じ、その他の場合には宣言が行われた年の後二年目の年の始めに効力を生ずる。

(4) (a) 各会計期間における分担金の一単位当たりの額は、当該各会計期間において同盟国の分担金によつて賄われる経費の総額を同盟国の分担金の総単位数で除して得た額とする。

(b) 各同盟国の分担金の額は、一単位当たりの額に当該各同盟国の単位数を乗じて得た額とする。

(5) (a) 分担金の支払が延滞している同盟国は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、その未払の額が当該年に先立つ二年について支払の義務を生じた当該同盟国の分担金の総額以上

の額となつた場合には、理事会において投票権を行使することができない。投票権が停止された場合にも、当該同盟国は、この条約に基づく義務を免除され又はこの条約に基づくその他の権利を奪われることはない。

(b) 理事会は、(a)の規定に該当する同盟国に対し、その支払の延滞が例外的なかつ避けることのできな事情によるものであると認める場合には、引き続き投票権を行使することを認めることができる。

第二十七條 この条約の改正

(1) この条約は、同盟国の会議により改正することができる。会議の招集は、理事会が決定する。が会議に代表を出していなければならぬ。この条約の改正案は、会議に代表を出している同盟国の六分の五以上の多数による議決で採択される。

第二十八條 事務局により及び理事会の会合において使用される言語

(1) 事務局は、任務の遂行に当たりフランス語、ドイツ語及び英語を使用する。
(2) 理事会の会合及びこの条約の改正のための会議においては、(1)に定める言語が使用される。
(3) 理事会は、必要に応じ、(1)に定める言語以外の言語の使用について決定することができる。

第二十九條 植物の新品種の保護に関する特別の取極

同盟国は、植物の新品種の保護に関する特別の取極を相互間で締結する権利を留保する。ただし、当該特別の取極は、この条約に抵触するものであつてはならない。

第三十條 この条約の各同盟国による適用及び審査に関する機能の共同利用についての取極

(1) 各同盟国は、この条約を適用するために必要な措置をとるものとし、特に次のことを行う。
(a) この条約に定める権利の効果的な保護のため

めの適当な法的手段について定めること。
(b) 植物の新品種の保護のための特別の当局を設置し又はこの保護に関する業務を既存の当局に行わせること。
(c) 植物の新品種の保護に関する事項の公表、少なくとも保護されている権利に関する表の定期的な出版を確保すること。

(2) 同盟国の権限のある当局は、相互間で、第七条に規定する審査並びに必要な参照用保存品種及び参考書類の収集を行う機関の機能を共同で利用するため取決めを行うことができる。
(3) いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に、自国の法令によりこの条約を実施することができる状態になければならないと了解される。

第三十一条 署名
この条約は、千九百七十九年十月三十一日まで、同盟に属する国及びこの条約を採択した外交会議に代表を出した他の国による署名のために開放しておく。

第三十二条 批准、受諾、承認又は加入
(1) いずれの国も、この条約に拘束されることについての同意を次の文書を寄託することにより表明する。
(a) この条約に署名している場合には、批准書、受諾書又は承認書
(b) この条約に署名していない場合には、加入書

書
(2) 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。
(3) 同盟に属しない国でこの条約に署名していないものは、加入書の寄託に先立ち、自国の法令とこの条約との適合性について理事会の判断を求める。肯定的な決定が行われた場合には、加入書は、寄託することができる。

第三十三条 効力発生及び従前の条約への加入の禁止
この条約は、次の二の条件が満たされた後一箇月で効力を生ずる。

第一類第四号 外務委員会議録第五号 昭和五十七年四月二日

(a) 少なくとも五の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託されること。
(b) (a)の文書のうち少なくとも三の文書が千九百六十一年の条約の締約国である国によつて寄託されること。

(2) (1)(a)及び(b)の条件が満たされた後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、当該文書の寄託の後一箇月で効力を生ずる。
(3) この条約が(1)の規定により効力を生じた後は、いずれの国も、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に加入することができない。

第三十四条 それぞれの条約に拘束されている国の間の関係
(1) この条約が自国について効力を生じた日に千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約に拘束されている同盟に属する国は、この条約に拘束されない同盟に属する他の国との関係において、この条約が当該他の国について効力を生ずるまでの間、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を引き続き適用する。

(2) この条約に拘束されない同盟に属する国(後段において「前者」という。)は、事務局長に於て通告により、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することにより同盟国となるこの条約に拘束される国(後段において「後者」という。)との関係において、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を適用する旨を宣言することができる。前者による通告の日の一箇月後からこの条約が前者について効力を生ずるまでの間、前者は、後者との関係において、千九百七十二年の追加議定書によつて改正された千九百六十一年の条約を適用するものとし、後者は、前者との関係において、この条約を適用する。

第三十五条 保護の対象とされる植物の種類
保護の対象とされる植物の種類は、

情報
(1) 同盟に属しない国は、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するに際し、この条約が当該国について効力を生ずる時にこの条約を適用する植物の種類を表を事務局長に提出する。
(2) 事務局長は、同盟国からの通報に基づき次の事項に関する情報を公表する。
(a) この条約が当該同盟国について効力を生じた後新たにこの条約が適用されることとなつた植物の種類
(b) 第三条(3)の規定により認められる権限の行使
(c) 第四条(4)及び(5)の規定に基づき理事会により認められた権限の行使
(d) 第五条(4)前段の規定により認められる権限の行使(同条(4)前段に規定する広範な権利の性質及び当該権利の及ぶ植物の種類について明記するものとする。)
(e) 第五条(4)後段の規定により認められる権限の行使
(f) 第六条(1)(b)(i)の規定に適合する当該同盟国の法令の有無及び当該法令の認める期間の長さ
(g) 第八条に規定する保護の期間が十五年又は十八年を超える場合の保護の期間
(3) 第三十六条 領域
(1) いずれの国も、その指定する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において宣言し、又はその後いつでも文書により事務局長に通告することができる。
(2) (1)の規定に基づく宣言又は通告を行った国は、宣言又は通告に係る領域の全部又は一部についてこの条約の適用を終了させる旨をいつても事務局長に通告することができる。
(3) (a) (1)の規定に基づいて行われた宣言は、宣言を含む批准書、受諾書、承認書又は加入書の日付の日と同一の日に効力を生ずるものとす。

し、(1)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長による通報の後三箇月で効力を生ずる。
(b) (2)の規定に基づいて行われた通告は、事務局長による受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第三十七条 二の方式による保護の特例
(1) この条約が署名のために開放されている期間の満了前に同一の種類植物について第二条(1)に規定する二の方式による保護を定めている国は、同条(1)の規定にかかわらず、この条約への署名又はこの条約の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に事務局長に通告することにより、引き続き当該二の方式による保護を定めることができる。
(2) (1)の規定を適用する同盟国は、特許に関する法令による保護が求められる場合には、当該保護に係る品種につき、第六条(1)(a)及び(b)並びに第八条の規定にかかわらず、特許に関する法令に定める特許の要件及び保護の期間を適用することができる。

(3) (1)の規定を適用する同盟国は、(1)の規定に基づき行つた通告の撤回をいつても事務局長に通告することができる。撤回は、当該同盟国がその通告において指定する日に効果を生ずる。
第三十八条 新規性の要件に関する経過的な緩和措置
同盟国は、その属する植物の種類について当該同盟国が初めてこの条約を適用した時に存在していた最近育成された品種については、第六条の規定にかかわらず、同条に定める新規性の要件を緩和することができる。ただし、他の同盟国に対して新たな義務を課することとならないことを条件とする。

第三十九条 既存の権利の保全
この条約は、同盟国の法令又は同盟国間の協定に基づき取得されていた権利に影響を及ぼすものではない。
四十条 留保

四十五

この条約に対するいかなる留保も、認められない。
い。

第四十一条 棄
この条約の有効期間及び廃

- (1) この条約は、無期限に効力を有する。
- (2) いずれの同盟国も、事務局長に於て通告によりこの条約を廃棄することができる。事務局長は、当該通告を受領した旨を遅滞なくすべての同盟国に通報する。
- (3) 廃棄は、事務局長が通告を受領した年の翌年の末日に効力を生ずる。
- (4) 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前にこの条約に基づき取得された品種に関する権利に影響を及ぼすものではない。

第四十二条 用語及び寄託者の任務

- (1) この条約に関しては、フランス語、英語及びドイツ語による原本一通について署名するものとし、これらの条約文の解釈に相違がある場合には、フランス文による。この条約の原本は、事務局長に寄託する。
- (2) 事務局長は、この条約を採択した外交會議に代表を出したすべての国の政府及び要請があつたときは他の国の政府に対し、この条約の認証謄本二通を送付する。
- (3) 事務局長は、(2)に規定する外交會議に代表を出した関係国の政府と協議の上、アラビア語、スペイン語、イタリア語、日本語、オランダ語その他理事会の指定する言語によるこの条約の公定訳文を作成する。
- (4) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。
- (5) 事務局長は、同盟に属する国の政府及び同盟に属しない国でこの条約を採択した外交會議に代表を出したものの政府に対し、この条約の署名、この条約の批准書、受諾書、承認書及び加入書の寄託、第三十四条(2)、第三十六条(1)及び(2)、第三十七条(1)及び(3)並びに前条(2)の規定に基づく通告並びに第三十六条(1)の規定に基づく宣言を通報する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで作成した。

(署名欄は省略)